



Policy Research Institute  
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

プロジェクト研究  
〔主要国農業政策・  
食料需給〕  
研究資料 第9号

## 令和6年度カントリーレポート

タイ，ベトナム，中国，  
インド

令和7年3月

農林水産政策研究所

本刊行物は、農林水産政策研究所における研究成果について、主として行政での活用に資するため取りまとめた資料であり、学術的な審査を経たものではありません。研究内容の今後一層の充実を図るため、読者各位から幅広くコメントをいただくことができれば幸いです。

## まえがき

このカントリーレポートは、当研究所の研究者が世界の主要各国について農業・農政の分析を行った成果を広く一般に提供するものである。

当研究所においては、平成19（2007）年度から、単年度の「行政対応特別研究」の枠組みの下で毎年カントリーレポートを作成・公表してきたが、平成25（2013）年度からは、研究の枠組みが3年度にわたる「プロジェクト研究」に移行した。プロジェクト研究は、平成25（2013）年度から平成27（2015）年度までを一期目、平成28（2016）年度から平成30（2018）年度までを二期目、平成31（2019）年度から令和3（2021）年度までを三期目とし、令和4（2022）年度から四期目を実施している。

これまで当研究所では、農業政策立案の観点から重要となる国・地域を対象とした農業情勢と関連政策の分析と国際食料需給の分析を実施してきた。四期目の「主要国における農業政策の改革の進展とそれを踏まえた中長期的な世界食料需給に関する研究」においても、これまでに蓄積された知見を活用しながら、世界の主要国・地域の農業情勢及び関連政策の調査研究を行っている。そして、国・地域別の知見と定量的な食料需給予測の連携を深め、よりの確な需給見通しの策定に努めている。さらに、多くの国々が共通した課題に直面するようになっていく現状を踏まえ、各国・地域単独での分析に加えて、関連した複数国を横断する課題を設定し、各国の政策や関連状況を比較・分析している。

本レポートは、農林水産政策研究所における研究成果について、主として行政での活用に資するため取りまとめた資料であり、学術的な審査を経たものではない。農林水産政策研究所では今後も海外農業情報の収集・分析を充実させる方針であり、広範の読者の方より、御指導・御指摘を賜れば幸いである。

### 【参考】 平成19年～令和5年度カントリーレポート

（平成19年度）

- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第1号 中国，韓国
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第2号 ASEAN，ベトナム
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第3号 インド，サブサハラ・アフリカ
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第4号 オーストラリア，アルゼンチン，EU 油糧種子政策の展開

（平成20年度）

- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第5号 中国，ベトナム
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第6号 オーストラリア，アルゼンチン
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第7号 米国，EU
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第8号 韓国，インドネシア

（平成21年度）

- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第9号 中国の食糧生産貿易と農業労働力の動向
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第10号 中国，インド

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 11 号 オーストラリア, ニュージーランド, アルゼンチン

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 12 号 EU, 米国, ブラジル

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 13 号 韓国, タイ, ベトナム

(平成 22 年度所内プロジェクトカントリーレポート)

所内プロジェクト研究〔二国間〕研究資料第 1 号 アルゼンチン, インド

所内プロジェクト研究〔二国間〕研究資料第 2 号 中国, タイ

所内プロジェクト研究〔二国間〕研究資料第 3 号 EU, 米国

所内プロジェクト研究〔二国間〕研究資料第 4 号 韓国, ベトナム

(平成 23 年度行政対応特別研究カントリーレポート)

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 1 号 中国, 韓国 (その 1)

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 2 号 タイ, ベトナム

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 3 号 米国, カナダ, ロシア及び大規模災害対策  
(チェルノブイリ, ハリケーン・カトリーナ, 台湾・大規模水害)

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 4 号 EU, 韓国, 中国, ブラジル, オーストラリア

(平成 24 年度行政対応特別研究カントリーレポート)

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 1 号 中国, タイ

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 2 号 ロシア, インド

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 3 号 EU, 米国, 中国, インドネシア, チリ

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 4 号 カナダ, フランス, ブラジル, アフリカ,  
韓国, 欧米国内食料援助

(平成 25 年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 1 号 中国, タイ, インド, ロシア

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 2 号 EU, ブラジル, メキシコ, インドネシア

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 3 号 アメリカ, 韓国, ベトナム, アフリカ

(平成 26 年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 4 号 タイ, オーストラリア, 中国

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 5 号 米国, WTO, ロシア

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 6 号 EU (フランス, デンマーク)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 7 号 インド, アルゼンチン, ベトナム, インドネシア

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 8 号 米国農業法, ブラジル, 韓国, 欧州酪農

(平成 27 年度プロジェクト研究資料)

- プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 9 号 総括編, 食料需給分析編
- プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 10 号 EU (CAP 改革, フランス, スコットランド, デンマーク, フィンランド, 酪農)
- プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 11 号 中国, インド, インドネシア, 中南米, アフリカ
- プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 12 号 タイ, ベトナム, ミャンマー, オーストラリア, ロシア, ブラジル
- プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 13 号 米国, フランス, 韓国, GMO (米国, EU)

(平成 28 年度プロジェクト研究資料)

- プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 1 号 総論, 横断的・地域的研究, 需給見通し
- プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 2 号 米国 (農業支援政策, SNAP 制度), EU (価格所得政策と CAP 簡素化, 酪農, 農業リスク管理, フランス), 韓国, 台湾
- プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 3 号 タイ, ベトナム, オーストラリア, ロシア
- プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 4 号 中国, インド, インドネシア, メキシコ, ケニア

(平成 29 年度プロジェクト研究資料)

- プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 5 号 横断的・地域的研究, 需給見通し
- プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 6 号 米国 (米国農業法, 農業経営の安定化と農業保険, SNAP-Ed), EU (CAP 農村振興政策, フランス, 英国), 韓国, 台湾
- プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 7 号 タイ, ベトナム, オーストラリア, ロシア, ブラジル
- プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 8 号 中国, インド, インドネシア, メキシコ, アフリカ, フィリピン

(平成 30 年度プロジェクト研究資料)

- プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 9 号 横断的・地域的研究, 需給見通し
- プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 10 号 米国, カナダ, EU (条件不利地域における農業政策, 共通農業政策 (CAP) の変遷における政治的要因等の検討, ドイツ, フランス, 英国), ロシア

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 11 号 中国, 韓国, 台湾, インドネシア, フィリピン, タイ, インド, アフリカ

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 12 号 メキシコ, ブラジル, アルゼンチン, オーストラリア

(令和元年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 1 号 米国, EU (CAP), フランス, 英国, CETA, ロシア

プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 2 号 中国, 台湾, ベトナム, アフリカ (ケニア)

プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 3 号 ブラジル, メキシコ, アルゼンチン, ウルグアイ, オーストラリア

プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 4 号 横断的・地域的研究, 世界食料需給分析

(令和 2 年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 5 号 EU (農産物貿易政策等, 持続可能性確保と経済復興・成長に向けた取組, フランス), 英国, ロシア

プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 6 号 タイ, ベトナム, インドネシア, 韓国, 中国

プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 7 号 ブラジル, アルゼンチン, パラグアイ, オーストラリア

プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 8 号 横断的・地域的研究, 世界食料需給分析

(令和 3 年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 9 号 EU (農産物貿易政策等), 英国, ロシア

プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 10 号 タイ, ベトナム, インドネシア, 中国, インド, 西アフリカ

プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 11 号 ブラジル, アルゼンチン, パラグアイ, オーストラリア

プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 12 号 横断的・地域的研究, 世界食料需給分析

(令和 4 年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業政策・食料需給〕研究資料 第 1 号 EU, ドイツ, ロシア・ウクライナ

プロジェクト研究〔主要国農業政策・食料需給〕研究資料 第 2 号 タイ, ベトナム, 中国, インド, アフリカ, セネガル

プロジェクト研究〔主要国農業政策・食料需給〕研究資料 第3号 ブラジル，アルゼンチン  
プロジェクト研究〔主要国農業政策・食料需給〕研究資料 第4号 横断的・地域的研究，世界食料需給分析

(令和5年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業政策・食料需給〕研究資料 第5号 アルゼンチン  
プロジェクト研究〔主要国農業政策・食料需給〕研究資料 第6号 ベトナム，中国，インド，西アフリカ  
プロジェクト研究〔主要国農業政策・食料需給〕研究資料 第7号 EU，フランス，ロシア  
プロジェクト研究〔主要国農業政策・食料需給〕研究資料 第8号 世界食料需給分析

プロジェクト研究 「主要国における農業政策の改革の進展とそれを踏まえた中長期的な世界食料需給に関する研究」

令和6年度 カントリーレポート 第9号

タイ，ベトナム，中国，インド

## 目 次

### 第1章 タイ—農業生産・輸出の動向及び ASEAN 諸国の農工間格差の要因分析—

(井上荘太郎)

はじめに

1. タイにおける土地利用の状況
2. 農業生産と輸出の動向
3. 米に関連する政策の動向
4. ASEAN 諸国における農工間格差変動の要因分解

### 第2章 ベトナム—コメ輸出拡大の背景—

(岡江恭史)

はじめに

1. 市場経済化とコメ輸出
2. 国際米価高騰への対応—2008年と2023年の対比—
3. コメ輸出拡大の背景と近年の状況

おわりに

### 第3章 中国—国家安全を最優先、「党の指導」で食糧供給安定と共同富裕実現目指す—

(百崎賢之)

1. はじめに—「食糧」・「三農」分野で「習総書記色」の濃い諸政策目標並立
2. 2024年の「三農」（農業・農村・農民）をめぐる状況と生産・輸入の動向
3. 食糧と重要農産品の供給力強化と「収入補てん」～2024年の新たな動き
4. おわりに

## 第4章 インド—近年におけるコメの輸出動向—

(草野拓司)

1. はじめに
2. 主要農産物の需給動向
3. コメの輸出における品目と輸出先国の関係
4. まとめ

## 第1章 タイ

### —農業生産・輸出の動向及び ASEAN 諸国の農工間格差の要因分析—

井上 荘太郎

#### はじめに

本レポートでは、タイの農産物生産と輸出及び、米に関連する政策の状況を紹介します。加えて ASEAN 諸国の農工間格差の変動の要因分析の結果を紹介します。

まず1で基礎的な情報としてタイの土地利用の状況を示す<sup>(1)</sup>。続いて2でタイの近年の農産物生産と農産物輸出の動向を確認する。さらに3で2024年に成立したペートンターン政権の米関連政策について紹介する。最後に4で ASEAN 諸国の農工間の所得格差の分析を行う。ここでは井上(2023)で分析した、ASEAN 諸国における長期的な農工間所得格差の変動要因を、労働者数と GDP の変化に分解して整理した。

タイの国土は通常、北部、東北部、中央部、南部に区分される。各地方に属する県の名前と位置は章末の参考図を参照されたい。

#### 1. タイにおける土地利用の状況

タイの国土のうち農用地は約24万平方キロと約47%を占める。一方、林地の面積は16万4千平方キロメートルであり、約32%である。この豊かな土地資源に恵まれた国である。

タイの国土はインドシナ半島の内陸部とマレー半島に位置する。そしてチェンマイを中心とする北部、広大なコラート平原が広がる東北部、首都バンコクの位置するチャオプラヤデルタのある中央部、マレー半島の北半を占める南部の4つの地域に分かれる(参考図)。ここでは、各地方の土地利用の状況(第1表)と灌漑や降水の状況(第2表)を確認する。

北部は林地面積の割合が約53%と他の地方に比べて大きい。その結果、農用地面積の割合は約30%と全国レベルでの割合(約47%)に比べて小さい。年間降水量は1,567ミリメートルと多くはないが、灌漑地の割合が約32%と高いことが特徴である。

東北部では1970年代まで森林伐採による農地拡大が広く行われていた。その結果、東北部の林地面積の割合は約15%と小さい。一方、農用地面積の割合は高く、約62%に達する。年間降水量は1,756ミリメートルあるが、年間降水日数は127日と最も少なく、厳しい乾期の長いことが、東北部の気候の特徴である。灌漑地の割合は約13%と最も低く、厳しい乾期があるにもかかわらず、天水に依存した農業が広範に行われていることが、東北部の農業の特徴である。

中央部は最も経済開発の進んだ地方であり、非農用地の割合が約26%と大きい。また

林地の割合は約29%もあり、比較的林地が残っている地方である。

南部は農用地面積の割合が約54%と東北部について大きい。年平均降水量は3,177ミリメートル、年降水日数は202日と、タイの4つの地方の中では最も湿潤な気候である。

このように各地方の土地利用の違いは、平坦地と山地の元々の割合、降水量の違い、灌漑施設の普及の違い、大河川の存在等の諸条件に影響されている。東北部と中央部は平坦地の割合が多いが、北部と南部では平地は比較的狭隘である。こうして異なった条件の下で各地方では、性格の異なった農業が行われている。

第1表 2021年におけるタイの土地利用

(単位：平方キロメートル)

地方	総面積	林地面積	農用地面積	非農用地面積
全国	513,115	163,540	239,593	109,982
	100.0%	31.9%	46.7%	21.4%
北部	169,644	89,903	50,983	28,758
	100.0%	53.0%	30.1%	17.0%
東北部	168,854	25,124	103,953	39,778
	100.0%	14.9%	61.6%	23.6%
中央部	103,901	30,564	46,370	26,967
	100.0%	29.4%	44.6%	26.0%
南部	70,715	17,950	38,286	14,479
	100.0%	25.4%	54.1%	20.5%

資料：Agricultural Statistics of Thailand 2022。

第2表 灌漑地面積，年間降水量，年間平均降水日数（2022年）

	灌漑地面積 (km <sup>2</sup> ) (A)	農用地総面積 (B)	A/B	年平均降水量 (mm)	年間平均降水日数 (日)
全国	55,810	239,593	23.3%	2,086	150
北部	16,259	50,983	31.9%	1,567	130
東北部	13,474	103,953	13.0%	1,756	127
中央部	20,851	46,370	45.0%	1,845	138
南部	5,227	38,286	13.7%	3,177	202

資料：Agricultural Statistics of Thailand 2022。

次に各地方の農用地面積について、その内訳を紹介する（第3表）。

タイ全体では水田面積の割合が約44%であり、畑作物が作付けされている面積（以下畑地面積）の割合は約21%である。また約26%が果樹及び多年生の作物の栽培に利用されている（以下樹園地面積とする）。

地方別に見ると、北部では水田面積約47%及び、畑地面積約33%といずれの割合も全国平均を上回っている。一方、樹園地面積の割合は約12%と全国平均よりも小さい。相対

的に涼しい北部の気候は、熱帯果物の生産に対して制約条件になっている上、現在タイで生産が拡大しているアブラヤシの生産も北タイでは相対的に難しい。こうした事情のため樹園地面積の割合は小さくなっている。

東北部の漑地面積の割合は最も小さい。そのため生産性の低い天水農業で、米、トウモロコシ、キャッサバ、サトウキビなどが生産されている。水田面積の割合は約61%、畑の面積は約20%である一方で、樹園地面積の割合は約11%しかない。用水不足から果物やアブラヤシの生産に制約のある地域が多い。

中央部では水田面積の割合は約34%と小さいが、灌漑率が高く、生産性の高い稲作が行われている。また畑地面積も約27%と全国を上回っており、サトウキビなどの生産が広く行われている。また樹園地面積の割合も約23%と比較的大きい。

最後に南部は、樹園地面積の割合が約90%と圧倒的に大きい。アブラヤシの生産が急速に拡大している。そのため、水田面積も畑地面積も他地域に比べると極端に小さい。

第3表 タイの農用地の利用 (2021年)

(単位：平方キロメートル)

	総面積	水田	畑作物	果樹及び多年生作物	野菜、切り花、観賞用植物	その他
全国	239,593	104,650	49,416	63,004	1,784	20,738
	100.0%	43.7%	20.6%	26.3%	0.7%	8.7%
北部	50,983	24,159	16,598	6,274	671	3,281
	100.0%	47.4%	32.6%	12.3%	1.3%	6.4%
東北部	103,953	63,353	20,337	11,733	247	8,282
	100.0%	60.9%	19.6%	11.3%	0.2%	8.0%
中央部	46,370	15,584	12,456	10,667	785	6,878
	100.0%	33.6%	26.9%	23.0%	1.7%	14.8%
南部	38,286	1,554	26	34,330	80	2,297
	100.0%	4.1%	0.1%	89.7%	0.2%	6.0%

資料：Agricultural Statistics of Thailand 2022。

## 2. 農業生産と輸出の動向

### (1) 農業生産の動向

以上、タイの土地利用の地域別の性格を紹介してきた。以下では土地条件の下における各作目の生産動向を検討する(第4表)。

2014年を100として2023年までの生産指数の推移をみると、農業全体では110.0と約1割、生産が増加している。その内訳は、食用作物が2023年で95.9と減少していることがわかる。この減少には、干ばつなどの気象的要因の影響もあるが、2011年から2014年にかけてのプアタイ党政権による米の高価買取政策に刺激され、米生産が極端に増加し、灌漑地で稲の作付けが急増した反動という側面もある。逆に、この期間、生産量が増えているのは油糧作物である。2017年から生産量は着実に増加を続け、2023年の生産指数は

148.0に達している。その大半はアブラヤシである。また果樹も2023年で123.5と生産が着実に増加している。特に増加が目立つのはロンガンとドリアン、タンジェリンなどの生産である。また多年生樹木も生産が増加している。特にパラゴムの生産が増加している。

次に主要作物について、生産量に農家の販売価格を乗じて計算される、生産額の動向を確認する(第5表)。

2013年以降、雨期作米は価格支持の対象ではなかったため、この間の生産額の変動は生産の変動と市況による。乾期作米も市況の動きは雨期作米と同様であるが、生産量は雨期作米の4分の1程度であり、生産額は大幅に異なる。

第4表 農水産物の生産指数(2014年:100)

年	農業全体	主要作目							家畜	水産物
		食用作物	多年生樹木	果樹	野菜	油糧作物	切り花			
2014	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
2015	97.5	94.3	91.0	100.7	88.3	97.0	98.1	100.8	108.8	102.3
2016	97.6	90.7	86.0	101.3	80.4	94.3	92.0	94.8	118.3	138.9
2017	104.3	98.4	92.6	106.2	95.7	98.5	112.2	92.4	123.0	132.3
2018	111.5	106.5	102.6	112.1	102.5	117.1	120.2	96.7	127.8	131.3
2019	111.1	104.1	96.6	110.4	109.6	106.7	126.4	98.0	133.7	139.8
2020	106.9	99.1	86.8	110.6	110.5	109.3	124.5	77.9	133.5	127.5
2021	108.7	103.6	92.1	111.3	122.4	111.4	129.5	67.7	127.7	111.2
2022	110.3	105.4	96.0	108.9	123.3	100.4	142.0	71.3	129.0	110.8
2023	110.0	105.6	95.9	108.4	123.5	115.5	148.0	70.8	129.1	110.8

資料：Agricultural Statistics of Thailand 2023, Table 13.2 Agricultural production index, 2014-2023 より筆者作成。

注：各作目の内訳は、①食用作物は米、トウモロコシ、キャッサバ、サトウキビ。②多年生樹木はコーヒー、パラゴム、胡椒。③果樹はパイナップル、ロンガン、ランブータン、ドリアン、マンゴスチン、ライチ、ロンコン、タンジェリン、ライム。④野菜はニンニク、タマネギ、エシャロット、ジャガイモ、トマト、ベビーコーン、スイートコーン。⑤油糧作物はアブラヤシ、大豆、ココナツ。⑥切り花はラン。⑦家畜は牛、豚、ブロイラー、その他。⑧水産物は海水及び淡水魚類、エビ類。

第5表 品目別生産額の推移（食用作物、油糧作物）（単位：百万バーツ）

	雨期作米	乾期作米	トウモロコシ	キャッサバ	サトウキビ	アブラヤシ
2014	239,845		34,576			53,905
2015	220,506	41,423	31,144	71,186	89,797	50,083
2016	203,733	25,404	30,115	56,444	70,117	63,095
2017	219,846	51,504	30,131	43,649	88,203	59,263
2018	244,513	62,219	40,349	61,969	100,382	48,178
2019	243,016	55,856	34,466	67,571	76,290	42,699
2020	237,457	41,758	38,375	54,526	51,103	69,268
2021	224,146	45,888	42,128	71,374	58,444	109,881
2022	281,758	54,023	48,320	78,667	95,137	146,660
2023	290,464	70,368	44,678	86,645	104,731	96,262
2024		73,438		81,169	126,120	

資料：Agricultural Statistics of Thailand 2023 の各品目の該当表（雨期作米 Table1.2, 乾期作米 Table1.5, トウモロコシ Table1.9, キャッサバ Table1.13, サトウキビ Table1.16）より筆者作成。

注：生産額は販売量に販売価格を乗じた金額。

次に主要作物の生産額の動向を確認する（第5表）

雨期作米の 2023 年の生産額は唯一 2500 億バーツを超えており、最重要品目である。2013 年以降は価格支持政策の対象ではなかったため、この間の生産額の変動は生産の変動と市況による。乾期作米の生産量は雨期作米の 4 分の 1 程度であり、生産額は大幅に異なる。

過去においては、乾期作米程度の水準であったトウモロコシ（飼料用）の生産額は近年では乾期作米を下回る。トウモロコシの生産額が乾期作米の生産額を上回っているのは 2016 年のみである。ただしタイは鶏肉の生産が盛んであり、トウモロコシの需要は大きいので、今後も、トウモロコシの生産額が、乾期作米の生産額を上回ることが定着する可能性もある。

キャッサバ、サトウキビ、アブラヤシの 3 品目は食品産業の原材料として輸出されることが多い。これまで国際市況の影響を受けて生産額が推移している。そして近年に注目すると、2020 年頃から国際価格の上昇に伴い、程度の差はあるものの、生産額が増大している。この 3 品目の動きは国際市況に影響されるタイ農業の性格を端的に反映している。

以上、ここでは主な農産物の生産量と生産額の動きを確認した。その結果、米を中心とした食用作物の生産から、油糧種子（アブラヤシ）や、多年生樹木（パラゴム）、果樹等の生産へと、作目が市場条件にあわせて変化してきていることを確認した。

## （2）農産物輸出の動向

第6表に 2019 年から 2023 年のタイの農産物輸出の全体的な動きと品目別の農産物輸出を示した。2023 年におけるタイの総輸出額は前年より減少して 9,794,849 百万バーツであ

る。そのうち農産物（上位10品目）は1,781,152百万バーツであり、そのシェアは約18.2%である。このおおむね18%というシェアは長年変わらない。

輸出品目の内訳をみると最大の品目は果物とその加工品であり、農産物輸出に占めるシェアは17.0%（2023年、以下同じ）である。この果物の輸出についてはロンガンの輸出など政府による振興策が反映されている。それに続くのは天然ゴムで、農産物輸出に占めるシェアは約11.9%である。次に輸出シェアの大きい品目は米、米製品であり、輸出シェアは約11.5%である。第4位から第6位は、砂糖、砂糖加工品（約8.8%）、鶏肉、鶏肉加工品（約7.9%）、キャッサバ、キャッサバ加工品（約7.1%）、が7~8%程度のシェアで続く。第7位と第8位は水産物であり魚、魚加工品（約6.3%）、エビ、エビ加工品（約2.6%）である。第9位は野菜、野菜加工品（約1.9%）、第10位は食品産業からの残渣、家畜飼料（約1.3%）である。

こうした品目別の農産物輸出の構造には、それぞれの品目における高付加価値化の動きが反映されている。例えば米では香り米やパーボイルド米の輸出、果物でもより高い国際価格を享受できるロンガンやドリアンなどの輸出拡大などが見られる。

続いて以下ではタイの農産物の輸出先の構造を検討する。

第7表に示したように、農産物の輸出先第1位は中国であり、輸出額は534,584百万バーツで、輸出先シェアは約30.0%（2023年、以下同じ）である。第2位は約169,746百万バーツの日本（約9.5%）であり、第3位は153,059百万バーツのアメリカ（約8.6%）が続く。

第4位以下は、5%以下のシェアの国になる。多くの近隣国が10位以内にランクされている。ASEANの国ではインドネシア（第4位）、マレーシア（第5位）、カンボジア（第6位）、フィリピン（第9位）、ベトナム（第10位）が10位以内に入っている。

以上、近年でも中国のシェアが徐々に高まっていることが注目される。タイの農産物輸出の中国への依存度が高まっており、現在、計画されている鉄道インフラの整備が進めば、タイー中国間で野菜や果実をはじめとする農産物の貿易が一層増大することが展望される。

第6表 農産物輸出の動向（百万バーツ）

年	2019	2020	2021	2022	2023
総輸出額(A)	7,618,889	7,178,237	8,563,459	9,946,319	9,794,849
上位10品目農産物輸出額(B)	1,317,937	1,290,048	1,503,024	1,817,888	1,781,152
上位10品目のシェア(B/A)	17.3%	18.0%	17.6%	18.3%	18.2%
農産物輸出上位10品目（下段は上位10品目(B)におけるシェア）					
天然ゴム	190,650	181,992	246,940	280,813	212,684
	14.5%	14.1%	16.4%	15.4%	11.9%
果物とその加工品	167,330	182,359	252,161	265,356	302,968
	12.7%	14.1%	16.8%	14.6%	17.0%
米，米製品	151,052	137,937	132,699	163,996	205,168
	11.5%	10.7%	8.8%	9.0%	11.5%
キャッサバ，キャッサバ加工品	79,829	82,346	123,001	150,669	125,908
	6.1%	6.4%	8.2%	8.3%	7.1%
鶏肉，鶏肉加工品	105,029	103,892	102,542	141,999	140,770
	8.0%	8.1%	6.8%	7.8%	7.9%
砂糖，砂糖加工品	107,711	70,649	65,329	131,780	156,762
	8.2%	5.5%	4.3%	7.2%	8.8%
魚，魚加工品	106,858	111,665	98,706	121,758	111,387
	8.1%	8.7%	6.6%	6.7%	6.3%
エビ，エビ加工品	52,207	45,046	50,094	52,783	45,887
	4.0%	3.5%	3.3%	2.9%	2.6%
野菜，野菜加工品	26,813	26,839	28,655	30,299	33,127
	2.0%	2.1%	1.9%	1.7%	1.9%
食品産業からの残渣，家畜飼料	18,145	19,819	25,041	26,561	22,408
	1.4%	1.5%	1.7%	1.5%	1.3%
その他	312,313	327,504	377,856	451,874	424,083
	23.7%	25.4%	25.1%	24.9%	23.8%

資料：Agricultural Statistics of Thailand 2023, Table 12.2 Export value of major agricultural products 2019-2023 より筆者作成。

第7表 農産物輸出の動向(百万バーツ)

年	2019	2020	2021	2022	2023
農産物上位10品目の総輸出額					
	1,317,937	1,290,048	1,503,024	1,817,888	1,781,152
上位10品目における輸出先上位10か国(下段はシェア)					
中国	281,577 21.4%	315,324 24.4%	444,365 29.6%	507,545 27.9%	534,584 30.0%
日本	155,585 11.8%	145,716 11.3%	154,028 10.2%	179,050 9.8%	169,746 9.5%
アメリカ	128,478 9.7%	142,390 11.0%	150,393 10.0%	173,581 9.5%	153,059 8.6%
インドネシア	51,232 3.9%	36,498 2.8%	34,371 2.3%	63,354 3.5%	80,009 4.5%
マレーシア	56,204 4.3%	52,266 4.1%	72,135 4.8%	84,358 4.6%	76,916 4.3%
カンボジア	44,105 3.3%	48,329 3.7%	45,273 3.0%	51,577 2.8%	53,378 3.0%
韓国	34,189 2.6%	27,499 2.1%	34,436 2.3%	54,646 3.0%	50,163 2.8%
インド	16,359 1.2%	13,908 1.1%	36,364 2.4%	57,868 3.2%	46,591 2.6%
フィリピン	24,066 1.8%	21,056 1.6%	23,727 1.6%	34,620 1.9%	44,981 2.5%
ベトナム	62,604 4.8%	60,850 4.7%	48,589 3.2%	48,104 2.6%	42,916 2.4%
その他	463,538 35.2%	426,212 33.0%	459,343 30.6%	563,185 31.0%	528,809 29.7%

資料：Agricultural Statistics of Thailand 2022, Table 12.3 Export value of agricultural products by major country, 2019-2023  
より筆者作成。

### 3. 米に関連する政策の動向

ここでは過去3年（2022年～2024年）の米政策の動向を紹介する<sup>(2)</sup>。

この間タイでは、2回の政権交代があった。2019年の下院総選挙の結果、2014年の軍事クーデター以来政権を率いていたプラユット・チャンオチャが選挙後も首相となっていた。この選挙では、タイ貢献党（タクシン派）が第1党となったものの、第2党となった国民国家の力党（親軍派）が民主党などの少数政党を糾合し、連立政権を発足させていた。なお社会民主主義的な政策を訴え、第3党と躍進した新未来党は、憲法違反や政党法違反を問題視され、タナトーン党首の議員資格剥奪や、新未来党自体が解党処分を受けることとなった。農業政策ではかつて所得保障制度を運用していた民主党の政権入りもあり、米を含む農産物の価格保障制度が2019年から2022年まで実施された。

その後2023年の下院総選挙では、解党した新未来党の所属議員が設立した新党である前進党が第1党となったものの、王室改革や徴兵制廃止などの主張が保守派から忌避された。こうした状況から第2党となったタイ貢献党が親軍派政党と連立を形成し、同党に所属するセター・タウィーシンが首相となった。2014年の軍事クーデター以来、初めてタクシン派政党が政権に復帰した。

しかしセター首相は、2024年4月の内閣改造で任命した閣僚の犯罪歴が問題視され、2024年8月には、憲法裁判所から首相解任されることとなった。そしてタクシン元首相の次女であるペートンターン・シナワットが首相に任命された。

こうした政権の変動の中で、2022年まで、プラユット政権の下で行われていた米等を対象とする価格保障政策は、2023年以降は実施されていない（第8表）。セター政権は農家の債務返済への援助や肥料補助金の支給は行った。ペートンターン政権では稲作農家に対して農地面積1ライ（1,600平方メートル）あたり1万バーツ（約45,000円）の補助金の支払いを行った（支払いの上限は30万バーツ）。

米に対する政府補助、特に価格保障は2019年の連立政権下で続いていたが、2023年のタクシン派のセター首相の政権下では実施されず、2024年に発足した現在のペートンターン政権下でも行われていない。

第8表 近年の米政策の動き

日付	首相	概要
2022年		
2月22日	ブラユット・チャンオチャ	<p>アブラヤシ価格保障制度の21～22年収穫期の予算76億6,000万バーツ(約270億円)が閣議承認される。価格保障制度は、市場価格があらかじめ定めた保障価格を下回った場合、政府が差額を補助金として支給する制度。実施期間は21年9月から22年8月。約38万人が受給対象と見込まれる。受給には農業・協同組合省の農業普及局への登録が必要。補助金は、受給者の農業・協同組合銀行の口座に振り込まれる。</p> <p>保障価格は1キログラム4バーツで、農家1世帯当たり25ライ(4ヘクタール)が上限。現在の市場価格は、バイオディーゼル向けの需要拡大などによってキログラムあたり6.9バーツのため、補助金支給の状況ではない。</p> <p>その他、乾燥ゴム事業者向け融資の金利のうち3%を政府が負担する制度の予算6億バーツも承認された。天然ゴム価格の下支えが目的で、乾燥ゴム事業者による天然ゴムの購入を促進する。今年は乾燥ゴム事業者による購入量が3万5,000トン以上になることが目指されている。</p> <p>また、パラゴムノキの栽培業者、加工業者向け融資の金利を3%負担する制度も承認された。</p>
9月8日	ブラユット・チャンオチャ	<p>国家コメ政策委員会が、2022～23年収穫期のコメの価格保障制度など総額1,501億2,700万バーツ(約5,920億円)規模のコメ農家支援策を承認。価格保障の実施は4年連続。</p> <p>価格保障制度は過去3年間を踏襲し、予算は867億4,000万バーツ。今年10月から来年5月末にかけて、コメの市場価格が保障価格を下回った場合に差額を補助金として支給する。市場価格は毎週1回、計33回設定する。農家468万世帯が対象。</p> <p>また収穫時の出荷抑制対策は、農家や精米所への補助金支給の3件で予算は総額71億700万バーツ。</p> <p>コメ農家の費用負担軽減を目的とした補助金支給も継続され、年通り1ライあたり1,000バーツ、1世帯当たり20ライ(2万バーツ)を上限とし、468万世帯に支給する。予算は553億6,400万バーツ。</p>
11月15日	ブラユット・チャンオチャ	<p>2022～23年収穫期(22年10月～23年5月)に実施するコメの価格保障制度等が閣議承認される。価格保障の実施は4年連続。ただし、国家コメ政策委員会が9月に承認した総額1,500億バーツ(約5,866億円)規模から、46%減の812億バーツに縮小された。価格保障制度の予算は187億バーツで、コメの市場価格が保障価格を下回った場合に差額を補助金として支給する。また収穫時の出荷抑制対策の予算は総額75億バーツ。また、コメ農家の費用負担軽減を目的とした補助金支給は、例年通り1ライあたり1,000バーツ、1世帯当たり20ライ(2万バーツ)を上限とし、農家468万世帯に支給する。総面積では2,850万ライが対象となる。予算は550億バーツ。</p>
2023年		
2月1日	ブラユット・チャンオチャ	<p>1日の天然ゴム政策委員会で、2022～2023年収穫期の予算が承認された。政府は、2022～2023年収穫期のゴム農家の所得保障として、76億4,000万バーツ(約300億円)の予算を計上する。ゴム農家に対する所得保障は4年連続。</p> <p>タイ・ゴム公団総裁によると、この所得保障制度では、ゴムの市場価格が保障価格を下回った場合に、ゴム農家に対して、保障価格と市場価格の差額が支払われる。保障価格は、高品質な生のシートゴムの販売価格で1キロ60バーツ。ラテックスは同57バーツ。カップランプ(下級ゴム)は同23バーツである。保障上限は1世帯当たり25ライ(4ヘクタール)で、160万世帯、作付面積計1,820万ライが対象となる。</p>
9月26日	セター・タウィーン	<p>農家向けの債務救済策が閣議承認される。政府の負担は約300億バーツと想定される。</p> <p>救済策は、農家を対象にして元本返済と利払いを3年間にわたって猶予するもので、3回に分けて実施される。</p> <p>第1回は10月1日から翌9月30日。農業・協同組合銀行への債務の上限は30万バーツ。全国で270万人が対象となり、猶予の対象になる債務は3,000億バーツ、債務猶予による政府の負担は120億バーツと想定される。農民が債務猶予期間中に副業を行う場合、その資金として10万バーツまで農業・協同組合銀行から融資を受けることができる。第2期と第3期の詳細は今後決定される。</p>

資料：各種報道より筆者作成。

第8表 (続き) 近年の米政策の動き

2024年		
2月8日	セター・タウィーシン	財務省による2回目の農家向け債務救済措置計画が報道される。 現在実施している1回目では、BAACへの債務のうち最大30万バーツ (約125万円) の元本返済と利払いを3年間、猶予されている。これまでに対象者270万人のうち80%が申請しており、救済の対象になる債務の総額は3,000億バーツ。BAACの基準に従って再編された債務のみが救済の対象。なおBAACの融資残高のうち総額30万バーツ以上の債務者向けが30%を占めているとされる。
6月25日	セター・タウィーシン	農家の肥料購入向け補助金の予算299億バーツ (約1,300億円) を閣議承認。農家の経営を支援し、農産物の増産を目指す。2024年度 (23年10月～24年9月) の緊急予算から支出する。 補助金は2024年7月15日から2025年5月31日に支払われる。支給額は、農地1ライあたり500バーツ。20ライを上限とする。補助金を希望する農家は、農業・協同組合省への登録が必要。この補助金で468万人が恩恵を受ける想定。補助を受けるには、政府機関に登録された店舗で、農業・協同組合銀行 (BAAC) のアプリを使用する必要がある。
12月3日	ベートン・ターン・シナワット	タイ政府がコメ農家を支援するための補助金の予算を承認。1世帯につき最大1万バーツ。 対象となる農家は468万世帯。補助金は各世帯の農地面積1ライ (1,600平方メートル) につき1,000バーツで、10ライが上限。 支給対象の登録農家には、農業・協同組合銀行 (BAAC) を通じて補助金が支給される。
12月16日	ベートン・ターン・シナワット	16日、全国のコメ農家を対象に1世帯当たり最大1万バーツ (約4万5,000円) の補助金支給を開始と政府発表。農業・協同組合銀行 (BAAC) を通じて支給。 補助金額は農地面積1ライ (1,600平方メートル) につき1,000バーツ。1戸あたり10ライが上限。補助金総額は374億1,400万バーツ。コメ農家の生活費負担を軽減し、コメの品質向上の促進を目指す。

資料：各種報道より筆者作成。

#### 4. ASEAN 諸国における農工間格差変動の要因分解

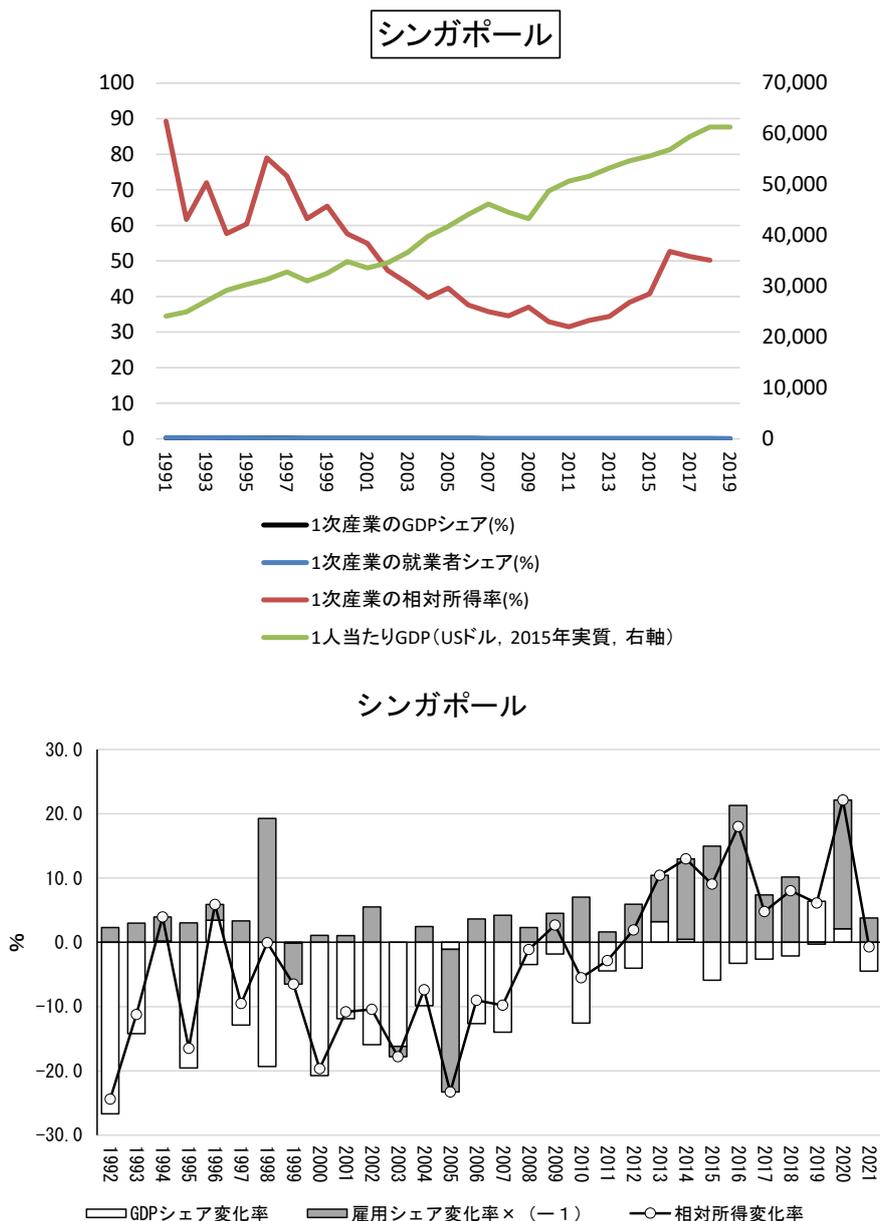
井上(2023)において ASEAN10 か国を対象に、1人当たりの GDP、1次産業の GDP シェア、1次産業の就業者シェア、1次産業の相対所得率 (%) の4つの数値の1991年～2019年の29年間の動向を検討した。なお1次産業の相対所得率は、世界銀行の世界開発指標の1次産業部門の GDP シェアを、1次産業部門の就業者<sup>(3)</sup>のシェアで除して求めた (寶劔2019)。

1次産業の相対所得率は農工間格差を示すもので、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピンについては、1991年～2019年の期間において、ほぼ同じか (フィリピン)、1～2割程度上昇している (マレーシア、タイ、インドネシア)。すなわち農工間格差は縮小している。一方カンボジアを除く後発加盟国 (CLMV 諸国) では、ベトナム、ラオス、ミャンマーで相対所得率は半減しており、カンボジアのみは格差が2割程度上昇している。すなわち ASEAN 原加盟国であるマレーシア、タイ、インドネシア、フィリピンの4国では、過去29年において農工間の所得格差がおおむね縮小傾向にあった。それに対して、CLMV 諸国では、現在、非農業産業が成長し、農工間格差はむしろ拡大している。

ここでは、この農工間格差の変動を分析するために、各国の1次産業の相対所得率の変動を GDP シェアの変化率と雇用シェアの変化率とに要因分解する。

(1) シンガポール

シンガポールにおいて GDP 及び就業者数に占める 1 次産業の割合は、ほぼ 0.0%と極めて小さい。1 次産業の相対所得率は 1990 年代には 80%を超える年もあったが、1996 年から 2012 年まで長期的に低下した。しかし 2012 年以降は反転し、2016 年には、50%程度まで回復した。GDP シェアと雇用のシェアの変化率についての要因分解によれば、2012 年以降の相対所得の向上は、雇用シェアが縮小していることが要因である。



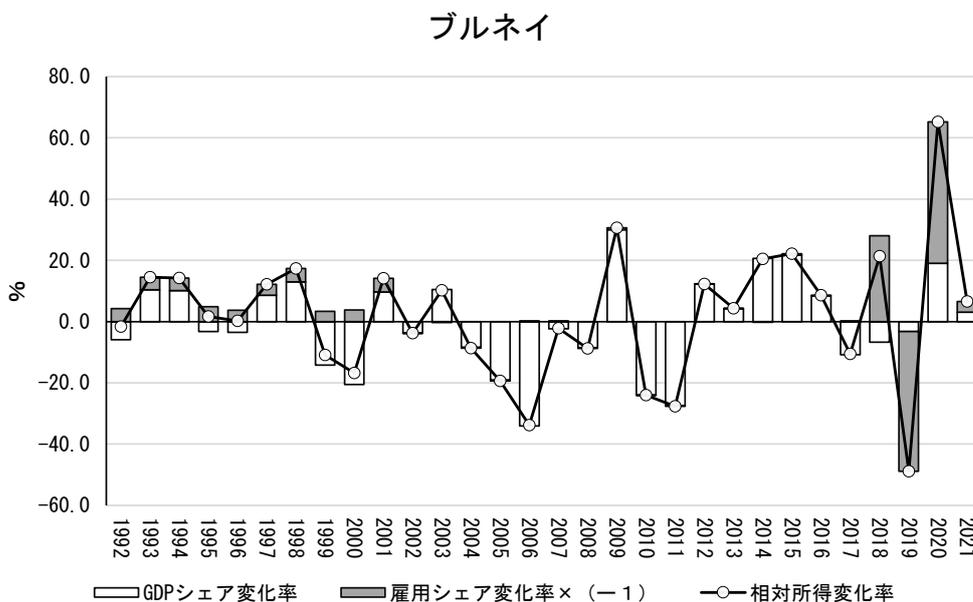
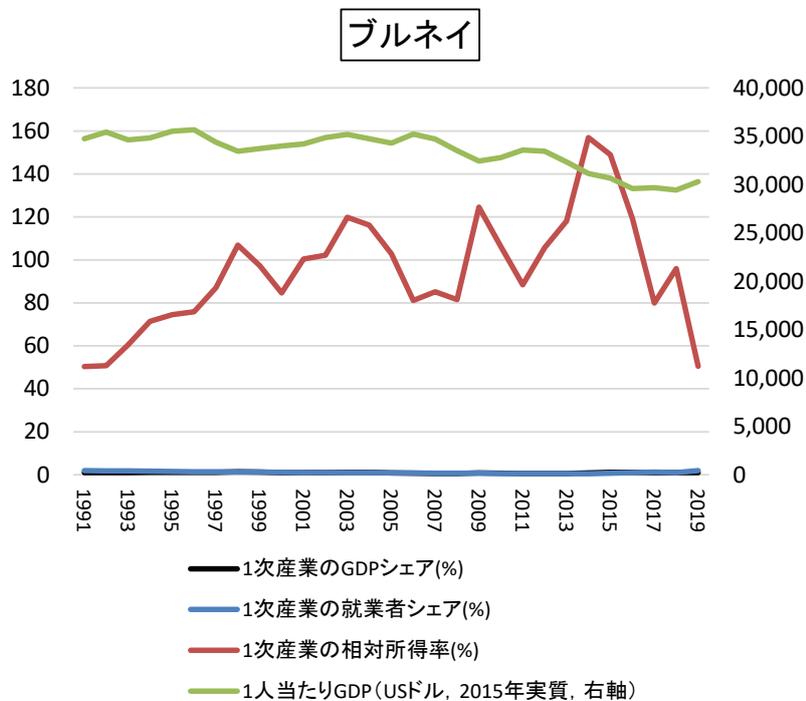
第1図 上段図：1 次産業の相対所得率，GDP シェア，就業者シェア，1 人当たりの GDP  
下段図：1 次産業の相対所得率，GDP シェア，雇用シェアの変化の要因分解

資料：World Development Indicators より筆者計算。

図注：1 次産業の 1 次産業の GDP シェアと就業者シェアは 0 パーセントである。

## (2) ブルネイ

ブルネイの1次産業の相対所得率は100(%)を上回る年も多かったが、2014年をピークとして低下傾向にある。要因分解によればGDPシェアの変動の要因が大きい。



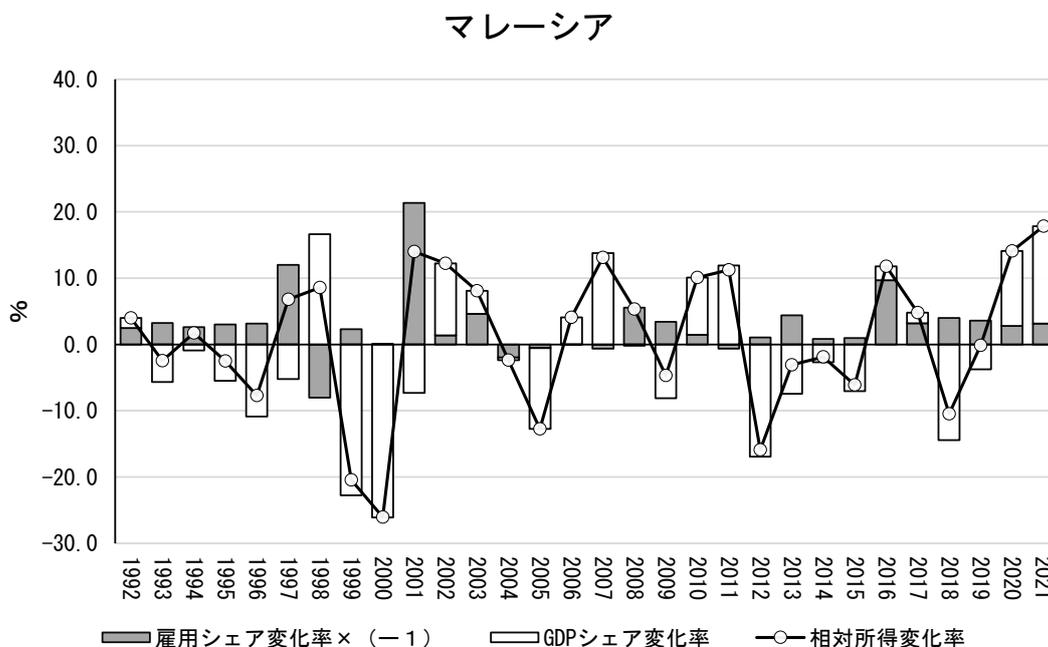
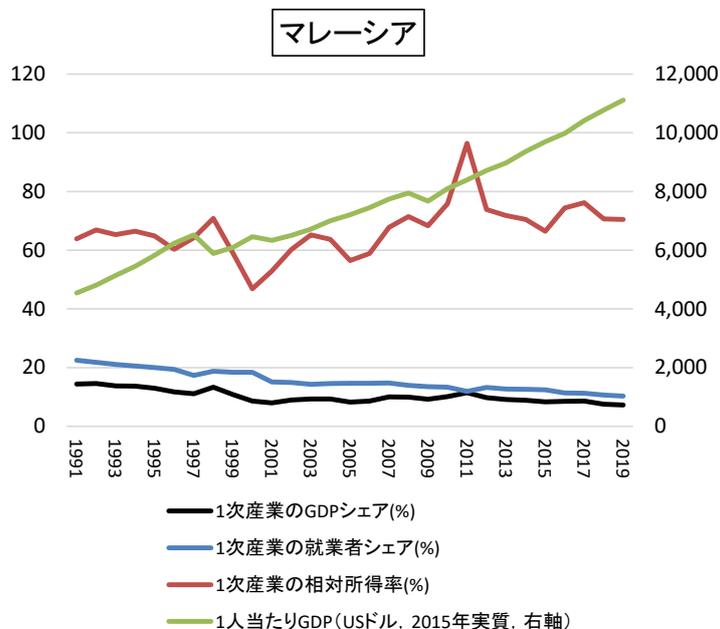
第2図 上段図：1次産業の相対所得率，GDPシェア，就業者シェア，1人当たりのGDP  
下段図：1次産業の相対所得率，GDPシェア，雇用シェアの変化の要因分解

資料：World Development Indicators より筆者計算。

図注：1次産業の1次産業のGDPシェアと就業者シェアは0パーセントである。

(3) マレーシア

マレーシアの1次産業の相対所得率は国際農産物価格が高騰した2011年を除くと、年によって変動はあるものの、全体としては趨勢的に上昇している。2012年以降は、70%を超えている年が多い。

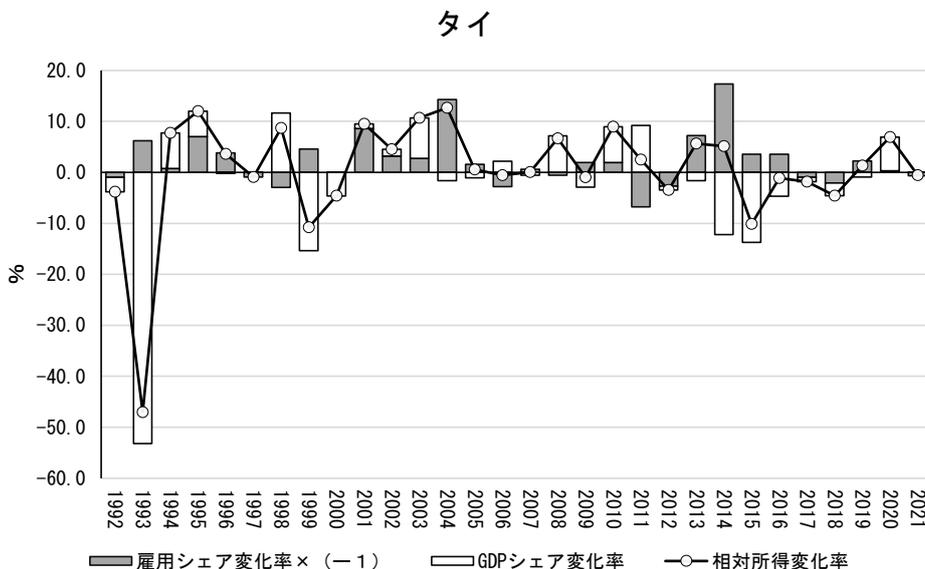
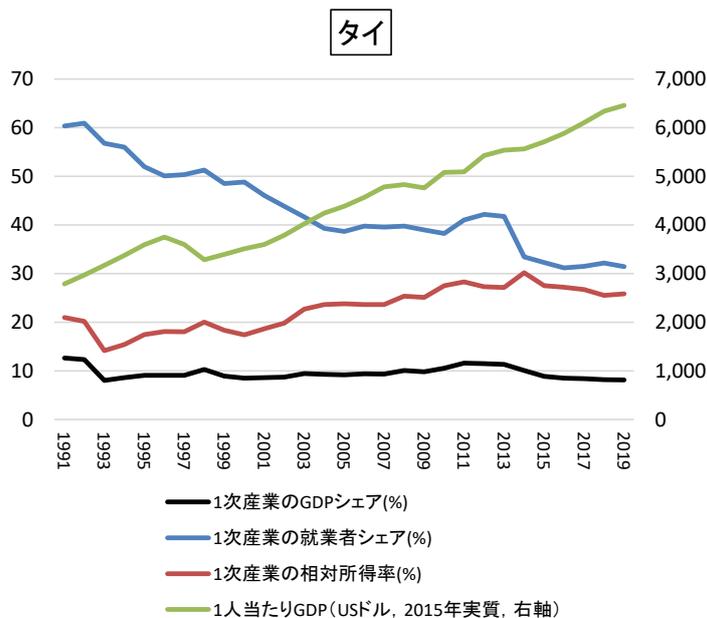


第3図 上段図：1次産業の相対所得率，GDPシェア，就業者シェア，1人当たりのGDP  
下段図：1次産業の相対所得率，GDPシェア，雇用シェアの変化の要因分解

資料：World Development Indicators より筆者計算。

(4) タイ

タイの1次産業のGDPシェアは他産業の動向や、主要輸出作物の国際市況の影響が観察される。一方、雇用のシェアは比較的、安定的に縮小しているが、アジア通貨危機(1998年)やクーデターによる混乱(2006年)や大洪水(2011年)の時期に雇用シェアが増加している。

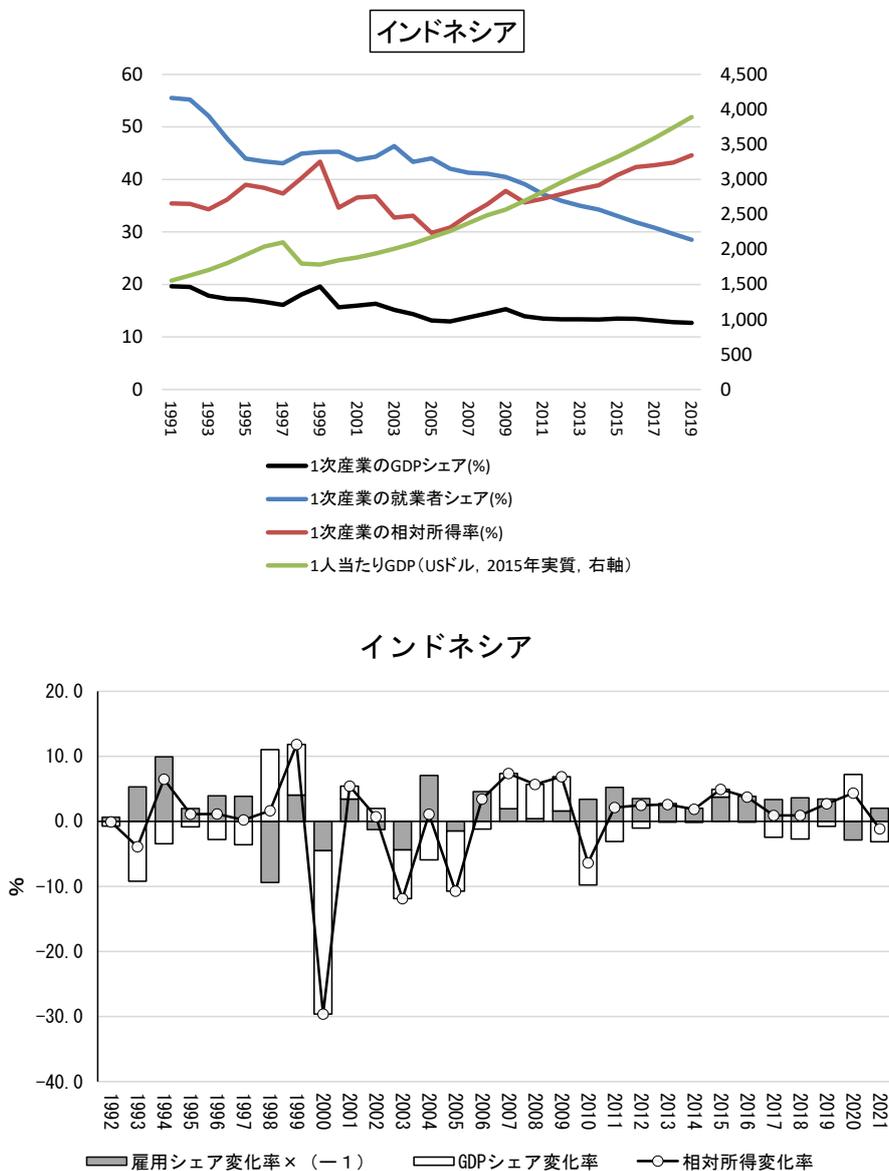


第4図 上段図：1次産業の相対所得率，GDPシェア，就業者シェア，1人当たりのGDP  
下段図：1次産業の相対所得率，GDPシェア，雇用シェアの変化の要因分解

資料：World Development Indicators より筆者計算。

(5) インドネシア

インドネシアの1次産業の相対所得率は、2010年までは<sup>すうせい</sup>趨勢的な変化は観察できない。2010年以降は、約35%から約45%まで継続的に上昇している。なおGDPシェアは増減が必ずしも一貫していないのに対し、1次産業の就業者の変化シェアは継続して低下している。

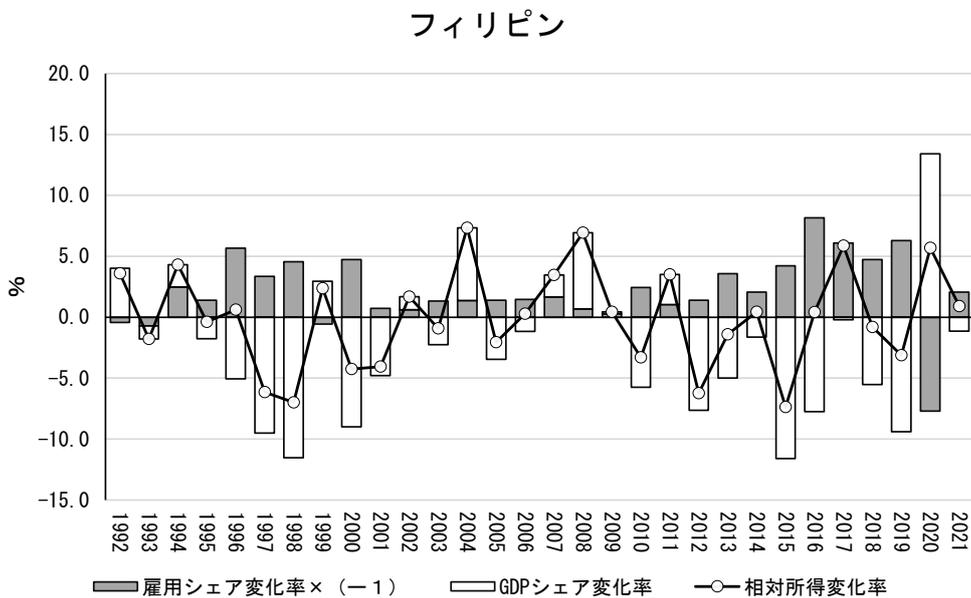
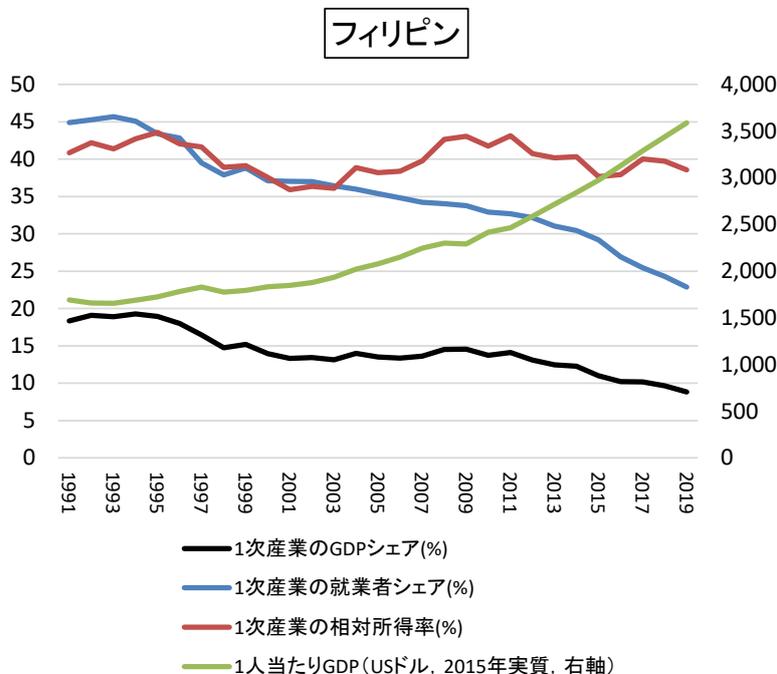


第5図 上段図：1次産業の相対所得率，GDPシェア，就業者シェア，1人当たりのGDP  
下段図：1次産業の相対所得率，GDPシェア，雇用シェアの変化の要因分解

資料：World Development Indicators より筆者計算。

(6) フィリピン

フィリピンの1次産業の相対所得率は時期によって下降傾向の局面と上昇傾向の局面がある。ただし、観察期間を通じた趨勢的な変化は観察できない。雇用の変化が格差縮小に作用している一方で、GDPシェアの縮小が続いていることが要因と考えられる。

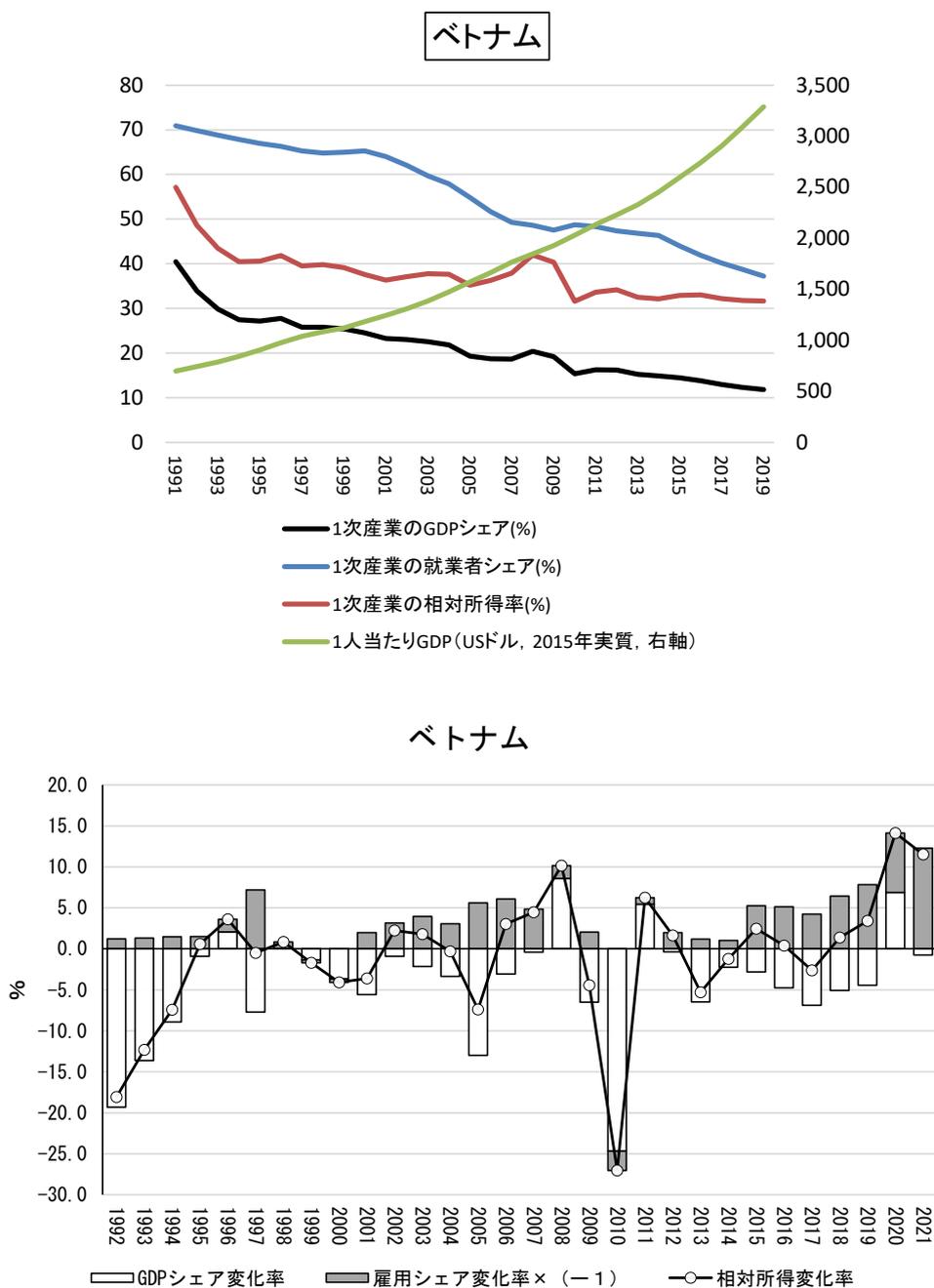


第6図 上段図：1次産業の相対所得率，GDPシェア，就業者シェア，1人当たりのGDP  
下段図：1次産業の相対所得率，GDPシェア，雇用シェアの変化の要因分解

資料：World Development Indicators より筆者計算。

(7) ベトナム

ベトナムの1次産業の相対所得率は、緩やかではあるが長期的に減少している。雇用シェアはほぼ継続して格差縮小に貢献しているが、GDPシェアはほとんどの年で減少している。

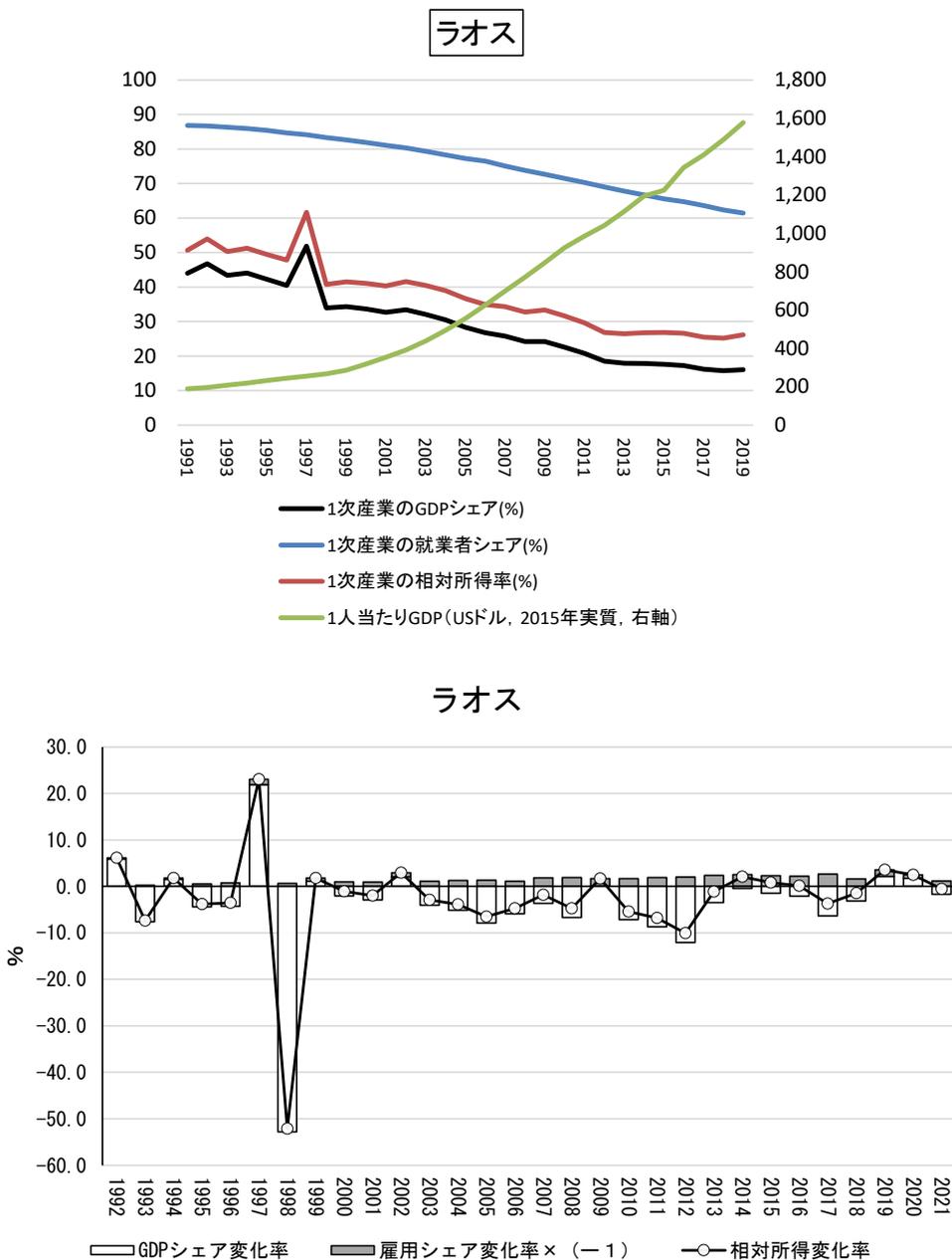


第7図 上段図：1次産業の相対所得率，GDPシェア，就業者シェア，1人当たりのGDP  
下段図：1次産業の相対所得率，GDPシェア，雇用シェアの変化の要因分解

資料：World Development Indicators より筆者計算。

(8) ラオス

ラオスの1次産業の相対所得率は、60%超を記録した1997年以降は、おおむね趨勢的に低下し、2010年代には30%を下回る水準に至っている。その間、雇用シェアは継続して縮小している一方で、GDPのシェアも徐々に縮小している。

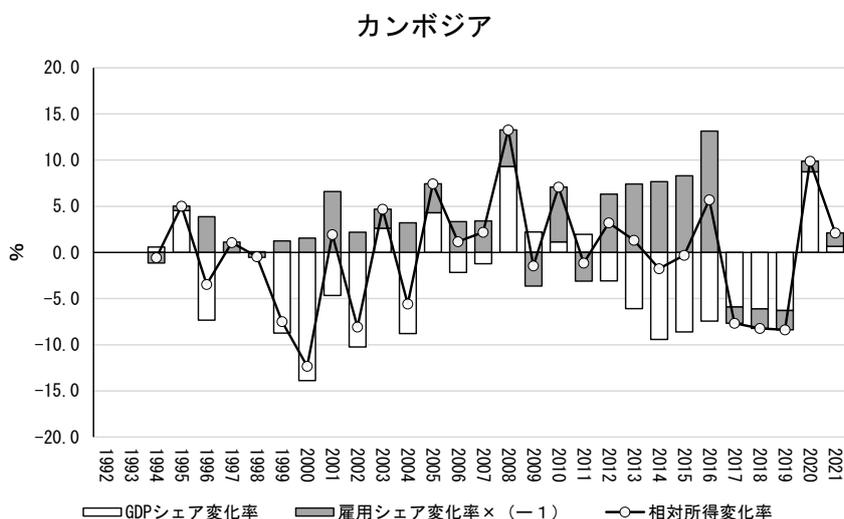
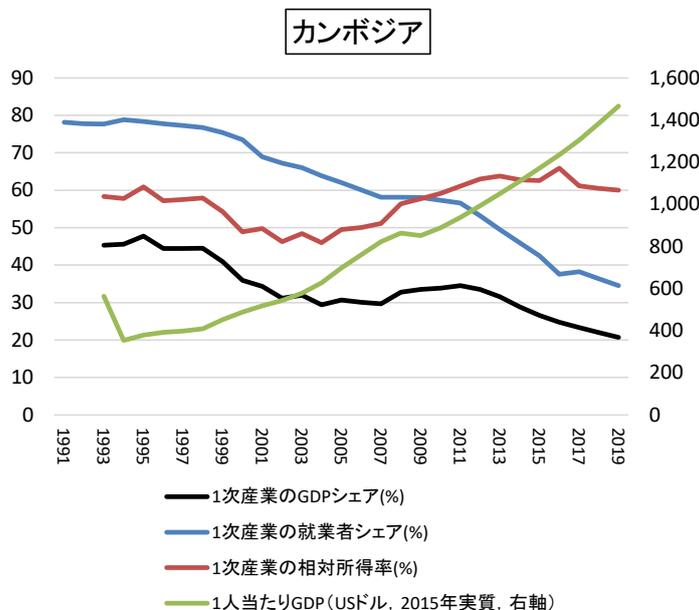


第8図 上段図：1次産業の相対所得率，GDPシェア，就業者シェア，1人当たりのGDP  
下段図：1次産業の相対所得率，GDPシェア，雇用シェアの変化の要因分解

資料：World Development Indicators より筆者計算。

(9) カンボジア

カンボジアの1次産業の相対所得率は、1990年代の約60%から2000年代前半には約50%を下回る水準まで低下した。しかし2005年ごろから反転し、それ以降上昇し60%を超える水準で推移している。2015年まで雇用シェアの縮小が続いたことが影響している。

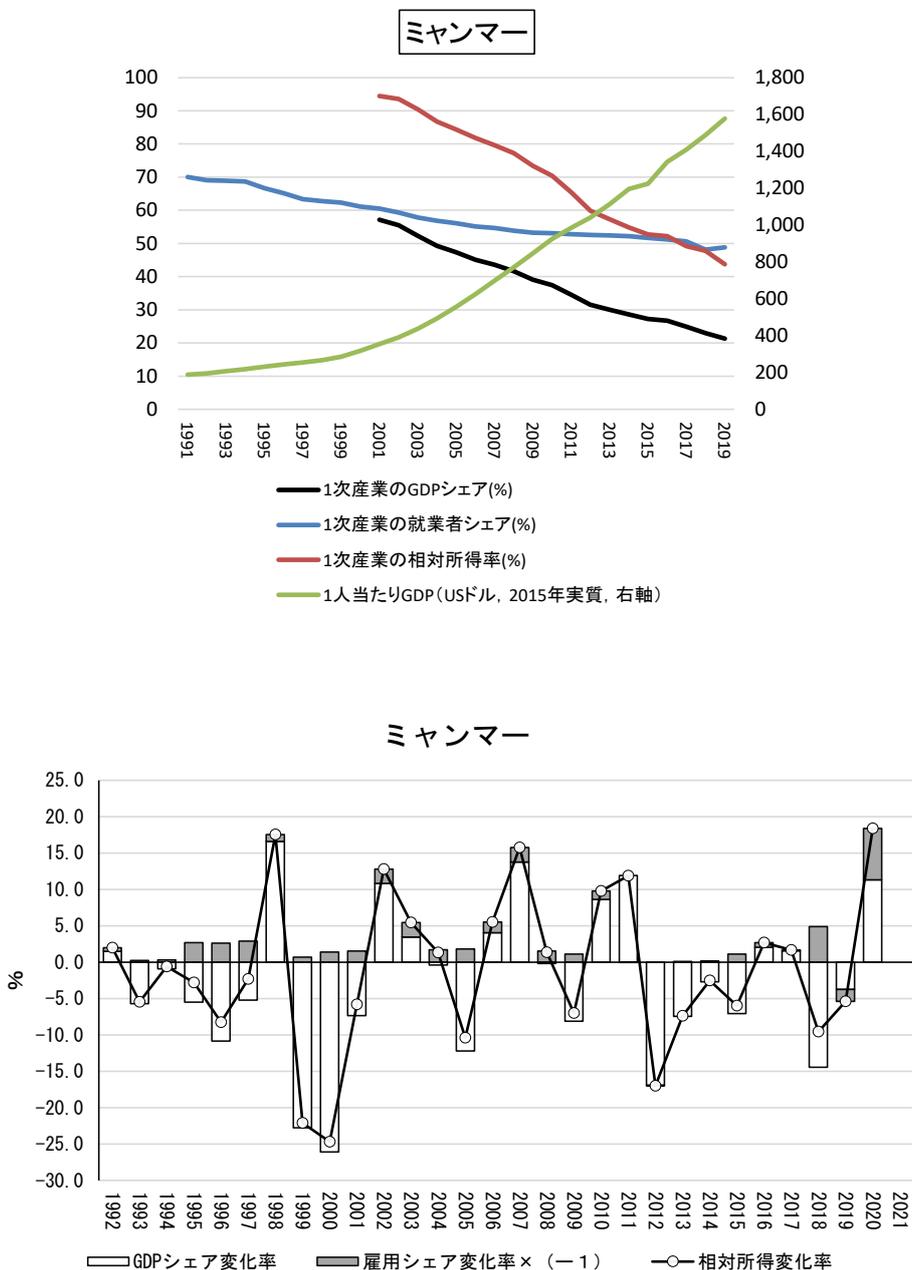


第9図 上段図：1次産業の相対所得率，GDPシェア，就業者シェア，1人当たりのGDP  
下段図：1次産業の相対所得率，GDPシェア，雇用シェアの変化の要因分解

資料：World Development Indicators より筆者計算。

(10) ミャンマー

ミャンマーの1次産業の相対所得率は2002年から2019年まで一貫して減少した。その結果2002年は90%を超えていたが、2019年には40%台まで低下している。雇用シェアはほぼ一貫して縮小しているが、GDPシェアの変動の大きいことが影響している。



第10図 上段図：1次産業の相対所得率，GDPシェア，就業者シェア，1人当たりのGDP  
下段図：1次産業の相対所得率，GDPシェア，雇用シェアの変化の要因分解

資料：World Development Indicators より筆者計算。

## おわりに

本稿では、まず1で、タイの土地利用の状況を紹介した後、近年のタイ農業の生産貿易動向を統計データに基づいて整理した。

次に2で主な農産物の生産量と生産額の動きを確認した結果、米を中心とした食用作物の生産から、油糧種子（アブラヤシ）や、多年生樹木（パラゴム）、果樹等の生産へと、作目が市場条件にあわせて変化してきていることを示した。次に貿易、特に輸出の動向では、品目別の農産物輸出の構造には、各品目における高付加価値化の動きが反映されていること、例えば米では香り米やパーボイルド米の輸出、果物でもより高い国際価格を享受できるロンガンやドリアンなどの輸出拡大などが見られた。また輸出先では、中国のシェアが高まっていることが注目された。現在、計画されている鉄道インフラの整備が進めば、タイー中国間で野菜や果実をはじめとする農産物の貿易が一層増大することが展望される。

3では現在の農業政策に関する状況を紹介した。米に対する政府補助、特に価格保障は2019年の連立政権下で続いていたが、2023年のタクシン派のセター首相の政権下では実施されず、2024年に発足した現在のペートンターン政権下でも行われていないことを示した。

4では、ASEAN諸国の農業政策の変化の背景となる農工間の所得格差の動向を世界銀行の資料（World Development Indicators）を用いて分析した。井上（2023）ではASEAN10か国について、ASEAN原加盟4国では農工間の所得格差が縮小しているのに対して、カンボジアを除くCLMV諸国では、格差が拡大傾向にあることを示した。

以上のASEAN10か国の分析を踏まえて、本稿では農工間格差（1次産業の相対所得率）の変化を、各国について1次産業のGDPシェアと雇用シェアの変化に分解して示した。その結果、雇用要因の影響が一貫して格差縮小につながっている国もあるが、GDPシェアの変動は、それぞれの国の主要な輸出品目の価格に影響されているため、趨勢的な変化が観察されない国のあることも示した。

注（1）タイの国土面積は51.3万km<sup>2</sup>（ASEAN第3位）で、人口は約6,900万人（2019年、ASEAN第4位）。通貨はバーツ（1バーツは約0.16USドル）。1人当たりGDPは7,816USドル（2019年、名目）である。またタイでは農地の面積は通常ライで表され、1ライは約0.16haである。

（2）タイの米政策の変化については、井上（2014；2021；2022；2023）などを参照されたい。

（3）World Development Indicatorsにおける1次産業のGDPシェアの定義は以下の通りである。

「農業、林業、漁業はISIC divisions 1-3に基づいて、作物栽培と畜産、林業、狩猟、漁業を含んでいる。付加価値は、部門の生産額から中間投入額を差し引いたものを合計した、部門の純生産である。これは、製造された資産の減価償却費や自然資源の枯渇や劣化を控除されていない。付加価値額の実数値は国際標準産業分類（ISIC, Rev4）で決定される。

（VAB（Value added at basic prices）諸国については、要素費用表示の粗付加価値がデノミネーターとして用いられる。）

就業者は、生産年齢の賃金または利益のために財の生産やサービスの供給のための活動に従事する生産年齢の人口として定義される。照会される期間において従業している場合と、一時的な欠勤や就業時間の調整のために従業していない場合が含まれる。農業セクターは農業、狩猟、林業、漁業を含む（ISIC 2 の部門 1, ISIC 3 のカテゴリー A-B, ISIC 4 のカテゴリー A）。

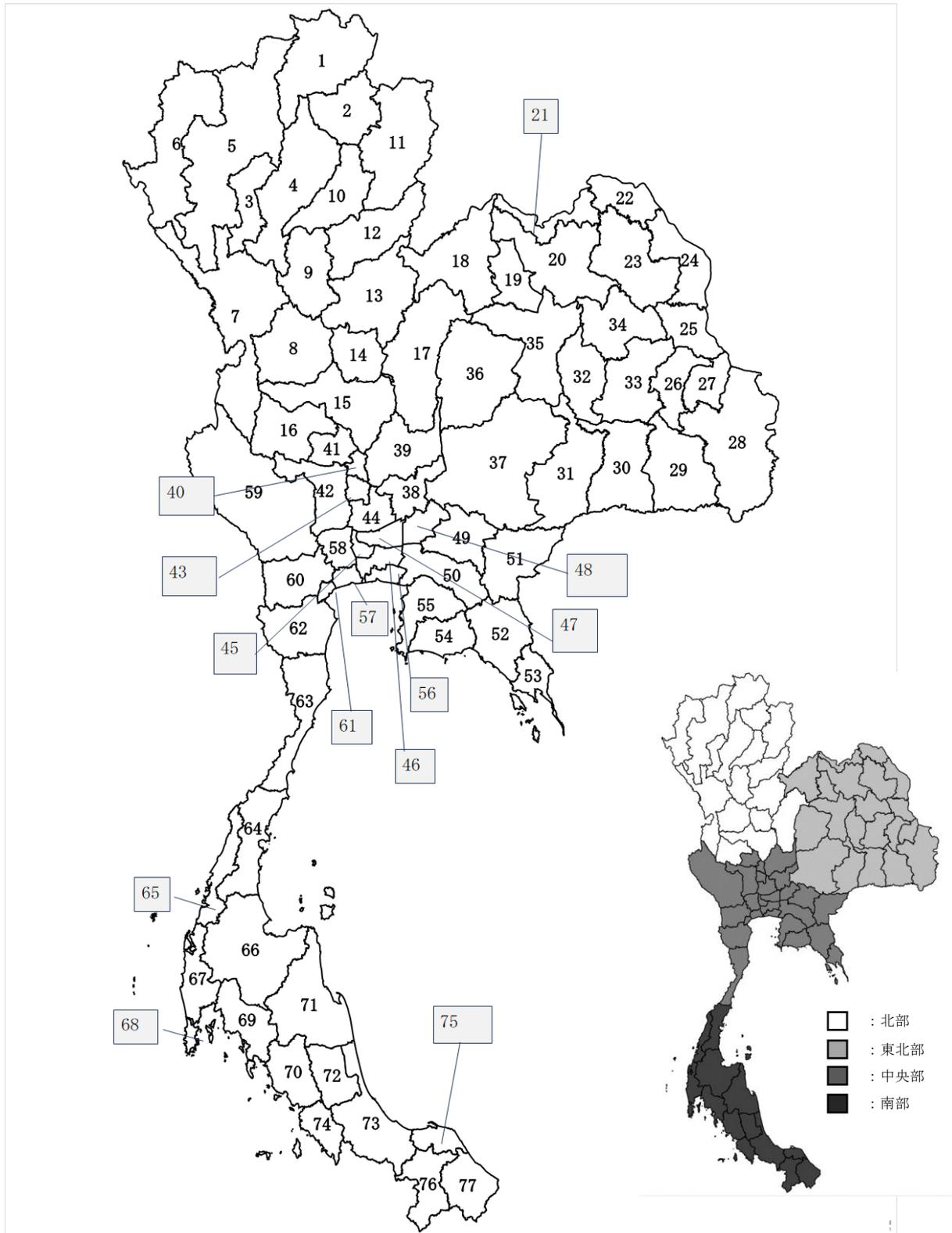
## [参考・引用文献]

### 【日本語文献】

- 寶剣久俊（2019）「世界農業の趨勢と中所得国農業の変容」清水達也編『途上国における農業経営の変革』アジア経済研究所：19-49.
- 井上荘太郎（2023）「第1章 タイ—1次産業の相対所得率の推移と農業政策の関連—」農林水産政策研究所『プロジェクト研究[主要国農業政策・食料需給] 研究資料』2:1-19.  
[https://www.maff.go.jp/primaff/kanko/project/attach/pdf/230331\\_R04cr02\\_01.pdf](https://www.maff.go.jp/primaff/kanko/project/attach/pdf/230331_R04cr02_01.pdf)
- 井上荘太郎（2022）「タイの農業と米政策」日本農業研究所『変容するアジア食料農業と農政』：105-128.
- 井上荘太郎（2021）「第1章 タイ—民政移管と連立政権の農業政策—」農林水産政策研究所『プロジェクト研究[主要国農業政策・貿易政策] 研究資料』6:1-16.  
[https://www.maff.go.jp/primaff/kanko/project/attach/pdf/210331\\_R02cr06\\_01.pdf](https://www.maff.go.jp/primaff/kanko/project/attach/pdf/210331_R02cr06_01.pdf)
- 井上荘太郎（2014）「第3章 カントリーレポート：タイ—政治危機とコメ担保融資制度の混乱—」農林水産政策研究所『プロジェクト研究 [主要国農業戦略] 研究資料』1:73-123.  
<http://www.maff.go.jp/primaff/kanko/project/25cr01.html>
- 坪田邦夫（2017）「東・東南アジア食糧農業と農政の変容」『農業研究』30:121-151.

### 【英語文献】

- Schultz, T. W. (1953) The Economic Organization of Agriculture. New York: McGraw-Hill (川野重任・馬場啓之助監訳『農業の経済組織』中央公論社 (1958) )
- Apichart Pongsrihadulchai (2019) Thailand Agricultural Policies and Development Strategies, Policy Articles, FTTC-AP. <https://ap.fttc.org.tw/article/1393>



参考図 タイの県（チャンワット）の一覧（県名は次ページ）

資料：筆者作成。

県名	番号	県名	番号	県名	番号
北部		東北部		中央部	
チェンライ	1	ルーイ	18	サラブリー	38
パヤオ	2	ノンブアラムプー	19	ロップリー	39
ラムプーン	3	ウドーンターニー	20	シンブリー	40
ラムパーン	4	ノンカイ	21	チャイナート	41
チェンマイ	5	ブンカーン	22	スパンブリー	42
メーホンソン	6	サコンナコーン	23	アーントーン	43
ターク	7	ナコーンパノム	24	アユタヤ	44
カムペンペット	8	ムックダーハーン	25	ノンタブリー	45
スコータイ	9	ヤソートーン	26	バンコク	46
プレー	10	アムナートチャルーン	27	パトウムターニー	47
ナーン	11	ウボンラーチャターニー	28	ナコーンナヨック	48
ウッタラディット	12	シーサケート	29	プラーチーンブリー	49
ピッサヌローク	13	スリン	30	チャチューンサオ	50
ピチット	14	ブリラム	31	サケーオ	51
ナコーンサワン	15	マハーサーラカーム	32	チャーントブリー	52
ウタイターニー	16	ローイエット	33	トラート	53
ペッチャブーン	17	カラシン	34	ラヨーン	54
県名	番号	コンケン	35	チョンブリー	55
南部		チャイヤプーム	36	サムットブラーカーン	56
チュムボン	64	ナコーンラーチャシーマー	37	サムットサコーン	57
ラノー	65			ナコーンパトム	58
スラートターニー	66			カーンチャナブリー	59
パンガー	67			ラーチャブリー	60
プーケット	68			サムットソンクラーム	61
クラビー	69			ペッチャブリー	62
トラン	70			プラチュワップキーリーカン	63
ナコーンシータンマラート	71				
パッターン	72				
ソンクラー	73				
サトゥーン	74				
パッターニー	75				
ヤラー	76				
ナラティワート	77				

## 第2章 ベトナム —コメ輸出拡大の背景—

岡江 恭史

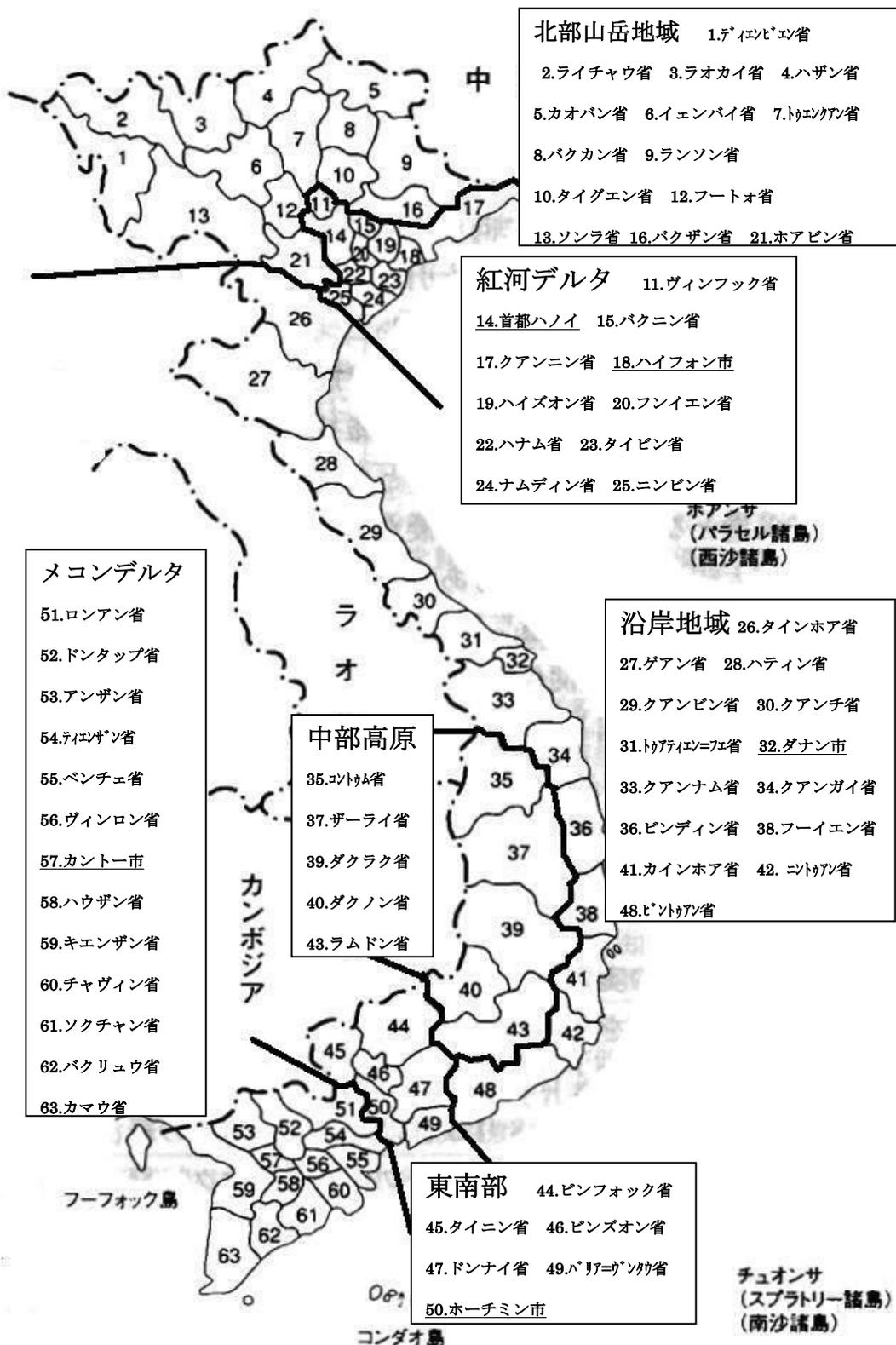
### はじめに

ベトナムはかつて旧ソ連型中央計画経済体制下にあったが、1980年代から経済自由化・対外開放政策（いわゆるドイモイ政策）を採用したことによってその後高い経済成長率を示した。農林水産分野では、近年はタイ・インドと並ぶコメ輸出大国であり続け、2023年には過去最高のコメ輸出量・輸出金額を記録した。

本論に入る前に、ベトナムの行政区分と自然環境を第1図に示す。ベトナムは大陸部東南アジア（インドシナ半島）の東端に位置し、南北1,650kmの細長い国土（東西の幅は最も狭いところで50kmもない）をしている。北に中国と、西にラオス・カンボジアと陸で国境を接する。また南シナ海（ベトナムではBien Dong（東海）と呼ぶ）を挟んでフィリピン・マレーシア等と向き合っている。ベトナムの国土面積は331,346km<sup>2</sup>（日本全国から九州を除いた面積にほぼ相当）、人口は2023年には100,309千人と1億人を超えた（TCTK, 2025）。

地方行政組織としては63の省及び省と同格の中央直轄市（首都ハノイ・ハイフォン市・ダナン市・ホーチミン市・カントー市）が存在する。また複数の各地方省<sup>(1)</sup>をまとめて、「紅河デルタ（Dong bang song Hong）」、「北部山岳地域（Trung du va mien nui phia Bac）」、「沿岸地域（Bac Trung Bo va duyen hai mien Trung）」、「中部高原（Tay Nguyen）」、「東南部（Dong Nam Bo）」、「メコンデルタ（Dong bang song Cuu Long）」という地域区分も用いられる。

本章の構成は以下のとおりである。まず「1. 市場経済化とコメ輸出」において、共産政権下におけるベトナム農政の歴史を紹介する。「2. 国際米価高騰への対応—2008年と2023年の対比—」において、同じく国際米価が高騰した2008年と2023年のベトナムの対照的な対応について報告する。「3. コメ輸出拡大の背景と近年の状況」で、2023年にはベトナム政府は2008年のような輸出規制を取らなかった背景を分析し、近年のコメ生産・輸出動向について解説する。



第1図 ベトナムの地域区分

資料：アジア経済研究所（2020）のベトナム地図に筆者が加筆。

注．下線が省と同格の中央直轄市。

## 1. 市場経済化とコメ輸出

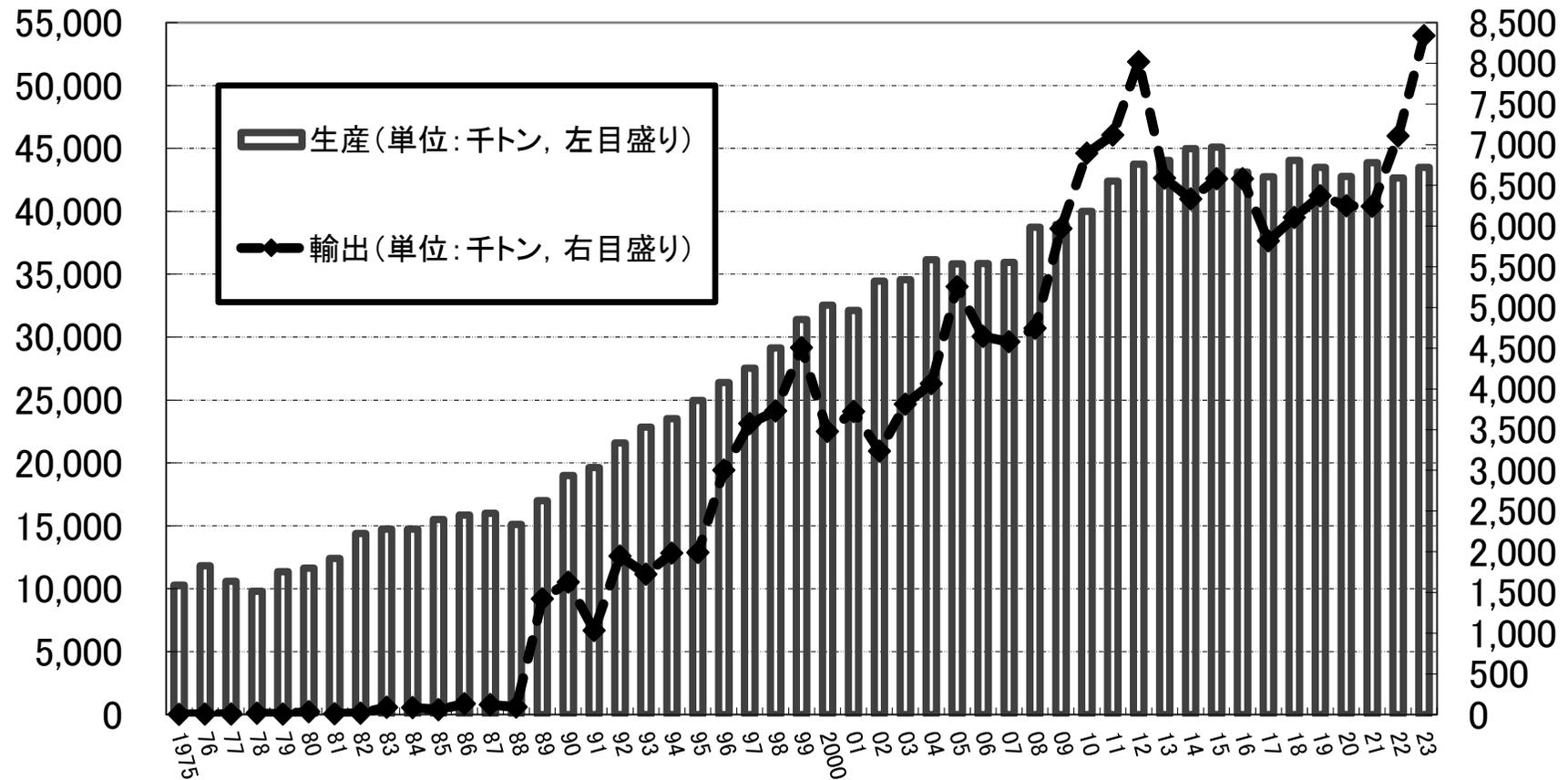
### (1) 農業の脱集団化と市場経済化

第二次世界大戦中に仏領インドシナを占領していた日本軍が撤退した後、北ベトナムに共産政権（ベトナム民主共和国）が成立し、ソ連・中国にならった農業集団化が行われた。1960年末には北部での集団化が完了し、ほぼすべての農民が農業合作社に強制加入させられた（Nguyen Sinh Cuc, 1995）。

東西対立の最前線としてアメリカ・南ベトナム（西側陣営）と北ベトナム（東側陣営）との間で戦われたベトナム戦争は、1975年に北ベトナムが南ベトナムを占領・吸収することによって終結し、翌76年に統一ベトナム（ベトナム社会主義共和国）が発足した。ベトナム共産政権は、北部で行われていた統制経済・集団農業生産体制を南部にも強いたが、このことは商品作物の生産に適するように長年築き上げられてきた農業生産の仕組みを破壊することになり、農民による生産放棄と深刻な食糧不足を引き起こした。

厳しい経済情勢の中で、ベトナム共産政権は、集団農業生産の修正をせざるを得なくなった。1981年1月13日共産党中央書記局は100号指示（DCSVN, 1981）を出し、これまでの合作社の命令による共同作業から、各世帯を単位とする農業生産へ移行した。100号指示によって農家世帯は、合作社からの請負契約量以上の生産物は自由に処分する権利を得た。この改革は農家の意欲を刺激し、多くの農家が請負を完遂したうえにさらに5～20%の余剰生産をなした。そして1986年の第6回党大会では、従来の統制経済システムを抜本的に変革して、市場原理を導入することを決定した。これはドイモイ（Doi moi）政策と呼ばれ、今日までの市場経済化路線を決定づけたといわれる（白石, 1993）。さらに1988年には共産党政治局10号決議（DCSVN, 1988）によって、農家は税金と合作社基金（組合費）を支払ったのちには、生産物を自由に処分する権利を認められ、集団農業生産は事実上終えんを迎えた。また1996年合作社法によって、合作社はかつての集団農業生産の執行機関から市場経済下の農協へとその法的位置づけが根本的に転換した（QHVN, 1996）。

また第2図にベトナム戦争終了（1975年）の後のコメの生産と輸出をグラフ化した。集団農業生産体制を終わらせた10号決議の翌年（89年）から本格的な輸出が始まったこと、またそれ以降右肩上がり生産・輸出が伸びていることがわかる。近年ではタイ・インドと並ぶコメ輸出国の地位を確立し、2023年には過去最高の輸出量を達成した。



第2図 ベトナム戦争以降のコメの生産と輸出

資料：1999年まではTCTK(2000)，2000年以降はTCTK(online; 2005; 2008; 2023)。2022,23年は速報値。

## (2) ドイモイの特徴と 2000 年代のベトナム農政

1980 年代から始めた一連の大胆な経済改革—農業の脱集団化、価格の自由化、民間経済部門の促進、貿易及び投資の自由化、為替レートの本格化、統一によって経済を安定させ高度成長を持続的にもたらしたベトナムを移行経済の成功例として評価した世界銀行の世界開発報告 (World Bank, 1996) が出されたのが 1996 年である。だが市場経済化の進行とともに貧富の格差が拡大するのは避けられず、上記報告書が出された正にその年に開かれた第 8 回党大会では、社会的公正の即時実現が主張された。同大会で採択された 1996~2000 年経済開発戦略には、①さらなる高度成長への志向、②雇用促進と各地域の均等開発 (特に後進農山村・地域への社会政策の強化) という 2 つの特徴が現れている (竹内, 1997)。①とは国内における市場経済化と貿易・投資の対外開放 (事実上の資本主義化) であり、②は社会的公正の実現 (理念としての社会主義) である。ドイモイ政策は、この両者のバランスを取りながら進められることになった。

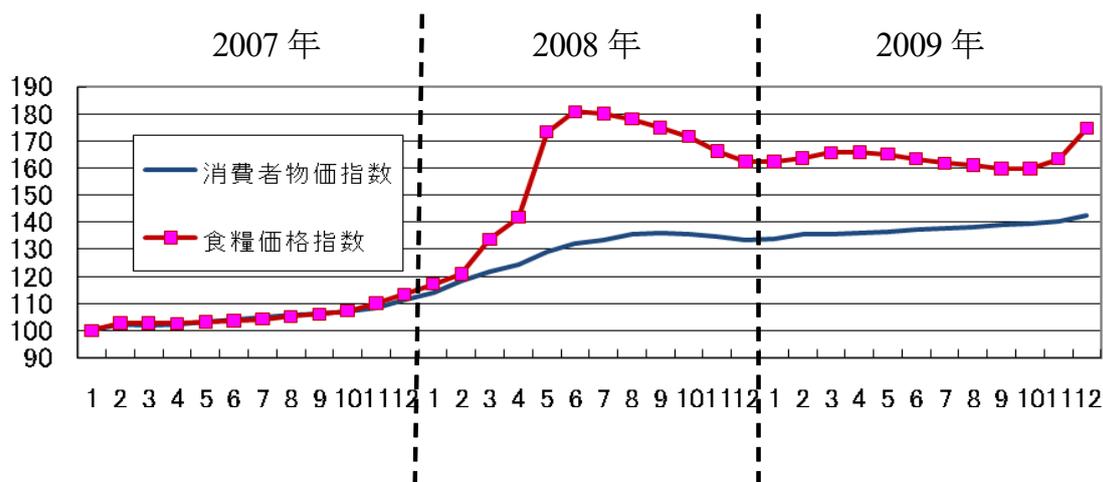
脱集団化・市場経済化に進む 80~90 年代のベトナムでは、主食であるコメはひたすら量的拡大が求められ、劣等地へも生産拡大が進められた。そのため、肥沃なデルタ地帯では 6t/ha 以上の生産を上げる一方、山間地や土地条件の悪いところでは 2t/ha 程度のところもある。この時期におけるコメ輸出拡大も、もっぱら価格の優位性 (安価) によるものであり、ベトナム米の品質は国際的にも評価が低いものであった。

こういった問題を解決するため、ベトナム政府は 2000 年 6 月 15 日に第 9 号政府決議 (CPVN, 2000) を公布し 2010 年に向けての農業発展戦略を打ち出した。同決議はそれまでの市場経済化による量的拡大という農業政策を海外市場への販売を前提にした農林水産物の高品質化へと転換するものであった。さらに 2005 年 6 月 20 日付け第 150 号政府首相決定 (CPVN, 2005) によってこの路線が補強された。コメに関しては、生産性の低い水田の転作を促す反面、輸出用米の主産地であるメコンデルタにおいては灌漑整備事業への投資を増加させることとしている。

## 2. 国際米価高騰への対応—2008 年と 2023 年の対比—

### (1) 国内物価の高騰と 2008 年に取られた政策

2007 年後半から国際米価が高騰したことからインドがコメの輸出規制を行い、そのことがさらなる国際米価高騰を招いた。第 3 図は、2007~09 年におけるベトナム国内の消費者物価指数と食糧価格指数の上昇を、2007 年 1 月を 100 として示したグラフである。なお、この「食糧」とはコメ・トウモロコシ・イモ類等のデンプン質を豊富に含む主食物を表すベトナム語 "luong thuc" の訳であり、食料品全体ではない。2007 年 10 月頃から消費者物価指数も食糧価格指数も上昇し始めているが、特に食糧が 2008 年 4~6 月に急騰している。6 月以降は食糧価格も下落傾向にあるが、下落幅はわずかであり、2009 年 12 月の消費者物価指数及び食糧価格指数は 2007 年 1 月から 42% 増・75% 増と高値を維持している。

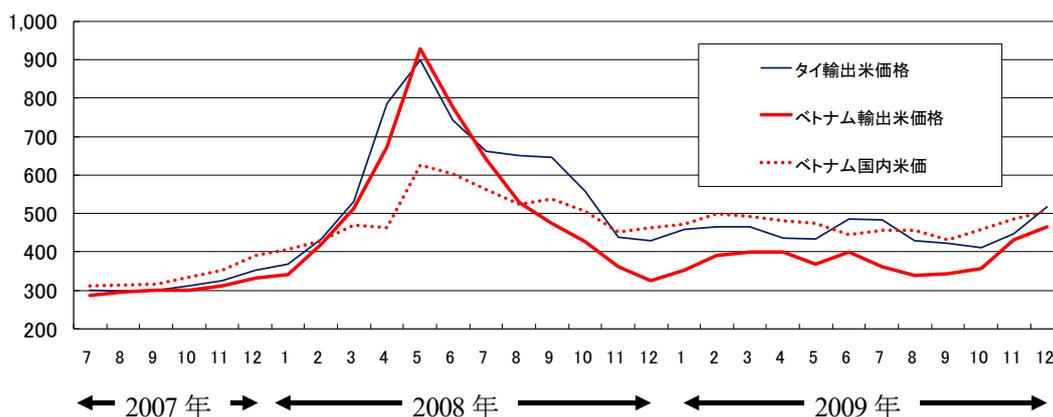


第3図 2007～09年におけるベトナム国内の物価上昇

資料：TCTK(online)。

注. 2007年1月を基準(100)とする指数。

食糧価格が高騰に至った最大の理由は、コメが重要な輸出産品であるために国際価格と国内米価とが密接にリンクしていることである。第4図は国際価格(タイ輸出米価格)とベトナムの輸出米価格・国内米価の2007年後半～2009年における変動をグラフ化したものである。新輸出契約の停止が発表される2008年3月までの間は3者がともに上昇傾向にあり、強い相関関係にあることがわかる。コメは国民の圧倒的な主食であるために、コメ価格の急騰により食糧価格全体と物価全般も急騰した。



第4図 2007～2009年におけるタイ輸出米価格・ベトナム輸出米価格・ベトナム国内米価

資料：価格はCCPDTV(2010), TTPNN(2009)より。

注. 輸出米価格は両国とも25%碎米価格。ベトナム国内米価は、メコンデルタのコメ生産地カントー市(第1図の57)における通常米(Gia te thuong)価格。単位はいずれも米ドル/t。

米価高騰に対処するため、2008年3月25日には第78号政府通達(CPVN,2008a)によっ

て6月末までの間は新たにコメ輸出の契約(政府間契約だけでなくすべての契約が対象)は行わない(すでに契約済みのものは履行)ことを決定した。第4図に見るように、この輸出規制によって、国内米価の上昇が抑えられた反面、ベトナムの輸出米価格が急上昇し、コメの国際指標価格となっているタイ米の上昇につながった。

前述のように2000年の政府決議第9号によって水田の転作が認められたが、その結果その後は水田の転作が政府の予想をはるかに超える速度で進行した。このことも人々に国内需給逼迫の不安をあおり食糧価格の高騰の一因となったことから、2008年には農地規制策が新たに取られた。4月18日に第391号首相決定(CPVN, 2008b)が公布され、水田専作地の転作の原則禁止の方針が打ち出された。同決定では、やむを得ない事情で水田転作を行う場合には、各地方省・中央直轄市が必要な転作面積を最小限にする土地計画を策定して事前に中央政府の認可を得ることが義務づけられた。上記の手続きを経た計画以外での水田転作が発覚した場合には、その土地を収用することも明記された。

物価高騰の混乱を踏まえて農業問題が2008年7月に開催された第10期ベトナム共産党中央執行委員会第7回総会において議論され、2010年及び2020年までの農業政策の目標を示した「農業・農民・農村に関する中央執行委員会第26号決議」(DCSVN, 2008)が8月5日に公布された。さらにこれを受けて、政府の今後の食糧政策の方針として翌09年12月23日に「国家食糧安全保障に関する政府決議63号」(CPVN, 2009)が公布された。これは、ドイモイ以降の農業の市場経済化・近代化の方針を引き継ぐ一方で、国家食糧安全保障を農業政策の最優先課題にしたものである。

具体的な目標として、国内需要を満たすために、2020年まで380万haの水田(うち320万haは2期作以上の栽培ができる灌漑設備の整った水田)を維持することによって41~43百万トンの生産を維持することとしている。そのために、稲作生産費の30%以上を生産者の利益として確保し、2020年までに食糧生産者の収入を2009年の2.5倍にする目標を立てている。

またベトナム国内のコメ流通・加工業者の多くが零細で設備が整っておらず貯蔵施設も未整備のため、ベトナムはコメの大生産・輸出国にもかかわらず国際的な価格変動が国内の需給逼迫に直結するという問題を抱えている。そのため食糧流通と輸出システムの合理化を目標として、63号決議では業者に対して容量400万トンの貯蔵施設(当時の国内総在庫の約2倍の容量)の建設を2012年までに完成させるように指示している。

## (2) 2023年のコメ輸出

2007年からの国際米価高騰期と同様、2023年にもインドがコメの輸出規制を行ったが、ベトナムは輸出規制を行わなかった。そして同年のベトナムのコメ輸出は、輸出量(8,338千t, 前年度比17.4%増)・輸出金額(4,816百万米ドル, 前年度比39.4%増)ともに過去最高を記録した。また「(1) 国内物価の高騰と2008年に取られた政策」で前述したように、2007~09年には激しい物価上昇に見舞われたベトナムであったが、2023年の消費者物価は前年度比3.25%増、食糧価格は6.85%増に過ぎなかった(TCTK, 2023)。

国際米価高騰・インドのコメ輸出規制という似た環境にもかかわらず、2023年のベトナムはなぜ2008年のような輸出規制を行わなかったのだろうか。次節ではこの背景と近年の状況を解説する。

### 3. コメ輸出拡大の背景と近年の状況

#### （1）新コメ政策とその後

前述のように、物価高騰の混乱を踏まえて、ベトナム政府は今後の食糧政策の方針として2009年に「国家食糧安全保障に関する政府決議63号」を公布した。さらにこの方針を執行するために政府議定109号（CPVN, 2010）が2010年11月4日に公布（施行は2011年1月1日）された。

2010年政府議定109号は、①価格支持策・②業者規制という新たなコメ政策を打ち出した。それらの政策とその後の状況は以下のとおりである。まず①に関しては最低・最高価格を定めて業者に指示するとあった。だが実際に行われたのは、米価下落時にコメを購入した業者が銀行から融資を受けた際の利子補給である。この価格支持策も実際には機能していない。②に関しては、倉庫と精米施設の所有を条件に輸出業者を認可した。しかし基準を満たしているかの検査は認可時のみで、その後は実際にはどの組織も業者への監視は行っていない。さらに民間備蓄の統計データがないので備蓄の目標が達成されたかも不明である。このように2007年からの物価高騰を機に始まった新政策の多くは、直接的には機能しなかった<sup>(2)</sup>。

#### （2）2023年に混乱がおきなかった理由

それにもかかわらず2023年には、2008年のような国内の混乱が起こらなかった最大の原因は、国内のコメ生産量が増加して十分な輸出余力があったからである。ベトナム統計総局によると、2008年の生産量が3,873万トンに対して、2023年は4,350万トンと激増している（第2図参照）。

さらに、2007～08年の時は、長引く異常気象、投入価格の高さなどによる不利な生産条件がベトナムのコメ生産量に影響を与えるおそれがあった。また国民の間でも心理的なパニックもあり、買いだめや物価高騰がおきた。2023年には安定的かつ十分な生産量があることが国民に周知されていたので、以前のような混乱はなかった<sup>(3)</sup>。

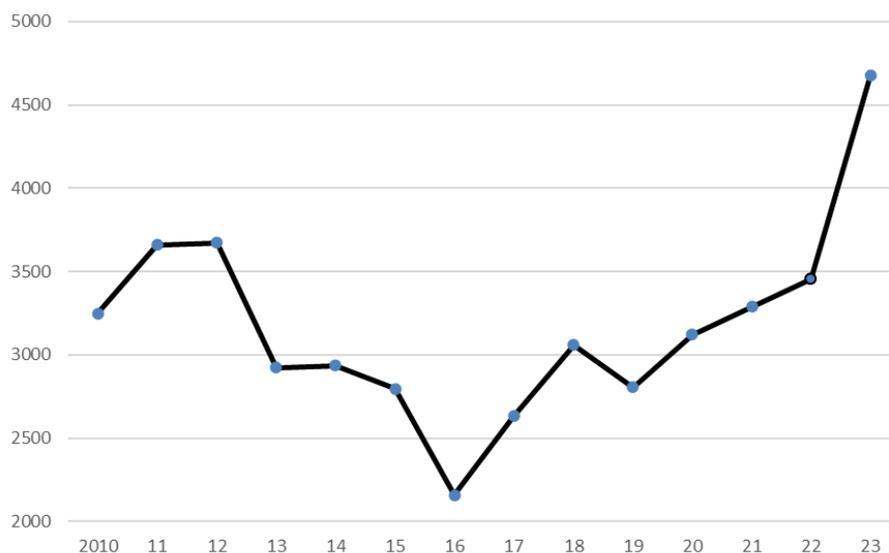
#### （3）コメ輸出増の政策的背景

前述のように2023年は、ベトナムはコメの輸出規制を行わなかった。そして同年のベトナムのコメ輸出は、輸出量だけでなく輸出金額も過去最高を記録した。

この背景には、コメ生産・輸出の構造を2007年当時と大きく変えた政策が存在する。前述のように物価高騰対策として2008年にベトナムはコメの輸出規制をした。翌2009年以降は、依然国際米価が高いこと、またそれに対応して国内生産が刺激されて輸出余力があっ

たことから、輸出が急増して2012年には過去最高の輸出量を達成して、長年世界最大の輸出国であったタイを抜いた。しかし2013年にタイが農民保護的なコメの担保融資制度を事実上廃止するとタイ米の輸出が急上昇し（井上，2014），ベトナムのコメ輸出量も激減した（第2図参照）。同年6月にベトナム政府は「高付加価値化と持続可能な発展に向けての農業部門再編の計画承認についての政府首相決定第899号」（CPVN, 2013）を公布した。2000年9号決議以降ベトナムのコメ輸出は低品質・低価格を売りにした量的拡大からの脱却を目指していたが、輸出激減を受けて一層この「量より質」の方針を強化し、899号決定では、必要な生産量を維持しつつも、農地の効率的な活用（水田を他の農作物へ転作）を推奨するようになった。さらに2017年7月には、「2030年を見据えた2017～2020年段階のベトナムのコメ輸出市場の発展戦略の策定に関する第942号政府首相決定」（CPVN, 2017）を公布し、全体のコメ輸出量の目標値のみならず輸出市場ごと品種ごとの具体的な目標値も定められた。

第5図は2010年以降のベトナムのコメの輸出額を示したものである。2013年以降は低迷していたが、2016年を底に回復して、2023年には2012年の記録を更新して過去最高の輸出量を達成したことがわかる。この回復の背景に、輸出米の品種の多様化（それまでほぼ白米だけだったのを、もち米や香り米<sup>(4)</sup>の比率を上げる）が存在する。



第5図 コメの輸出額（百万米ドル）

資料：TCTK (online). 2023年は速報値。

## (4) 品種・市場別の動向

第1表 コメ輸出量の品種別割合(%)

	2010	2017	2023
白米	89.8	36.4	37.2
もち米	2.0	23.5	9.8
香り米	3.7	29.0	42.5

資料：2010年・2017年は Doan Thi Thu Huong et al. (2022), 2023年は CCPDTV(2024).

第1表は、2010年・2017年・2023年におけるベトナムのコメ輸出量における白米・もち米・香り米の比率である。2010年段階ではベトナムのコメ輸出金額のうち白米の割合が89.8%と圧倒的だったが、2017年には36.4%と大きく割合を下げている。それに対して、もち米が23.5%、香り米が29.0%、と大きく伸ばしている。2023年になりもち米は9.8%と割合を下げたが、香り米はますます大きくなり42.5%と今や白米より多く輸出されている。

近年ベトナムにとって最も大きい輸出先はフィリピンであり、ベトナムのコメ輸出総量で、2022年には45.2%、2023年には38.5%を占める。品種別では白米と香り米の双方がある。2023年に輸出先2位(輸出量の14.5%)になったのはインドネシアであり、2022年の7位から急上昇したのは、エルニーニョ現象によって生産が大幅に減少したことによる。品種はほとんど白米である。

近年フィリピンに次ぐ輸出先で2023年も3位(輸出量の11.3%)になったのは中国である。ベトナムにとって中国はもち米の最大の輸出先であり、2016年にはもち米輸出量の51.4%を占めた。その後中国向けの香り米輸出も増えたことから近年はやや割合を落としたが、2023年時点でも中国市場はベトナムのもち米輸出量の46.0%を占めている。なお2023年時点で、中国がベトナムから輸入しているコメの約6割がもち米、約3割が香り米である。

香り米の最大の輸出先はアフリカであり、2023年でベトナムの香り米総輸出量の33%を占める(全品種の輸出量では16%を占める)。またアフリカから見ると、ベトナムからのコメ輸入の83.2%が香り米と圧倒的な割合である(CCPDTV, 2024)。ベトナムからアフリカへの香り米の輸出が多い理由は、欧米や中東への香り米輸出はインドなどが先に進出しており、新たに香り米輸出をしたいベトナムにとっては、まずは安い市場から進出したということであろう。なお2017年の942号決定では、欧米や中東などへの輸出を2030年までに2～3倍へ増加させることを目標としている。

第2表 アフリカ諸国への国別コメ輸出量と割合

	千 t	%
ガーナ	581	43.8
コートジボワール	511	38.5
モザンビーク	87	6.6
ガボン	57	4.3
トーゴ	26	2.0
アフリカ合計	1,327	

資料：CCPDTV(2024).

第2表は、アフリカ諸国へのコメ輸出量の国別割合を示したものである。上位2か国（ガーナとコートジボワール）で82.3%とほとんどを占める。なおベトナムのコメ輸出量全体の国別割合（2023年）でも、前述の3か国に次いでガーナが4位、コートジボワールが5位を占めており、アフリカがベトナムのコメ輸出にとって重要な輸出先になっていることがわかる。

## おわりに

ベトナムは1980年代から経済自由化・対外開放政策で高い経済成長を達成し、農林水産分野でも世界有数のコメ輸出大国となった。国際米価が高騰した2008年には、ベトナム政府は物価対策のため輸出規制を行った。だが、2023年には輸出規制は行わず、過去最高のコメ輸出量・輸出金額を記録した。

その背景は、上記の2時点の間に生産が急増して国内の余裕があったことと、輸出するコメの品種を白米のみから香り米も含めた多様化に成功したことによる。

2024年にはさらにコメ輸出量・輸出金額の最高記録を更新する見込み（TCTK, 2025）であり、引き続き注視が必要である。

注(1) 本章において「各地方省」という場合には、中央直轄市も含める。

(2) 2023年2月28日、ベトナム市況分析予報株式会社（AgroMonitor社）チーフエコノミスト Pham Quang Dieu 氏へのインタビューより。

(3) 2024年9月9日、Pham Quang Dieu 氏へのインタビューより。

(4) ベトナム人も日本人と同様に食事の主食として白米（ベトナム語で gao trang）を食べるが、フォーや春巻きのライスペーパーにも白米が使われる。香り米（gao thom）を好んで食べる人もいるが、通常は白米より値段が高い。

もち米（gao nep）は、もち（Banh giay）・ちまき（Banh chung）、おこわ（Xoi）といった主に祝いの席で食べられる

食事のほかに、伝統的なデザートのコム (Che) などに使われる。

## [引用文献]

### 【日本語文献】

アジア経済研究所(2020)『アジア動向年報 2020』アジア経済研究所。  
井上荘太郎(2014)「タイのコメ担保融資政策をとりまく動き」農林水産省『海外食料需給レポート 2013』。  
白石昌也(1993)『ベトナムー革命と建設のはざまー』東京大学出版会。  
竹内郁雄(1997)「ベトナム共産党第8回大会と新経済開発戦略」『アジア経済』38(8)。

### 【英語・ベトナム語文献 (書籍及びウェブサイト)】

CCPDTV (Cong ty Co phan Phan tich va Du bao Thi truong Viet Nam, ベトナム市況分析予報株式会社) (2010)*Bao Cao thuong nien Nganh hang lua gao Viet Nam va The gioi 2009 - Trien vong 2010* (2009 年度のベトナム及び世界のコメ及び次年度の展望に関する年次報告)。  
CCPDTV(2024)*Bao Cao Nganh lua gao Viet Nam 2023 - Trien vong 2024* (2023 年度のベトナムのコメ及び次年度の展望に関する報告)。  
Doan Thi Thu Huong, Pham Quang Dieu, Dao The Anh(2022)*Market Structure of Rice Export in Vietnam from 2010 to 2020*, The Food and Fertilizer Technology Center for the Asian and Pacific Region (FFTC)。  
Nguyen Sinh Cuc (1995) *Nong Nghiep Viet Nam 1945-1995* (1945～1995 年のベトナム農業), Nha Xuat Ban Thong Ke (統計出版社)。  
TCTK (Tong Cuc Thong Ke, ベトナム統計総局) (online) <http://www.gso.gov.vn> (2025 年 3 月 3 日アクセス)。  
TCTK(2000)*So Lieu Thong Ke Nong-Lam Nghiep Thuy San 1975-2000* (1975～2000 年農林水産業統計)。Nha Xuat Ban Thong Ke。  
TCTK (2005) *Nien Giam Thong Ke 2004* (2004 年度統計年鑑)。Nha Xuat Ban Thong Ke。  
TCTK(2008) *Nien Giam Thong Ke 2007* (2007 年度統計年鑑)。Nha Xuat Ban Thong Ke。  
TTPNN (Trung tam Thong tin Phat trien Nong nghiep - Nong thon, 農業農村開発情報センター) (2009) *Bao Cao thuong nien Nganh hang lua gao Viet Nam 2008 va Trien vong 2009* (2008 年度のベトナム稲作部門及び次年度の展望に関する年次報告)。  
World Bank(1996) *From plan to market -World development report 1996-*, New York: Oxford University。

### 【ベトナム語文献 (法律及び共産党・国家機関文書)】

CPVN (Chinh Phu Viet Nam, ベトナム政府) (2000) *So:9/2000/NQ-CP, Nghi quyet cua Chinh phu ve mot so chu truong va chinh sach ve chuyen dich co cau kinh te va tieu thu san pham nong nghiep* (農業経済構造の転換及び農産品の販売に関するいくつかの方針及び政策に関する政府決議 9 号), 2000 年 6 月 15 日公布。  
CPVN(2005) *So:150/2005/QD-TTg, Quyét Dinh cua Thu tuong Chinh phu ve Phe duyet quy hoach chuyen doi co cau san xuat nong, lam nghiep, thuy san ca nuoc nam 2010 va tam nhin 2020* (2010 年及び2020 年までの全国農林水産業生産構造転換計画の承認に関する政府首相決定 150 号), 2005 年 6 月 20 日公布。  
CPVN(2008a) *So:78/TB-VPCP, Thong Bao y kien ket luan cua Thu tuong Nguyen Tan Dung tai buoi lam viec voi Bo*

*nong nghiep va phat trien nong thon ve tinh hinh san xuat va xuat khau gao, thuy san* (コメ及び水産物の生産・輸出の状況に関する農業農村開発省との意見交換におけるグエン・タン・ズン首相の結論に関する第78号通達), 2008年3月25日公布.

CPVN(2008b) So:391/2008/QD-TTg, *Quyết Định của Thủ tướng Chính phủ về ra soát, kiểm tra thực trạng việc quản lý quy hoạch, kế hoạch và sử dụng đất 5 năm 2006 - 2010 trên địa bàn cả nước, trong đó ra soát, kiểm tra thực trạng công tác quản lý quy hoạch, kế hoạch, sử dụng đất nông nghiệp 5 năm 2006 - 2010 nói chung và đất trong lúa nước nói riêng* (2006~2010年5か年間の全国の土地の企画・計画・使用の管理の実態への検査事業における農用地, 特に水田の管理業務への検査に関する第391号政府首相決定), 2008年4月18日公布.

CPVN (2009) So:63/2009/NQ-CP, *Nghị quyết của Chính phủ về đảm bảo an ninh lương thực quốc gia* (国家食糧安全保障に関する政府決議63号), 2009年12月23日公布.

CPVN(2010) So: 109/2010/ND-CP, *Nghị Định của Chính Phủ về kinh doanh xuất khẩu gạo* (コメ輸出事業に関する政府議定109号), 2010年11月4日公布.

CPVN (2013) So: 899/QĐ-TTg, *Quyết định của Thủ tướng Chính phủ về Phe duyệt Đề án Tái cơ cấu ngành nông nghiệp theo hướng nâng cao giá trị gia tăng và phát triển bền vững* (高付加価値化と持続可能な発展に向けての農業部門再編の計画承認についての政府首相決定第899号), 2013年6月10日公布.

CPVN(2017) So:942/QĐ-TTg, *Quyết Định của Thủ tướng Chính phủ về Phe duyệt Chiến lược phát triển thị trường xuất khẩu gạo của Việt Nam Giai đoạn 2017-2020, tầm nhìn đến năm 2030* (2030年を見据えた2017~2020年段階のベトナムのコメ輸出市場の発展戦略の策定に関する第942号政府首相決定), 2017年7月3日公布.

DCSVN (Dang Cong San Viet Nam, ベトナム共産党) (1981) So: 100/ CT/TW, *Chi thi của Ban Bi thu Trung uog Dang về cải tiến công tác khoán, mở rộng “khoán sản phẩm đến nhóm và người lao động” trong Hợp tác xã nông nghiệp* (農業合作社における請負活動の改善及び労働グループと労働者に対する生産物請負拡大に関する党中央書記局100号指示), 1981年1月13日公布.

DCSVN(1988)So:10/ NQ/TW, *Nghị quyết của Bộ Chính trị về đổi mới quản lý kinh tế nông nghiệp* (農業経済管理におけるドイモイに関する共産党政治局10号決議), 1988年4月5日公布.

DCSVN(2008)So: 26 NQ/TW, *Nghị quyết của Ban Chấp hành Trung uog Dang về nông nghiệp, nông dân, nông thôn* (農業・農民・農村に関する中央執行委員会第26号決議), 2008年8月5日公布.

TCTK(2023) *Báo Cao Tình Hình Kinh Tế - Xã Hội Quy IV và Năm 2023* (2023年第4四半期及び2023年全体に関する社会経済状況報告書), 2023年12月28日発表.

TCTK(2025) *Báo Cao Tình Hình Kinh Tế - Xã Hội Quy IV và Năm 2024* (2024年第4四半期及び2024年全体に関する社会経済状況報告書), 2025年1月6日発表.

QHVN (Quốc Hội Việt Nam ベトナム国会) (1996) *Luật Hợp Tác Xã* (合作社法), 1996年3月20日可決.

## 第3章 中国

—国家安全を最優先、「党の指導」で食糧供給安定と共同富裕実現目指す—

百崎 賢之

### 1. はじめに—「食糧」・「三農」分野で「習総書記色」の濃い諸政策目標並立

2022年10月からの習政権三期目も半ばに差し掛かり、2024年時点の中国「三農（農業・農村・農民）政策」は、更にその先に「中華人民共和国建国百年」（2049年）を期して「社会主義現代化強国」を実現することを見据え、その一環としての「農業強国」化を推進することをはじめとして、政権の更なる長期化を織り込みつつ、「習総書記が核心」を印象付けるように、習氏の言葉や実績にちなんだ様々な「三農」関係の政策目標が続々とプログラムやプロジェクトとなり、それらに沿って党や政府の部内で関係幹部が「実績づくり」を競い合っている感もみられる。

この「農業強国」は、2022年10月の第二十回党大会に打ち出された時点から、「海外の一般的な現代化農業強国に共通する特徴」<sup>①</sup>を踏まえるとしつつも、「中国の特色、国情に基づか」なければならず、「安易に国外のモデルを引き写さない」ことが強調され、農業と農村に関する広範な領域をカバーする<sup>②</sup>ものとされ、農業については、「食糧生産地域への収入補償」（地域や生産者に損をさせない）、農村・農民については、「農村集団所有経済の発展」（⇒農民への財産収益分配強化に結び付ける）等が強調されることが増えている。

他方、対外的には、米中対立の先鋭化（トランプ第二次政権下での展開は見通しがたい）や、ロシア・ウクライナの紛争の長期化をはじめとする様々な風波の中で、欧米諸国では政権交代等が相次いでいても、そのような形で「揺るぐことのない」中国が大国として（孤立することなく）世界の中心に君臨する構図を印象付けるかのような首脳外交や国際的な枠組みを主導（BRICSの拡大、中国アフリカ協力フォーラム（2024年9月に6年ぶりに北京で開催し、アフリカ53か国を招致し、ほとんどの国と習国家主席自らが会談）など）しようとする様々な取組が目立っている。その一方、台湾問題での懸念の声を「一つの中国」への内政干渉として拒絶し、あるいは南シナ海問題でも覇権的姿勢を貫こうとするなどの動きを強めることで自ら不安を増大させている側面も否定できないであろうが、食糧安全保障法上は「適度な輸入」を前提としながらも、自力での食糧・重要農産品供給体制強化へ「執着」する姿勢を強めている。そのため、基盤となる三農（農業・農村・農民）への関与を一層強めるが、「共同富裕」に向けた「改革」方向が、不動産不況に代表される厳しい経済状況の中で継続、強化できるのか、また、十分な政策効果を挙げられるのかが問われよう。ただ、政権の情報管理的色彩も強まり、その内情は外部からは見えにくい。

本レポートでは、そうした問題を考えていく手がかりとなる基本的状況を紹介することを主眼に、2024年の新たな動きを中心に中国「三農」政策の主な展開を分析してみたい。

## 2. 2024年の「三農」（農業・農村・農民）をめぐる状況と生産・輸入の動向

（1）2024年一号文件 ～「千万工程」に学ぶ＝習総書記の浙江省時代の業績の名を冠し、新たな郷村振興への道筋を描く～

### 1）全体的な特徴

2024年一号文件（2024年1月1日付け。公表は2月3日）は、「習近平政権12回目」の一号文件であることが強調されつつ（前年までなら、「二十一年連続の」となるところだが、そうは呼称せず）、「中国共産党中央・国務院『千の村をモデルに、万の村を改善する』プロジェクトの経験を学習・応用し、郷村の全面的な振興を力強く効果的に推進することについての意見」と題され、まさに習総書記中心体制を濃厚に印象付けるものとなっている。2023年一号文件の主役だった「農業強国」は前文に一回登場するだけであり、基本的には「千万工程（「一千のモデル村をつかって、一万の村を整備する」プロジェクト）に学ぶ」というものだが、このプロジェクトは、習近平総書記が、浙江省のトップ（共産党省委員会書記）時代に自ら立案し自ら体制を作って進めたとされるもので、それが20年の努力を経て結実したことを踏まえ、「浙江省の発展に学び、農民が主体、人民のために、人民に依拠して推進」する美しく豊かな農村づくりを進めることを主題としている。

このプロジェクトは、全国的には、環境美化等からスタートし、適用範囲が農村旅行、街並み整備、農村の産業育成等に広がっていくというイメージであり、2023年6月に、それ自体をテーマに党・国務院指導文書が出ている<sup>(3)</sup>が、重点分野は6つ（①農村居住環境美化の深化、②都市郷村の融合発展の促進、③郷村の特色ある産業の発展、④緑色低炭素農業の推進、⑤農村精神文明の強化、⑥郷村統治の向上）となっている。④を除き、「農業」分野ではなく、「三農」の中でも「農村」に関わるものといえる。そして、この習総書記の実績を表題そのものに冠しているとともに、『20年の努力を経て』という点が、習政権の更なる長期政権化をも連想させる意味深長なものとなっていると見ることもできる。

文件起草責任者による記者説明<sup>(4)</sup>では、習近平総書記が浙江省党書記であった当時、自ら計画し推進したプロジェクトの成功を踏まえ、そこに込められた発展理念、業務の方法と推進の仕組みを学習・応用することとし、郷村の全面的な振興を推進することを新たな時代における「三農」業務全体の着手点とし、人民中心の発展を図るとしている<sup>(5)</sup>。

文件の章立ては、①国家食糧安全保障の確保（7項目）、②大規模な貧困逆戻りを発生させないことの確保（3項目）、③郷村産業の発展水準の向上（4項目）、④郷村建設のレベルアップ（6項目）、⑤郷村の統治水準の向上（4項目）、⑥党の「三農」業務の全面指導の強化（4項目）となっており、柱は「二つの確保」（①と②）と「三つの向上」（③、④、⑤）と「二つの強化」（科学技術の強化（①の一部）と改革の強化（⑥の一部））と説明されている。冒頭の項目のタイトルを「食糧安全保障」とすることで、その重視を強調しているが、2023年の文件では、九章のうち最初の三章（食糧・重要農産品生産安定、農業インフラ整備、農業科学技術）が農業関係だったので、明らかに前年より「農業」から「農村」

へ比重が移り、また、末端にまで至る党の体制づくり関係の記述が増加している。

そして、前々年、前年の文件では、『2022年の』、『2023年の』と表題に年を入れることで、短期的な視点で習総書記の指導の下で実施すべきプログラムの構成を取っていたのだが、今度は逆に長期的な視野に立っていることが強調され、内容的にも一年で進みそうにない問題を含め、農村が抱える現実の課題に立ち返って、かつては取り上げられていたが最近はやがなくなかった問題で記述が何年かぶりに復活したものや、長期的な課題も多くなっている（例えば、賭博、黒社会、詐欺、風俗習慣を改めること（冠婚葬祭等）、大棚房（農業施設名目での不適切な建物建設）など、…再燃若しくは未解決ということでもある）。

## 2) 食糧安全保障の確保

根幹は、①播種面積の安定、②単収の向上、③食物の供給源の開拓（＝大食物観、大農業観（3.（3）参照）、④食糧節約減損の強化の四つとしており、特に②を重視する。

農民による食糧生産、地方政府による食糧担当意欲の喚起策として、「縦」と「横」の政策措置をともに重視するとし、「縦方向」は、中央政府からの大食糧生産県への支援、中でも高規格農田建設資金の自己（自地域）負担分を減額することや、農業分野以外の「大食糧生産県に対する公共サービス能力向上活動」も実施する（2024年は、他省への食糧移出量の大きい内モンゴル、吉林、黒龍江、安徽、河南の5省（区）に対して実施。さらに、今後は、他の8つの「食糧生産地域」（第6図参照）にも徐々に対象を拡大）としている。他方、将来に向け、「横方向の利益補償」の導入の実現が最大の課題とされる（3.（4）参照）。

また、産業振興の観点から、産業チェーンの延伸、農産品加工業の生産地域への配置推進、食品・飼料の産業クラスター形成も展開するとしている。

「耕地保護・整備強化」の面では、耕地総量の厳守をうたうとともに、特に転用耕地と補充耕地の均衡を、面積のみならず耕地の質も厳しくチェックするとする（3.（2）参照）。

さらに、「予備ストック」となるべき耕地資源の発掘にも力を入れるとし、荒廃地の利用推進とアルカリ化した土地の改善・改良・総合利用を図ることも記述している<sup>6)</sup>。

「科学技術の革新」の面では、革新のためのプラットフォームづくりや、特に「種子業」（畜産品種、水産品種も含む概念）として遺伝子組換え等「生物育種」の面的拡大の重視、農業機械対策（弱点補強、設置活用補助金等）、末端への技術普及強化等にも言及がある。

「現代的農業経営システム」構築の面では、「誰が耕すか問題」を急ぎ解決するとし、小農家を基礎にし、「新型農業経営主体」（家庭農場、リーダー企業、合作社（協同組合））を重点とし、「社会化サービス」（一部作業受託・さらには全面受託サービス、機械作業オペレーター等）を支えとするとしているほか、高資質の生産経営人材群を育成するとしている。

このほか、引き続き「食物節約の深化」、生産・貯蔵・運搬・加工・消費各段階での減損や節約推進、「健康的な飲食」の唱導のほか、外食での浪費の厳格な抑制にも言及している。

### 3) 貧困逆戻りの防止<sup>(7)</sup>

ポイントとしては、モニタリングと迅速な扶助、起業・就業の扶助、職業訓練などによる自助発展能力の向上を挙げている。

### 4) 郷村の「三つの向上」（郷村産業、郷村建設、郷村統治）

#### ① 郷村産業の発展水準の向上

第一に、地域の特色、優位性を活かした産業育成、特色ある地域ブランドを育成すること、第二に産業（一二三次産業）の融合発展を重視することとし、特に、郷村の多元的な価値の掘り下げによる新産業、新業態、例えば郷村民泊、エコ観光、森林療養、レジャーキャンプ等を振興すること、第三に農産品加工のレベルアップを図ること、第四に農村の物流の円滑化を図ること、具体的には県の区域、郷や村に至る配送体系や、農村における旅客と貨物の輸送の融合発展、コールドチェーンや電子商取引の発展に言及している。

さらに、農民の持続的な収入増加策を進めるとし、産業振興面では、農業経営の収入増加の潜在力掘り下げ、特色ある耕種と畜産の農業、手工業、林間経済等の「家族経営プロジェクト」、新型農業経営と農業企業が農家をリードする形態の発展、農村労働力の多方面への就業、「労務」ブランドの育成を図るとし、給与未払撲滅や技能訓練重視を挙げている<sup>(8)</sup>。

#### ② 郷村建設レベルの向上

県レベル国土空間規画（計画）のリード機能を強化し、市街地、村落、産業園區の空間配置を統一化、また、村落規画策定は、単独計画を必須とせず、郷鎮単位や複数村落でまとめるなど編成方式を柔軟化のほか、郷鎮単位での全域土地総合改善を進めるとしている。

引き続き、居住環境の改善（トイレ改造、ごみ分別処置、汚染悪臭水対策等）とともに、農村インフラの弱点補強（供水システム、電力網、道路、危険住宅改造等）、公共サービス体系整備（郷村寄宿制学校の整備、郷鎮の衛生院や村の衛生室のサービス能力向上、高齢者向けのサービスセンターや食事補助・互助等）、農村エコ文明の建設（農薬・化学肥料の使用削減、汚染の改善、食品安全と農産品の品質管理、長江禁漁対策等）が列記されている。

また、県の区域における都市と郷村の融合発展に向け、新型都市化と郷村振興を統一的に進めるとし、県と郷と村の機能の接続・相互補完を進め、産業構造と空間配置を改善し、「県城」（県役所所在地）の中枢機能を高め、県の区域で就業キャパシティの拡大、都市・郷村インフラの統合、教育や医療の機能の一体化を図り、農業からの転移人口の市民化を進めるとともに、都市的區域の常住人口全部の住居保障への組込みを奨励するとする<sup>(9)</sup>。

#### ③ 郷村の統治レベルの向上

農村の基層レベルの党組織の整備を強化し、党組織がリードする形で末端における統治システムを整備することを重点とし、郷と村における県レベル党委員会の管理の強化、特に常駐方式を含めた組織・人員へのテコ入れや末端事務内容の明確化、人材育成の強化等を進めるとともに、治安安定に向け、「新時代の『楓橋経験』」（毛沢東時代の住民の相互監視の仕組みの現代版）を発展させることや、農村の組織犯罪の撲滅、反社会勢力打破等を

進めるほか、農民の法に対する意識を強め、「法治郷村」建設を強化するとしている。

また、農村の精神文明建設を強化するとし、農業文化遺産の重視や、農村の文化・スポーツイベントの振興の重視とともに、風俗習慣の改革推進も強調しており、「村の規則と民間慣習」の機能を生かすことや、派手・無秩序な冠婚葬祭の改善等も書かれている。

### 5) 党の「三農」分野への全面指導の強化

農村の改革・革新の強化として、農村基本経営制度の整備（土地請負経営における請負期限 30 年間再延長、農村住宅用地制度の改革、農村集団経済組織改革・新型農村集団経済発展）とともに、集団林権制度や農業用水価格制度、購販合作社等の改革も進めるとする。

このほか、党が農村の業務を指導する体制を整備するとし、「三農」を党全体の業務の重点中の重点と位置付け、農業農村の優先発展を堅持し、省・市・県・郷鎮・村の5つのレベルの党の書記の「郷村振興責任」を重視し、末端まで掘り下げた体制づくりを進めるとともに、郷村振興への多元的な「投入」を進める（公共予算、投融资、金融サービス、社会資本）と同時に、適正なプロジェクトの監督管理を図ること、郷村における人材層の育成を強めること（農民の資質向上、学校・医療等分野の人材テコ入れ）等を挙げている。

## (2) 2024 年の農業生産・食糧等の輸入の動向

### 1) 2024 年の食糧生産統計データ（国家統計局、2024）

2024 年の食糧作物生産は、一部に洪水、干ばつ、台風等の被害がみられたものの、総じて気象条件には恵まれ、生育と収量が確保され、特に、食糧作物の生産量が史上初めて 7 億トンを超えたとしている。

国家統計局（2024）によれば、食糧作物の播種面積<sup>はしゅう</sup> 1 億 1,932 万ヘクタール（前年比 0.3%増）、生産量 7 億 0,650 万トン（1.6%増、史上最高）、うち穀物全体で 1 億 46 万ヘクタール（0.5%増）、6 億 5,229 万トン（1.7%増、史上最高）、コメが 2,901 万ヘクタール（0.2%増）、2 億 0,754 万トン（0.5%増）、小麦が 2,359 万ヘクタール（0.2%減）、1 億 4,010 万トン（2.6%増）、トウモロコシが 4,474 万ヘクタール（1.2%増）、2 億 9,492 万トン（2.1%増、史上最高）、大豆が 1,033 万ヘクタール（1.4%減）、2,065 万トン（0.9%減）である。

このうち、コメについては、4 年ぶりに作付面積が増加した。小麦については、作付面積は若干減少（4 万ヘクタール減）したが、前年の長雨の影響等が軽減され、単収が 2.7% 増加したため、収量が伸びている。トウモロコシについては、増産が進められ、作付面積（52 万ヘクタール増）、単収（0.9%増）とも増加した。逆に、大豆については、前年までの増産の成果を落とさないことが目標とされていたが、作付面積は若干減少（13 万ヘクタール減）し、単収はやや上がった（0.5%増）ものの、減産となっている。

農業農村部は、全体に単収が顕著に上がり（食糧全体で 5.9 トン/ヘクタールとなり 76.5 キログラム/ヘクタール（1.3%）増）、収量増の 8 割は単収が寄与したとし、その要因とし

て、密植化を進めた（特にトウモロコシ）こと、高性能農業機械装備の普及を進めたこと、全国で「大面積単収向上重点県」を定めて（小麦で100県（2024年に指定）、トウモロコシで300県（2023年から200県、2024年に100県追加指定）、大豆で100県（2023年から）等）、県全域での重点的な取組が行われたこと等を挙げる<sup>(10)</sup>。

地域的には、黒龍江省の214万トン（2.7%）増のほか、「食糧生産地域」としては位置付けられていない新疆ウイグル自治区の211万トン（10.0%）増が目立っている。

## 2) 穀物・大豆の輸入の状況（海関総署、2025）

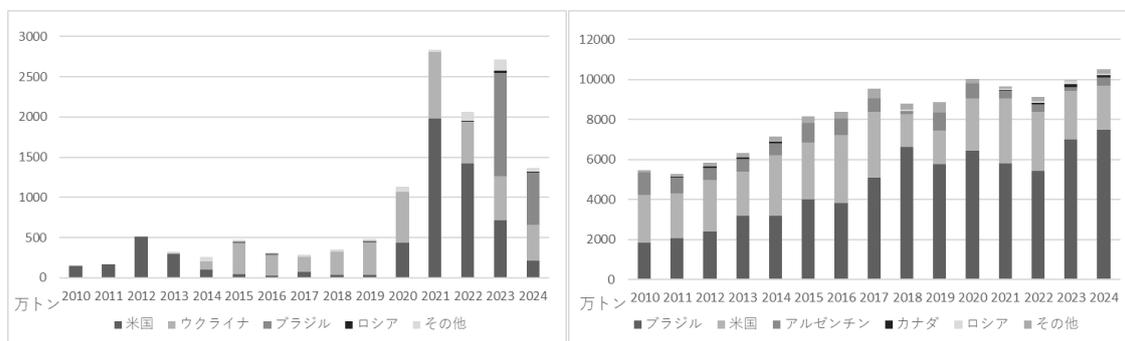
2024年のトウモロコシの輸入は、国内生産の大きな伸びとともに、豚肉生産量が抑制（(3)参照）される中で、輸入総量が前年比49.7%減とほぼ半減の1,364万トンとなった。前年に本格輸入が開始されたブラジルからの輸入量も大きく減少したが、輸入量のシェアは前年の約47%を維持し、ウクライナからの輸入も2割近く減少したがシェアは3割を超えた。その一方、米国からの輸入は71%減、シェアも26%から15%へと落ち込んだ。

小麦は、国内生産が堅調な中、輸入量は1,101万トン（7.3%減）と2018年以来6年ぶりに輸入量が前年割れとなった。トップは豪州の336万トンだが輸入量は52%減となり、以下カナダの253万トン、フランスの229万トン等となっている。

コメは、大きく減少した前年を更に下回る162万トン（37.4%減）となり、前年一位のベトナムが7割減の28万トンと、ミャンマー（56万トン）、タイ（43万トン）を下回った。

なお、大麦、コーリヤンは輸入が大きく増加し、それぞれ1,424万トン（25.8%増、トップは豪州の525万トン）、866万トン（66%増、トップは米国の568万トン）となった。国内ではトウモロコシ、大豆等が重視される中、生産が伸びていないものとみられる。

大豆は、前年比6.5%増の10,503万トンとなり、2020年以来4年ぶりに1億トンを超えた。ブラジルからの輸入が6.7%増の7,465万トンで全体の7割を超え、逆に米国が8.4%減の2,213万トンで、三年連続の減少である。アルゼンチンは410万トンと倍増した。



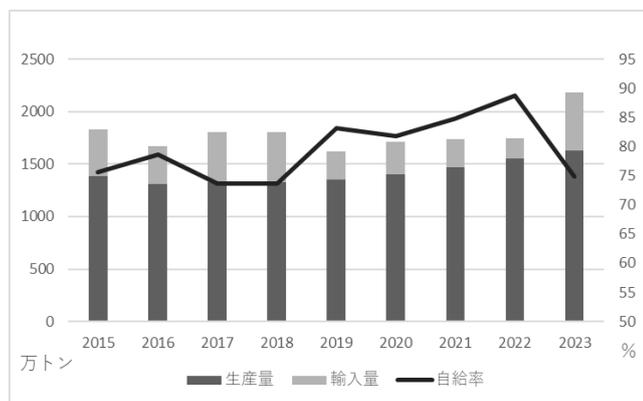
第1図 トウモロコシ（左図）、大豆（右図）の輸入量の推移と国別内訳

資料: 中国海関統計（各年）及び直近年について海関総署ウェブサイトから筆者が検索したデータによる。

## 3) 菜種等の生産と輸入の動向

「油瓶をできるだけ多くの中国産の油で充たす」(百崎 (2023a) 参照) として、食用植物油の原料構成を含めた自給率向上を図る取組を進める中で、大豆以外の、「食糧」には位置付けられていない油料作物にも注目が集まっており、中でも菜種は小麦、トウモロコシ、大豆と並ぶ「四大 (水稻を含めれば『五大』) 作物」<sup>(11)</sup> として主要食糧と並ぶ重要な位置付けが強められており、2024 年から開始された「菜種単収向上三か年業務プログラム」では、①栽培面積の確保・拡大、②単収向上、③自然災害や病虫害への対応等を重点に取組が進められ<sup>(12)</sup>、単収向上を進める「重点県」( 1 ) 参照) も 2024 年に 102 県が指定された。

一方で、2023 年に急増した菜種の輸入は 2024 年は更に増加 (2022 年:196 万トン (うちカナダ 187 万トン)、2023 年: 549 万トン (505 万トン)、2024 年: 639 万トン (613 万トン) し、自給率向上を目指す中で、カナダとの紛争の種となっている<sup>(13)</sup> (第 2 図, 第 1 表)。



資料：中国農村統計・中国海関統計

第 2 図 菜種の生産・輸入と自給率

第 1 表 中国の菜種輸入の相手国の状況 (2022-2024)

()	2024年		2023年		2022年	
	数量 (万トン)	単価 (元/トン)	数量 (万トン)	単価 (元/トン)	数量 (万トン)	単価 (元/トン)
カナダ	613.2 (21.4%増)	3,821(20.3%下落)	505.0 (170.4%増)	4,793(12.7%下落)	186.8( 23.4%減)	5,492 (44.1%上昇)
ロシア	19.0 (48.9%減)	3,812( 4.1%下落)	37.3 (424.4%増)	3,976( 7.6%下落)	7.1( 31.5%減)	4,303 (24.7%上昇)
モンゴル	6.4 (6.8%減)	4,704( 1.6%下落)	6.8 (215.8%増)	4,782( 2.8%下落)	2.2( 83.3%増)	4,795 (63.6%上昇)
合計	638.6 (16.3%増)		549.1 (180.0%増)		196.1( 25.9%減)	
カナダのシェア	96.0 (%)		92.0 (%)		95.3 (%)	

資料：中国海関総署ホームページ公表資料より筆者が検索・算出

なお、2024 年の菜種以外の油料種子の輸入量は、ゴマが 118 万トン (対前年比 30%増、うちニジェール 29 万トン、タンザニア 15 万トン)、落花生が 76 万トン (15%増、うちスーダン 35 万トン、セネガル 31 万トン)、亜麻が 69 万トン (43%減、うち 53 万トンがロシア)、綿種が 57 万トン (13%減、うち 50 万トンが豪州) 等となっており、油料種子 (大

豆を除く）全体では 982 万トン（5%増）となっている。

また、植物油の輸入は 716 万トン（27%減、うちインドネシアが 260 万トン）である。

### （3）畜産物の生産動向と輸入状況

#### 1）豚肉生産の動向 —価格低迷を受け、安定供給基準を緩和—

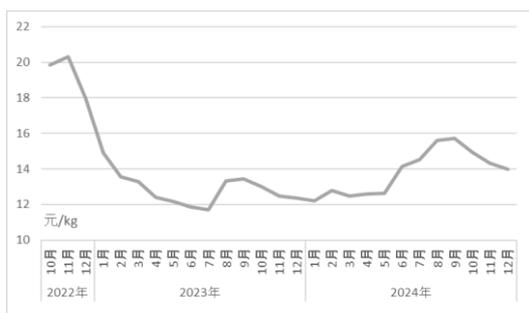
2024 年の豚肉生産は、前年比で 1.5%減少の 5,706 万トン（国家統計局（2025））となり、出荷頭数も 3.3%減の 7 億 0,256 万頭（年末時点の飼養頭数は 1.6%減の 4 億 2,743 万頭）となった。2022 年 10 月以降、豚肉価格の低迷（第 3 図）が続き、2024 年 3 月の全国人民代表大会直前に、農業農村部が、豚生産能力管理基準（2021 年まで続いたアフリカ豚熱大流行による飼養頭数減をきっかけに導入）を改定した<sup>(14)</sup>ことで、豚肉価格は若干持ち直した。中国経済の状況を反映した需要の弱さ等から、大きくは回復していないが、出荷豚一頭当たり収支が、2023 年の 76 元の赤字から、2024 年は 214 元の黒字に転換した<sup>(15)</sup>。

#### 2）牛肉価格の低迷

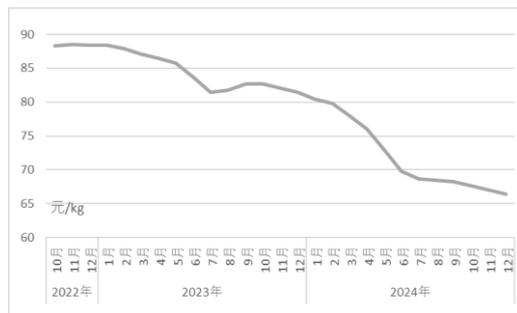
2024 年の牛肉生産量は、前年比 3.5%増の 779 万トンとなる一方、生乳生産量は 2.8%減の 4,079 万トンとなっており、羊肉も 2.5%減の 518 万トンとなった。

中国国内の経済状況等を反映し、牛肉（第 4 図）と生乳の価格が大きく落ち込み、経営赤字が深刻であり、農業農村部は、安定生産に向けて 2024 年 9 月に国家発展改革委員会、財政部等とともに指導文書を発出<sup>(16)</sup>するなど、対応の強化が迫られるようになった。

なお、中国畜牧業協会の申請に基づき、商務部が 2024 年 12 月 27 日、セーフガード措置に係る調査開始を決定したが、2019 年から 2024 年上半期までに輸入数量の国内シェアが 20.55%から 30.90%に上昇した等を理由に挙げている。経済関係が密接になっているブラジルとの関係に大きく影響（3）参照）する問題であり、同部の判断が注目される。



第 3 図 豚肉価格の推移



第 4 図 牛肉価格の推移

資料（第 3 図、第 4 図とも）：農業農村部市場与信息化司 農産品供需形勢分析月報（各月）

他方、消費者の価格志向と健康志向の高まりも反映しているとみられるが、家きん肉生産は 3.8%増の 2,660 万トンと比較的順調である（価格は、1 キログラム当たり 24 元前後で推移）。

### 3) 畜産物の輸入動向（海関総署，2025）

豚肉の輸入については，2020年以降減少が続いており，2023年の155万トンから，2024年は107万トン（31%減）となった。トップはスペイン（30万トン），次いでブラジル（24万トン）である。

牛肉の輸入は287万トン（5%増，うちブラジルが134万トン，アルゼンチンが59万トン），羊肉は36万トン（13%減，うち豪州が19万トン，ニュージーランドが17万トン）である。家きん肉は41万トン（41%減，うちブラジルが30万トン，ロシアとタイが各4万トン）であるが，他方，輸出が50万トン（ただし，うち香港・マカオが19万トン，それ以外ではロシアの8万トンが最大）となっている。

## 3. 食糧と重要農産品の供給力強化と「収入補てん」～2024年の新たな動き

直近の中国の政策は，2023年末に食糧安全保障法が成立し，そこに習近平政権初期の2013年に決定された食糧安全保障戦略が色濃く反映され，「食用食糧（口糧）」の絶対安全保障を主眼に置きつつ，「適度な輸入」を織り込む方針が明確にされ（百崎，2024）ていながらも，実際の政策展開方向は，「食用食糧」以外の「トウモロコシと大豆の増産」に傾斜している。一方で，食糧の増産が，農村振興の最大の眼目である農民の収入増加，都市と農村の格差の縮小と相容れず，それが食糧の安定供給の足も引っ張りかねないことへの強い危機感が表れており，この点を何とかして党と中央政府からのテコ入れによって解決するべく，新たな政策方向が追求されている。

### （1）「新たな食糧五千万トン生産能力向上活動」の七か年計画化

2023年の第一号文件で打ち出されていた「新たな食糧五千万トン生産能力向上活動」（百崎（2024）参照）について，全国人民代表大会終了直後の2024年3月12日の国务院常务会议で，改めて「2030年までの7年間の取組として」取り組むことが決定された。習政権が三期目を経て四期目に入るとすると，2030年はその3-4年目となる。

その特徴としては，次のような点が挙げられる。

#### ① 耕地面積の安定と単収向上

厳格な耕地保護の下，栽培面積は食糧：約17.5億ムー（1.17億ヘクタール），穀物：約14.5億ムー（9,700万ヘクタール）で安定，単収レベルは10アール当たり約630キログラムに到達。

#### ② 生産能力向上の重点はトウモロコシと大豆

今後の消費需要動向の変化を踏まえて品種別の増産の任務を明確に区分。

食用食糧（コメ・小麦）は品質を重視し品種構成を改善。トウモロコシは，各種対策をセットで推進するが，主眼は単収。大豆は，多様な対策を合わせて実施し，潜在力を掘り下げ。ばれいしょと雑穀，雑豆は，地域事情と市場ニーズに応じ，生産改善，安定供給。

③ 全国 720 の生産能力向上重点県を配置し、重点的に生産能力向上

食糧生産の現状と将来に向けた増産の潜在力に基づき、生産構造を改善。省ごとに生産能力向上の任務課す。生産能力向上重点県を中心に重点的に生産能力向上に取り組む。

④ 生産能力向上のための 9 種類の重要プロジェクトを展開

農業節水・水供給、高規格農田整備、種子業振興、食糧単収向上、食糧緑色（環境調和型）生産、農業機械化向上、農業防災減災、アルカリ土地の総合利用、食糧加工貯蔵物流能力整備。

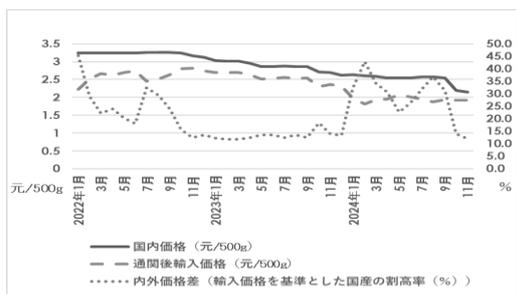
⑤ 6 つの面からの政策保障

a. 党の全面的な指導と中央政府の集中統一的な指導の強化、b. 様々なチャンネルからの資金投入で食糧生産への資金を保障、c. 食糧生産農民の収益保障の仕組み・食糧生産地域への利益補償の仕組みを整備、d. 金融支援政策の革新・関連する貸付けの増大、e. 食糧生産に係る適度な規模拡大の推進、f. 現代的食糧流通システムの整備、食糧備蓄調整コントロール能力の向上等。

なお、本活動は、2015 年以降連続で食糧生産が 6.5 億トン超えを達成し、2023 年、2024 年の一号文件でも、「6.5 億トン（1 兆 3 千億斤）以上の食糧生産」の保持が必達目標とされていたところから出発し、「五千万トン」＝「千億斤」増産によって 7.0 億トン（1 兆 4 千億斤）の大台に乗せるとの目標となっている。実際には、食糧生産量は、2022 年に 6 億 8,653 万トン、2023 年に 6 億 9,541 万トンで、もともと「あと 500 万トン足らず」の増産でよい（もちろん一回限りでなく「安定的に大台を超える」のが目標であるが）こととなるが、2.（2）1）のとおり、2024 年でこの目標値は既にクリアされており、2030 年までに新たな目標が設定されるなど、何らかの軌道修正があり得るのか、地方政府に対しどのような形での達成が求められていくのか、注目しておく必要があると考えられる。

また、大豆は、近年、2 割弱の自給率で推移しているが、①国産大豆の主要需要先は豆腐等の食物製造用、②輸入に置き換わっているうちの大部分が搾油・飼料用というすみわけが定着しており、①の供給拡大に相応する新たな需要拡大、②の国産への転換に必要な海外産に対する競争力の回復が伴わなければ、売れ残りや、価格水準の下落につながり、かえって農民収入増加への足かせとなる恐れがある。特に①に関し、農業農村部が大豆の生産と販売を結び付ける販売促進を自ら促進、あるいは奨励する活動が目立ってきている<sup>(17)</sup>。

なお、海外産大豆の相場水準の影響も大きいと考えられるほか、2（3）1）の豚の生産能力管理頭数水準の引下げの影響もあろうが、大豆の増産が軌道に乗って以降、国内産大豆の価格は低下傾向で推移している（第 5 図）。



第5図 中国大豆価格(国産・輸入)と内外価格差

資料：中国農業農村部「農産品供需形勢分析月報」

第2表 農業農村部「農業展望報告」(2024)による食糧生産の見通し

	(万トン、%)					
	2023(実績)		2028(見通し)		2033(見通し)	
食糧全体	69,541	81.3	73,846	86.9	76,579	88.0
米穀	20,660	99.3	21,236	99.5	21,690	99.7
小麦	13,659	92.0	14,459	95.9	14,626	96.9
トウモロコシ	28,884	91.4	31,202	97.8	32,254	97.9
大豆	2,084	17.4	2,949	26.6	3,568	31.2
食糧播種面積(万ha)	11,897	—	11,886	-0.1 (%)	11,894	0.0 (%)
単収(トン/ha)	5.8	—	6.2	6.3 (%)	6.4	10.1 (%)

(注) 各年とも左欄は生産量(万トン)、右欄は自給率(%)  
(面積・単収については左欄は実数、右欄は2023年に対する伸び率(%))

資料：農業農村部「農業展望報告(2024)」。自給率(%)は、資料中の生産量を生産量に純輸入量を加えた値で除し筆者算出。

農業農村部が公表している長期的な見通し(中国農業展望報告(2024年版))では、2033年の食糧生産を、7億トンより一割近く多い7億6,579万トンと見込み、トウモロコシの自給率が100%に近づくとともに、大豆自給率は10%以上向上し、30%に達すると見込んでいる(ここで、食糧栽培面積は現状維持、単収が約一割向上するとされる)(第2表)。

## (2) 耕地保護の徹底に向けた対応の強化策の打ち出し

2024年、耕地保護のための新たな強化策が打ち出された。まず、2月に中国共産党中央と国務院弁公庁の連名で、耕地保護の強化、耕地の質の向上、転用面積と補充面積の完全均衡化を図るための指導意見(以下「指導意見」と略す)が出され<sup>(18)</sup>、さらに、9月に自然資源部と農業農村部から、この均衡化の仕組みと具体的な管理のための通知(以下「通知」と略す)が発出された<sup>(19)</sup>。

全国の耕地保有量は18.65億ムー(1.24億ヘクタール)が、下回ることの許されない「レッドライン」とされる(全国国土空間計画綱要(2021-2035年)に定める)。なお、2022年の全国耕地面積は1.276億ヘクタール(2023年中国自然資源公報)と公表されている)が、中華人民共和国土地管理法第30条では、「国は耕地を保護し、耕地が非耕地に転用されるのを厳格にコントロールする」とした上で、「国は耕地転用補償制度を執行する」とされ、耕地転用を行う組織に転用耕地の量と質に相応する耕地を開墾する責務を課している。

指導意見では、耕地総量を安定保持するため、省、市など各レベルで制定する国土空間計画に保護任務を分解(県まで)した上で、党組織と政府が同じ責任を負うとしつつ、毎年、保護責任の考査を行うこととされ、厳格な問責と、幹部の退任後に及ぶ「終身責任追及」が行われることとされているとともに、耕地の「質」を担保するため、高規格農田の整備、灌漑排水、アルカリ土壌の改造等について具体的な対応方向が示されている。

そして、耕地の転用補充均衡制度の改革整備が掲げられ、良質耕地の復活を主とし、耕地の新たな開墾は従とすること、自然保護地、生態保護エリア等の開墾の禁止、砂漠化した土地は補充耕地としてはならないこと等が掲げられ、耕地の開墾造成と復活による「補充される耕地」の量に基づいて、転用許可の上限が定められること等とされている。

また、通知では、補充責任の厳格な実行等が規定され、基本的には耕地を転用する組織や個人が耕地補充の義務を履行することとし、自ら履行できない場合は十分な額の「耕地開墾費」を支払うこととされるとともに、省、市等の転用・補充の均衡のコントロール、耕地純増加量の厳格な審査認定、転用される耕地と補充される耕地の「品質等級」を審査算定して「良質耕地の転用には良質耕地の補充を」とする厳格な審査判定、補充された耕地の長期安定利用に向けた管理、補充耕地の「調整材料」となる予備地の「備蓄バンク」の管理等について具体的に規定している。

なお、指導意見では、耕地保護においても、食糧生産への支援（(4)参照）と同様、食糧生産地域、販売地域、生産販売均衡地域の相互の関係に着目しつつ、「(耕地保護の)任務に赤字を生じている」省から経済的補償金を徴収し、耕地保護の目標の任務を多く負担している省に対して経済的奨励金を供与する「利益補償」の仕組みを実施するとしている。

### (3) 習近平総書記提唱「大食物観」が、政策基本理念から具体的プロジェクトへ発展

食糧安全保障法第二条<sup>(20)</sup>中にも掲げられた、習近平総書記提唱の「大食物観」<sup>(21)</sup>とこれと不可分の「大農業観」<sup>(22)</sup>が、2024年9月、具体的な政策プロジェクトに転換された<sup>(23)</sup>。

食糧安全保障法第二条は、国民の食が量的に充足し、国民の食に対するニーズが量から質へ、また栄養と健康へと移行している状況の下で、こうしたニーズに応えることによって、はじめて「国家食糧安全の保障」は意味のあるものになるということ（大枠＝大食物観、その不可欠な一部としての「食糧安全保障」）であり、わかりやすい論理であるが、他方、本政策意見では、「大農業観、大食物観を打ち建て、…各種の食物の需給の均衡を実現することにより、国家の食糧安全を確保し、農業強国を実現するための堅実な保障を提供する」とされ、つまり、「大食物観」の確立→「食糧安全保障」を確保という論理関係が描かれ、筋道や大小包含関係が逆ではないかとの疑問が生ずる。

この点については、結局のところ、食糧安全保障を実現するという面からみると、「耕地面積が限られていることが中国の潜在的な弱点」という以前からの中国共産党・政府の強い問題意識の下で、耕地は、可能な限り食糧のために確保する必要がある、「食糧の一部を含めできる限り多くの食物を耕地以外で確保できる状況を実現させたい」という論理構成で「大農業観」と「大食物観」を運用する考え方になっているという解釈が成り立ちそうである。つまり、「大食物観」は「豊富で多様な食物の供給に力を入れて、国民の食を満たす」という平和的な観点からの民生の充実をうたっている側面ももちろんあるものの、同時に、食物供給全体を戦略化し、「様々な食品を耕地以外から生産・供給し、確保した耕地により、単収を上げながらできる限り多くの食糧を自力で生産し、可能な限り輸入への依存を減らさなければならない」との危機意識が働いていると受け取れるであろう。

その意味では、食糧安全保障法第二条にも登場している習近平政権下で確立した食糧安全保障戦略の「適度に輸入し」<sup>(24)</sup>についても、国際協調を意識して、相互に食糧を融通し合う平和的な環境を維持発展させるため、一定の輸入は将来ともに常に織り込んでおくという積極的意味合いは後退し、「中国の食糧供給の現状からみてやむを得ない」という意味

での『必要な量』の輸入は継続する」という意味で「食糧安全保障戦略」そのものは変えていないという表面的な姿の一方で、「食用食糧」であるコメ・小麦以外のトウモロコシや大豆についても、「あくまで自給度を高めていくべき過程の中での当面の輸入」ととらえる方針に、暗黙のうちに先祖返り方向で回帰してきているものととらえざるを得ない。

注目されるのは、政策の枠組みとしては、2035年までの12年間をかけて取り組む中長期的政策プログラムとして位置付けられており、①2027年までに「大農業観」、「大食物観」の理念をあまねく確立し、食物の由来となる源の多様なルートを効果的に開拓・発展させて多元的な食物供給体系を構築形成させ、産業チェーンを延伸開拓し、食糧と重要農産品の供給保障にさらに力を入れること、②2035年までに、食物産業チェーンの整備を完全なものにし、食物品種をさらに豊富で多様なものにし、多元的な食物供給体系が全面的に形成され、食物産業の品質と便益がレベルアップされ、人民大衆の多元化された食物消費と栄養健康のニーズが満たされるようにするとの目標年次が示されていることである。

この場合、『2035年まで』という目標年次は、2022年10月の第二十回党大会で決定され、2024年7月の中国共産党第二十期中央委員会第三次全体会議（三中全会）で決定された文書の中で改めて確認された『2035年までに社会主義現代化を基本的に実現し、本世紀中葉までに社会主義現代化強国を全面的に建設完成させる』（「本世紀中葉」は、「建国百年」の2049年を前提）との目標（上記党大会報告の中には、「強国」目標をブレイクダウンしたのものとして、「製造強国」、「文化強国」等と並び、「農業強国」の建設を加速させることが明示されていることから、必然的に「農業強国」の達成目標についても、2035年、2049年を目指すこととなる。この二つの年次は、2022年12月の中央農村工作会議で習近平総書記が行った講話（「農業強国の建設を加速し、農業農村の現代化を推進する」）においても、「農業強国建設の加速化への道筋」として改めて明示されている）の前半部分の達成目標と合致しており、今回の「意見」の中においても、（大農業観、大食物観の樹立が）「国家の食糧安全保障を確保し、農業強国を建設するための堅実な保障となる」とあり、つまり、「大食物観」が「農業強国」化の推進の道筋の中に、新たに組み込まれたことになる。具体的な内容は、第3表のようにになっている。

第3表 「大食物観実行」政策意見（国务院弁公庁）の概要

1 あらゆる方向から多くのルートで食物資源を開発し、食物の来源の道筋を開拓発展	① しっかりと生産能力を向上させ、食糧と重要農産品の供給の基礎を固める
	新シリーズ五千万トン食糧生産能力向上活動を実施
	大豆と油糧原料の生産能力向上プロジェクトを深く実施、食用植物油の自給率を向上、
	綿花と糖料原料の生産能力を向上
	豚の生産能力調整コントロールの仕組みを改善、牛羊肉の基礎的生産能力安定、乳業の競争力向上、現代的漁業の発展
	野菜の生産・輸送基地の建設強化、果実生産配置
	② 経済林と林家経済の発展、森林食物資源の開発
油料（油茶、オリーブ等）、クルミ・栗など、タケノコ、キノコ・山菜等、林間養畜養きん養蜂等、新型森林食品	
③ 飼料用牧草産業、草食畜産	
④ 深遠海養殖、河川湖沼海洋の食物資源の開発	
⑤ 現代的施設農業、植物工場、集約化家畜家きん飼養	
⑥ 合成生物技術、新型食品資源	
⑦ 食用菌育種、食品発酵技術	
2 科学技術の革新による食物開発	① 食物開発の基礎研究強化
	② 育種の革新強化
	③ 食物科学技術の革新を支えるシステムの構築
3 全産業チェーンの建設、食物開発バリューチェーンのレベルアップ	① 食物加工流通産業のレベルアップ
	② 食物産業の集中化発展
	③ 食物の品質安全の水準の向上
	④ 食物の栄養・健康的消費の誘導
4 保障措置の強化	① 金融支援（融資、保険）
	利息補助の試行、貸付商品の革新（生物育種、スマート施設等支援）、農業施設や生きた家畜家きん・水産物担保化保険（特色農産品を対象とする保険）
	② 食品開発企業に対する優遇措置
	③ 用地政策（一次二次三次産業の融合発展のための用地需要を優先的に保障）
④ 「大食物」を対象とするモニタリング統計システムの構築を検討	

資料：注(23)の文書により筆者が整理。

#### （4）「横向き利益補償」の導入宣言

##### 1）横利利益補償の導入が必要とされている政策的理由

食糧・農業政策の中での当面の大きな焦点として、「食糧生産地域に対する利益補償」の仕組みについて、これまでの「縦方向の利益補償」すなわち中央政府からの最低買入価格や生産者補助等の仕組みに加えて、「横方向の利益補償」、つまり省の間で利益を保障する関係を構築すること、具体的には「食糧販売（＝消費）地域から食糧生産地域への利益補償」を行うこと、を政策として現実の形にすることが急務とされている<sup>(25)</sup>。

喫緊の具体的な政策課題として、2024年「一号文件」にその導入が改めて明示され（2（1）2）参照）、さらに7月の中国共産党第二十期中央委員会第三回全体会議（三中全会）で、制度の速やかな創設が明確に打ち出された。

現在、中国の13の食糧生産地域（省・自治区）<sup>(26)</sup>で全国の食糧作物の80%以上を生産しているが、食糧生産地域の経済力・財政力は弱く、「大食糧生産県」は往々にして経済弱県・財政窮乏県であり、この問題を解決しないと、食糧生産地域が農業を重視し、しっかりと所掌していく意欲が損なわれることにより、食糧の生産と供給の保障全体に悪影響が生じてしまうため、食糧生産地域と食糧販売地域<sup>(27)</sup>の間において、省を超える横断的な利益補償の仕組みを検討・創設し、多チャンネルの「産消連携」を深化させようというもので

ある。メインとなるのは「販売地域から生産地域への一定の資金支援」であるが、これに付随して産業、人材、技術サービス等の多様な連携方式を開拓し、生産地域（政府と食糧栽培農民）が「食糧を扱うことで損をしない」仕組みを創設しようというものである<sup>(28)</sup>。資金提供のほか、様々な手法を組み合わせ、食糧生産地域の地域振興、地方財政の立て直し、農村住民の富裕化を助長し、まさに「地域間の協調発展」の促進、「共同富裕」の方向で生産地域の政府と農民の実利を目に見える形にしようということである。

これについては、「習近平総書記の具体的な指摘、指示」が何度もあったことが指摘されており（杜，2024）、中でも、「近年、食糧の生産が主要な食糧生産地域に集中傾向にあり、これは地域的な比較優位の発揮という意味では有利な方向だが、他方、本来、食糧安全保障については「生産地域」、「販売地域」を問わず皆均しく責任があり（その責任は、「党と政府が同責」とされている。）、（そもそも、販売地域や生産販売均衡地域にも食糧生産面積、生産量の確保が求められているのであり）特に販売地域にしっかりと責任を実行させることが必要」という総書記の発言が、「補償」を要する究極の根拠としてマークされているという構図になるだろう。

理論的な根拠としては、食糧販売地域が、生産地域からの食糧の移入に依存することによって経済社会の急速な発展に必要な食用食糧のニーズを満たすとともに、流通と加工を通じて市場における優位性を確保し、産業チェーンの中での地位を高めているので、販売地域の側から生産地域の「利益を補償する」方策が求められるということである。「販売地域が生産地域から食糧を移入することは、ある意味では耕地を移転し、水資源を移転することに相当しているから、生産地域に対して一定の経済補償を供与することがあるべき姿であり、同時に、販売地域の多くは経済が発達しているので、一定の利益補償を受け持つ条件も能力も備わっている」とし、新たな利益補償の仕組みは、販売地域に食糧安全保障の責任を負担するよう求めることの重要な体现であるとともに、地域間の協調発展を促進する有力な措置となる<sup>(29)</sup>とも説明されている。

他方で、食糧安全保障という国家にとっての大命題の達成に向けた取組が、食糧生産地域や農民の収入向上に有利に働かないことを織り込んでこの政策が検討されていることについて端的に説明している論者もある（宋・鄭 2023）。

すなわち、特にここ数年、食糧生産地域省の多くで、全国平均より一人当たり農民収入が低くなっている（第6図。2022年の13省のうち10省。このうち、遼寧、河北、黒龍江、吉林の4省は、2010年には「全国平均より上」であった。このことから、「食糧生産地域」の相対的な地位の低下傾向が見て取れるとされる）。一方、食糧安全保障の観点から、耕地を食糧栽培以外に転換（＝非糧化）しないようにとの政策上の要求が強化されているため、収益上有利な経済作物に転換<sup>(30)</sup>することもできないまま、「食糧安定供給という「正の外部効果」をもたらしている側が食糧生産地域である（直接的には「大食糧生産県」と県レベルで認識されているが、政策の大きな枠組みとしては省レベル（黒龍江省、吉林省など）で説明される）のに対し、その受益者は、全国的な観点からは中央政府だが、直接的には食糧移入超過省（＝その多くが「食糧販売地域（省）」、一部は「生産販売均衡

地域（省）」であり」、他方で、「食糧販売地域（省）は、流通・加工業の発展等により産業チェーン上における高い価値を獲得しているだけでなく、土地利用の面でも、農業セクター（経済作物、畜産等）、非農業セクター（都市型サービス産業、製造業）への土地利用が可能になることによって食糧生産地域（省）より優位な状況にある」ので、「その見返りを中央政府だけでなく、食糧販売地域（省）からも拠出することが、「共同富裕」の理念にも合致する」という論理構成である。

省名と地域区分	年	2002	2007	2012	2017	2022	2022収入
黒龍江 生産		上海	上海	上海	上海	上海	39729.4
吉林 生産		北京	北京	北京	浙江	浙江	37565.0
内モンゴル 生産		浙江	浙江	浙江	北京	北京	34753.8
河南 生産		天津	天津	天津	天津	天津	29017.8
安徽 生産		江蘇	江蘇	江蘇	江蘇	江蘇	28486.5
河北 生産		広東	広東	広東	福建	福建	24986.6
遼寧 生産		福建	福建	福建	広東	広東	23597.8
江蘇 生産		山東	山東	山東	山東	山東	22109.9
江西 生産		遼寧○	遼寧○	遼寧○	湖北○	全国平均	20132.8
山東 生産		河北○	河北○	黒龍江○	遼寧○	江西	19936.0
湖北 生産		全国平均	吉林○	吉林○	全国平均	遼寧	19908.0
湖南 生産		湖北	全国平均	河北○	江西	湖北	19709.5
四川 生産		海南	黒龍江	全国平均	吉林	内モンゴ	19640.9
北京 販売		黒龍江	江西	湖北	湖南	安徽	19574.9
天津 販売		湖南	湖北	江西	海南	湖南	19546.3
上海 販売		江西	内モンゴ	内モンゴ	河北	河北	19364.2
浙江 販売		吉林	湖南	河南	安徽	重慶	19312.7
福建 販売		河南	河南	湖南	河南	海南	19117.4
広東 販売		山西	海南	海南	黒龍江	河南	18697.3
海南 販売		安徽	山西	重慶	重慶	四川	18672.4
山西 均衡		四川	安徽	安徽	内モンゴ	黒龍江	18577.4
広西 均衡		重慶	四川	四川	四川	西藏	18209.5
重慶 均衡		内モンゴ	重慶	新疆	広西	吉林	18134.5
貴州 均衡		広西	広西	山西	新疆	広西	17432.7
雲南 均衡		寧夏	新疆	寧夏	山西	新疆	16549.9
チベット 均衡		新疆	寧夏	広西	寧夏	寧夏	16430.3
陝西 均衡		青海	西藏	陝西	西藏	山西	16322.7
甘肅 均衡		雲南	青海	西藏	陝西	陝西	15704.3
青海 均衡		陝西	陝西	雲南	雲南	雲南	15146.9
寧夏 均衡		甘肅	雲南	青海	青海	青海	14456.1
新疆 均衡		貴州	貴州	貴州	貴州	貴州	13706.7
		西藏	甘肅	甘肅	甘肅	甘肅	12165.2

第6図 農村住民一人当たり可処分収入の省別ランキングの推移

注1：「生産」は食糧生産地域（灰色）、うち5つが現時点で「純移出省」（濃灰色）、「販売」は食糧販売地域（白色）、「均衡」は「生産販売均衡地域」（薄灰色）

注2：○印は2022年に全国平均以下の省のうち、2002～2017年の各年において上回っていたもの

資料：中国統計年鑑（各年）

つまり、農業セクターの中で、(経済作物や畜産物等と異なり)食糧生産は経済的に引き合わないことを当初から前提とした上で、そうではあっても、中国の食糧安全保障の確保の観点から基本的に食糧は自らの手で握らなければならないのであり、食糧生産はその優位性のある「食糧生産地域」で重点的に実施することとなるが、それ以外の地域も生産の責任を免れるわけではない。ここで、食糧生産地域は他地域に比べて経済・社会の発展上明らかに不利な立場にあるので、「共同富裕」の実現に向けて、その負担は国民全体で分かち合わなければならないのであり、そのためには、「食糧販売地域」が中核となって、国民皆で助力し、「国民全体が豊かになっていく」のだという考え方を、食糧安全保障法が完全自給を必須課題としている「食用食糧」(コメ、小麦)についてではなく、食糧全体について推し進めようという構図になっている。

ただし、現在、食糧生産地域が直面している困難状況として、農業労働力の高齢化や、農民工(出稼ぎ農民)の大規模な流出や産業の不振による人口減少、人材難、労働力不足の問題があることが指摘されている。経営効率を高める観点から「適度な(大)規模化」が標ぼうされており、耕地の流動化が進められるため、構造的に食糧生産地域、農業セクターからは人口の希薄(過疎)化が進まざるを得ず、農業経営を支える人材の不足にも結び付いていると考えられることから、こうした所得移転による手当てだけで、食糧生産の安定が担保されるわけではない。しかし、政策の重点はまず所得面での格差の縮小に置かれており、他方で、農業経営を支える人材をどのようにして確保するかという課題の解決に向けては、「社会化サービス」(農業機械のオペレーターによる耕作、収穫等の受託等)を充実させることが、「新型経営体」育成と並ぶ農業現代化の柱として位置付けられている。

なお、農民工については、「新型都市化」(县城等への人口集中)を進めることにより、従来の大きな流れと異なり、超大都市や大都市中心ではなく、より近場への人口移動に留めることにより、国全体の人口バランスと、広域的な地域振興を目指すという構図になっている。なお、このことは、社会全体の安定、ひいては共産党政権の支持基盤を固めることにも大きく寄与するのではないかとの指摘もある<sup>(31)</sup>(田原, 2024)。

## 2) 横向所得補償の課題と困難性

### (i) 技術的な困難性

中国国内の論者の間でも、横向所得補償の導入には、様々な困難があるとの議論が根強い。第一に、各省の食糧生産需要の不足がどれだけあるのか正確に把握することが困難であると指摘されている。国内食糧市場は開放されており、省と省の間の食糧流通については、「一対一」の流通はほとんど存在せず、「多対多」、「一対多」、「多対一」という多くのパターンが併存している。こうした中で、これまでに出版されている食糧移出入量のデータは、大まかな推計値に止まり、各省公認のものはない(于・孫, 2023)。

また、正確な流通データを完全に把握できたとしても、食糧生産が畜産物の移出に転化していることをどうとらえるかという問題があるとされる。(畜産物の生産にも省間の差異が大きいということ。なお、ここでは指摘されていないが、食用油の製造についても、

大豆や油料作物の生産地・消費地との関係で同様の問題があるものと考えられる)

それでは、移出入に依拠する代わりに、各省の常住人口と食糧生産量に基づけばよいのではないかという議論もあり得るが、収入の異なるグループ間、都市人口と郷村人口の間で食物消費構造に差異があり、一人当たり平均食糧消費量に格差がある（百崎(2023b)参照）ことをどう見るかという問題があると指摘されている（于・孫，2023）。

次に、より難しいのが、補償基準の推計方法と考えられる。面積当たりの平均生産額、全産業チェーンでみた生産額などの手法があり得るが、各省間の意見の一致をみることは困難ではないかとみられている。結局のところ、党中央・中央政府から一つの適切な補償基準を提供し、決定するしかないのではないかと（通知の発出や法定化などによりという意味であろう）との指摘があり、そうでなければ、省間での移入移出の指標を取引する市場化手法のプラットフォームを構築し、各省が主体となった取引交渉に委ねるという手法も提案されている<sup>(32)</sup>が、それよりは、一定の全国基準で公平化を図らないと、「新たな不公平」の発生によって、かえって社会不安、不満の蓄積につながりかねないと考えられる。

そもそも、毎年の移出入の状況が常に一定とは言えないのではないかと疑問もあろう。ある年の推計値を基に例えば一定年間、補償額を固定することが妥当なのか、逆に毎年その値を変動させるような煩雑極まりないことが運用上可能なのか、可能であるとしても資金の出し手・受け手の納得が得られるのかなど、多くの問題が残っているように思われる。

#### （ii）食糧販売地域等の負担問題

いずれにしても、資金や、技術・人材等の支援を求められる省・地域の側では、そもそも、こうした負担が受け入れられるのかどうか、省内で実質的に誰が負担するのかをめぐって大きな議論を生むことは必至であろう。販売地域の中での格差問題にも波及しよう。

まず、「食用食糧」（コメと小麦）の「絶対安全保障」（完全自給）という2013年に打ち出され、「食糧安全保障法」でも条文化されている考え方が、優先順位の置き方として筋の通ったものであると感じられるにもかかわらず、これまで「適度な輸入」を良しとしてきた大豆、トウモロコシが生産振興を図るべきメインターゲットであると置き換えられており、表向きの説明はともかく、実質的にはそれを担保するために新たな措置が導入されようと考えざるを得ないことから、なぜこれまでどおり一定程度輸入で賄うことではいけないのか（そもそも、すべて国産に置き換える方向との説明がされているわけではなく、自給率向上の具体的な目標値も存在しない）、引き続き、（輸入途絶等のより大きな非常事態がなければ）相当量の輸入が続く中で、新たな政策の負担感だけが意識されざるを得ず、明らかに海外品に比べて高いコストで供給されることになる飼料、畜産物、食用油の価格がどう推移し、どう受け止められることになるのか、また、これら製品の供給量がどうなっていくのか（供給量、移入量が増えることは、それ自体が食糧販売地域の負担の増加につながるもので、ある意味では、国内生産の増加の奨励にも留保が付くようになる可能性もあろう）が極めて大きな問題であり、何らかの形で供給価格にも跳ね返らざるを得ないと考えれば、消費者からの反発が起こる可能性も否定できないのではないかと考えられる。

そうなってくると、ただでさえ、就業難や不動産価格の下落等、将来への不安の増大があり、国内の経済状況が困難を極める中であって、社会安定のための試み、取組でありながら、それ自体が新たな社会的な不満、不安定要素の引き金にさえなり得るのではないかと危惧される面もあるのではないだろうか。

### (iii) 「食糧」以外の生産振興・産地振興と「食糧生産販売均衡地域」の扱い

(i) で言及した畜産、食用油の供給をめぐる問題とも関連するが、「共同富裕」が究極的な目標という点から考えると、そもそも農業セクターの条件不利性が「食糧生産が多いこと」だけにすべて帰結されるわけではなく(そもそも、今回の措置の出発点は、「脱貧困」や地域間の平等性ではなく、食糧安全保障であることに注意)、本質的には、山間地など耕地面積の少ない地域、水資源に乏しい地域等がより厳しい条件にあるものにとらえざるを得ない。(あるいは、そうした地域は、2020年までの間実施されてきた脱貧困対策(それ以降は、「貧困への逆戻り防止対策」として位置付けられている(2(1)3参照))でおおむねカバーされているという見方もあるのかもしれないが、現時点で、「横向利益補償」と「脱貧困対策」の関係について論じたものは、あまりないように思われる。

実際、1)の「農民収入の低い」省という意味では、第6図のとおり、「生産地域」で最も低い吉林省よりさらに低い省(自治区)が9省も存在している(すべて、「食糧生産販売均衡地域」に区分される)ことに注意が必要であろう。

その意味では、「共同富裕」をうたってはいるものの、本措置はあくまで食糧生産奨励、食糧安全保障を推進する角度からのものであるが、仮に、同様な仕組みも加味しつつ、地域間の均衡をさらに進めようとするれば、畜産分野や林業分野等にも着目するなど、別の枠組みの検討が必要であり、あるいは、食糧について制度化が進めば、これを突破口として、他の要素に関する補償についても「応用」が可能との政策判断も潜んでいる可能性もある。

なお、「横向利益補償」の考え方としては、流域単位での環境保全に向けた「横向生態補償」の仕組み(下流への水質や防災面の影響が出ないように開発を抑制していることに対する下流から上流への補償など)が、既にやや先行する地域的な政策として存在しており(2024年4月に「生態保護補償条例」(国务院令)<sup>(33)</sup>が制定されており、その中に「地域間の横向補償」も規定されている)、食糧に対する措置についても、これが参考にされると考えられる。ただし、同条例では、補償の範囲や内容等は「関係する地方政府が協議して定める」こととされ、その内容は「生態保護の現状、コスト、効果と地域経済社会の発展水準、財政的な受入れ能力等の要素を総合的に考慮する」とされているだけであり、同様に地方政府間の調整に委ねられるとすれば、(i)のとおり、食糧の移出入については、一対一の関係ではないので、短期間に実行に移せるとは考えにくいところである。

### 3) 実施に向けて懸念されるいくつかの論点

ここで注目すべき、あるいは懸念される事項としては、

- ① 基幹的で大切な作物である「食糧」が農民や生産地の利益に結び付かないことをあえて正面から掲げ、利益補償の必要性を宣伝し、その実現を進める共産党と中央政府の強い指導により、食糧生産に係る利益が確保できるとの構図を描いていること
- ② 食糧の確保は国全体、国民全体の責務である（食糧販売地域も食糧生産の責任がある）ことを強調し、豊かな地域から生産地に財源や技術、人材等に移転させて「共同富裕」に向かうという方針を、厳しい国内経済状況の中で、強力に推進しようとしていること
- ③ 総人口が減少に転じ、主食（コメと小麦）の需要は減少に向かう局面で、食糧安全保障上最優先とされ完全自給を宗としている主食用でなく、飼料用や搾油原料が主であるトウモロコシと大豆の増産への政策展開に向けて他省の支援を求める構図となること
- ④ 食糧の省間の流通を主たる指標として補償を行うとしながら、その正確な統計等が極めて不十分なまま、導入を急ぐものとされており、補償基準の設定や運用において、かなりの「見切り発車」となるおそれがあると考えられること
- ⑤ ②と関連し、食糧販売地域等にも食糧増産への更なる努力を求める上に、生産地域における栽培面積の拡大や生産性の向上がかえって販売地域の負担増に直結することなどの点であり、①は政策意図とは逆に食糧生産を農業の中心に据えて国民全体で支持していく機運を損なうおそれがないのか、②・③・④は食糧販売地域の負担の増大、大きな不満の発生、さらにはかえって都市・農村間の住民の融和を損ねることにならないか、また、⑤により、国全体としてみると食糧の増産や円滑な流通の拡大に向けて様々な新たな不測の要素をもたらすことにならないかなど、食糧生産の安定、食糧安全保障の確保への新たな不安定要因となりかねない問題をはらんでいないのかなどの懸念があると考えられる。

そして、新たな制度のそもそもの位置付けとして、国民生活の基本である食糧の価格は低廉さを維持しなければならないとの大前提があり、生産農民に対しては、その代償措置を講ずるというロジックが前提になっていそうだが、補償のターゲットや補償レベルを食糧の価格形成とどう関連付けるのかという根本的な問題も未解決であると感じられる<sup>(34)</sup>。

## （5）都市・郷村融合発展の重視〈党第二十期「三中全会」決定〉と「農村集団経済」

### 1）「三中全会」決定

2024年7月の中国共産党第二十期中央委員会第三次会議（三中全会）は、「三農」関係で、「都市と郷村の融合発展体制の仕組みを整備する」とし、都市・郷村格差縮小に向け、都市サイドでは、農民工の都市移転後の定着・「市民化」の推進、「新型都市化の推進」（特に、小型都市や「県城」（県政府所在鎮）を發展させ、農民工をより出身村から近い「都市」で定着できる体制を整備する（＝このことは共産党政権の末端統治の安定にもつながると目される（田原，2024））とともに、農村サイドでは、都市に定着した農民工について農民

としての耕作請負地の権利を保護すると同時に、農村の請負耕地や住宅用地等の枠組みから「本人の意思により円満に」退出することを促進する（＝農村の土地等の資源の有効活用を可能にし、残された農民の富裕化につなげることを狙う）としている（第4表(20)）。

また、農村の土地制度の関係では、「農村の基本的制度の強化」として、「農民と土地の関係をうまく処理する」（耕地請負関係の安定）という農業政策上の課題とともに、農村の集団所有資源・資産を整備し、集団構成員としての農民の権利の保障を進めていく（同表(21)）ことと、「土地制度改革の深化」として、農村集団の所有に係る建設用地活用による付加価値増加収益分配の仕組みを整備する（同表(23)）という農村・農民政策上の課題に併せて対応していくことが盛り込まれている。

第4表 中国共産党第二十期三中全会における「三農」関係の決定事項

六 都市・農村の融合発展体制の仕組みの整備	
(20) 新型都市化体制の整備	農業からの転移人口の市民化（通常居住地で登録された戸籍に基づく公共サービスの提供、社会保険、住居保障、子女の義務教育等で地域住民と同等の権利享有） 都市移転後の農民の農村に残した土地に関する権利の保障（耕地請負耕作権、住宅用地使用権、集団財産収益分配権、希望すれば有償で退出） 新型都市化の推進（大型・中型・小型都市と小規模な鎮（町）の協調発展、大きな鎮への経済社会管理権限付与など）
(21) 農村の基本的制度の強化	土地請負期限の三十年間再延長の推進、請負地の「三権分置」（所有権・請負権・経営権）化改革の推進 適度の大規模化経営発展、経営権の流動化の価格形成の仕組み整備、新型農業経営主体（家庭農場、専業合作社、郷鎮企業）への補助金を収量増加に連動して増額 便利で効率的な農業社会化サービス体系（作業受託、機械作業等）の整備、新型農村集団経済の発展による農民への財産上の権益供与
(22) 農業強化、農民富裕化支援	農業農村発展への資金優先投入、領域の富民化産業強化、多元的食物供給体系、農業補助・農業保険充実、再貧困化防止支援、「千村モデル万村振興」の長期的仕組み 食糧生産農民の収益保障（重要農産物の価格保持、食糧生産地域・販売地域間の省間横方向利益補償創設、食糧買入・販売と備蓄管理の改革、食糧・食物節約）
(23) 土地制度改革深化	耕地の転用と補充の均衡化改革（転用一元管理と、補充耕地の質確保）、高規格農田の整備、農家住宅の利活用、農村集団建設用地の市場化＝土地付加価値収益の分配 主導的産業や重大プロジェクトへの合理的土地利用保障、新增都市・鎮（町）の発展に向けた開発用地確保

資料：「2024年7月18日中国共産党第二十期中央委員会第三次全体会議決定」により筆者作成

## 2) 農村集団経済組織法（集団経済組織法）の成立

2024年6月28日、第14期全国人民代表大会常務委員会第10回会議で農村集団（中国語名称は「集体」）経済組織法が成立し、2025年5月1日から施行されることとなった。

(i) 「農村集団『所有』経済」は、中国の政治経済体制の下で、「社会主義公有制経済」の重要な要素とされている。農村の土地は、1960年代から80年代までの「人民公社」期における農業共同化・集団化期を経て、基本的には人民公社における「三級」（公社、生産大隊、生産隊）所有、中でも生産隊が基礎的な所有主体とされ、人民公社消滅後、生産隊の人的要素を「村」や「村民小組」が引き継ぐとともに、都市の土地の「国有」と区別される形で、（村や村民小組の区域の）「農民集団所有」とされ、現在に至っている。当初より、「集団所有の土地等の基本生産手段とその他の公共財産を管理し、（公社）社員に各種サービスを提供するため」の「経済組織が必要」（1983年中国共産党中央一号文件<sup>(35)</sup>）とされる一方、「村の範囲で設置してもよいし、村民小組を単位に設置してもよく、村民委員会と（組織的に）別にしてもよいし、一つの組織に二枚の看板を掛けてもよい。…条件のない地域では設置しなくてもよい」とされ、当初から、多くは組織化の状況が弱く、村民委員会や村民小組が経営、管理する（農民集団所有の土地についての土地管理法（1998年制定）第10条の規定）方が主流になっていたものとみられる。

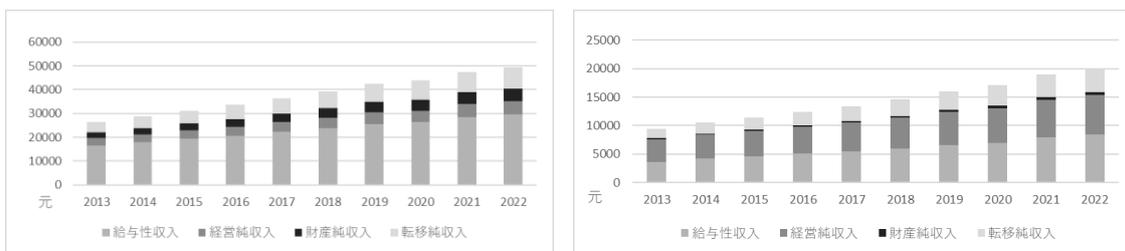
（ii）特に、農「業」面からみて最も根幹となっている「集団所有耕地の農民による請負に関する業務」については、行政的色彩が特に強い業務であることから、村民委員会、村民小組が処理することによる問題は基本的に生じなかったとも考えられる。

他方で、農村振興、農民の権利を考える上での非常に大きな問題として、以前は、農村の土地を農業（及び郷鎮企業、農民の住宅のための用地）以外に用いるための「転用」は認められず、用途変更のためにはまず「土地収用」により、国有地に転換（農村側では管理できないため、「都市」に土地が移管される前提）されなければならなかったが、この制約が2019年の「土地管理法」の改正（2020年1月1日施行）により解消され、「農村集団所有財産」のまま、転用を行うことが法律上可能になった。

こうした中で、数多く存在していた農村の「眠れる資源」を洗い出し、村の集団所有に係る経済資産の活性化を図るために各地域で進められつつあった取組を集約し、「新型農村集団所有経済」を発展させる方向で、共産党政権の基層レベルの基盤を安定させつつ、立ち後れた農民の公有財産を活かした利益の増進を図り、都市との格差是正に向けた取組を本格化させるため、農村集団所有財産の中核としての土地、建物や、その他の集団所有財産の管理主体となるべき組織の姿を明確にし、その意思決定や管理運営の在り方を適正化するとともに、組織に係る「法治の基礎」を固めることが急務となったものである。

この法の目的として「農村基層レベルの党組織の領導の強化」、「政府の監督管理の強化」を強めることを掲げつつ、それを前提として特に「構成員の身分関係」について異議が生じたときにその「身分確認を明確化する」としている（全国人民代表大会常務委員会事務局の説明）が、この組織の存在、運営自体が色濃く「共産党の指導」の色を強く持たざるを得ないことが特徴である（そもそも、中国における「法治」が、わが国含め西側諸国がイメージする「法の支配」ではなく、（共産党が法の上に立ち）「法に依り国を治める」もの（百崎（2024）の3（3）参照）である以上、当然といえば当然だが）。

（iii）ただ、制度的な面での都市と農村の格差の大きな要因が、都市における土地国有制（＝土地使用権は実質的に個人に還元される。）と異なる農村の土地の「集団所有制」の制約のために、「財産由来の収入」が増加しがたい（第7図）ことにあると考えられたことから、この問題に法制度的に手を着けることは不可避との判断が優先していると考えられる。



第7図 一人当たり可処分収入の推移（左図：都市住民，右図：農村住民）

資料：中国統計年鑑（各年）

ただし、法的な枠組みとしては、そもそも「農村集団経済組織」の法律概念そのものがあいまいで、そもそも「人民公社」時代の政経一体型の枠組みが「壊れた」ところから出発しており、地方行政組織・自治組織と完全に区分された「経済組織」としての姿を描くところからそもそもの困難が由来しており、(i)のような経緯からも、同じ事務所に二枚（「共産党〇〇村委員会」を含めれば三枚）の看板が掲げられ、幹部も兼務している姿の方が一般的であるならば、今後もそうした状況が大きく変化するとは考えにくいだろう。

(iv) 実際問題として、この法律を基礎として「集団経済」を発展させる具体的手法としては、各地で試みられているとされるように、農村集団経済組織が中核となって「党組織がリードする（例えば村の党書記が理事長となるなど）合作組織」を設立し、村外資本にもその社員として参入を得、活動の地域的限定も外し、集団所有資産を活用した事業を発展させる<sup>(36)</sup>ことなどが想定されている。

(v) 法の条文の構成は、第5表のようになっている。

前述のような集団経済組織の成り立ちを反映し、条文上も一例としては、経済組織の「章程」（定款）で、組織の構成員（第二章）について、「戸籍が現在または過去に農村集団経済組織にある住民」（第11条）とされ、農村集団経済組織が事実上自治組織としての村（村民小組）そのものと一体でなければ意味をなさないと考えられる規定になっていることなど、行政組織先行の枠組みから距離を置くことができない状況にあるといえる。

また、この法律が目的とする組織が存在しない場合には、村民委員会（行政村レベル自治組織）、村民小組（組レベル自治組織）が機能を代行できる（第64条）とされているが、この状態が永続化されるなら、立法の意義も相当薄まってしまうのではないか。そもそも、利益分配の問題と絡むことから、自治組織と切り離し、「経済組織」として独立させることが大きな目的であるはずだが、法律の制定を優先し、見切り発車させた結果なのであろう。

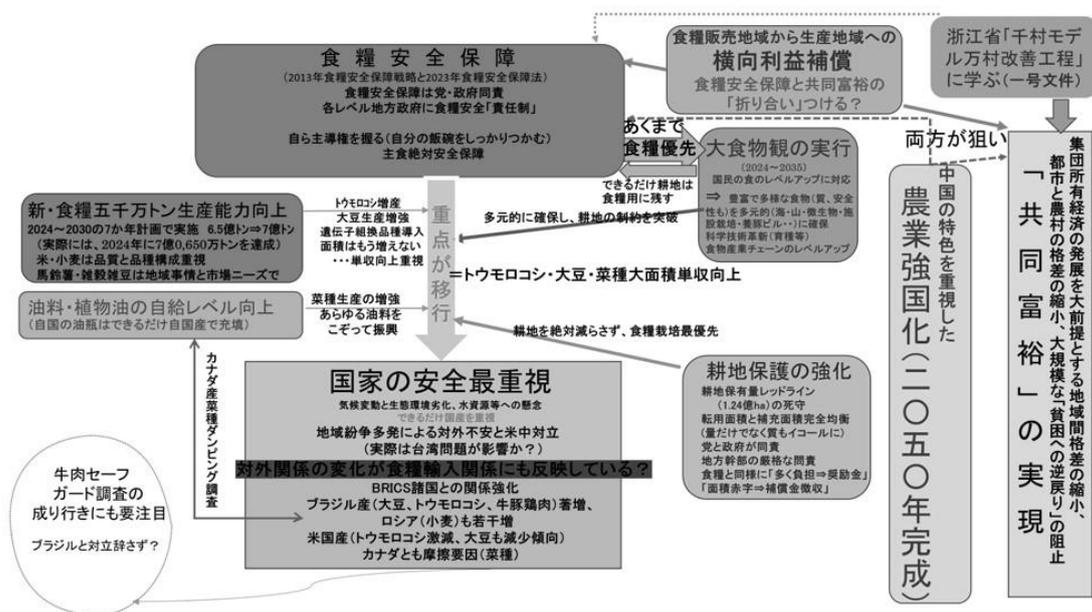
第5表 農村集団経済組織法の構成

章	タイトル	条文	主な内容
第一章	総則	1~10条	集団経済組織の職能は、農村の土地を請負に出すこと、農村住宅用地の申請・使用事務の処理、土地資源の開発利用保護、集団経営性の建設用地の使用、集団所有財産の経営管理、集団に係る収益の分配・使用等（5条）
第二章	構成員	11~18条	構成員大会における構成員の確認の手続（第12条）、構成員の権利（代表者の選挙、重大事項決定に参与、財務会計報告の調査、組織活動の監督、土地の請負、住宅用地使用権の取得、集団収益の分配への参加等（13条））
第三章	組織登記	19~25条	組織の章程（＝定款）の内容（名称、代表者、財産の範囲、組織機構、収益権分配など（20条））、登記義務（22条）
第四章	組織機関	26~35条	組織構成員大会（26条）、組織構成員代表大会（規模が大きい場合（28条））、理事会（29条）、監事会（32条）等
第五章	財産経営管理及び収益分配	36~48条	集団所有財産の内容（土地・森林等、建築物、農田水利施設、教育・文化施設、経営管理等）、財産は集団で所有権行使・個人への分割不可（36条）、耕地請負経営の実行、住宅居用地の管理、建築物・水利施設の管理（37条）、集団経営性建設用地の使用方法、譲渡・有償貸付可（39条）
第六章	支援措置	49~55条	県級以上政府が資金支援（49条）、納税義務と税収上の優遇（50条）、国は金融機関が組織に貸付等実施を奨励（52条）
第七章	争議の解決及び法律責任	56~63条	内部管理、収益分配等紛争を地方政府農業部局が調停、人民法院への訴訟提起も可（56条）、大会や責任者が権利侵害の場合、地方政府が是正命令、処分・行政処罰（58条）、経営管理彩の賠償責任（60条）等
第八章	附則	64~67条	農村集団経済組織未成立の場合、村民委員会、村民小組が職能代行（64条）

資料：「中華人民共和国農村集体経済組織法（2024年6月28日第十四届全国人民代表大会常務委員会第十次會議通過）」より筆者作成

#### 4. おわりに

これまでみてきたように、2024年現在の習近平政権の三農政策は、国家安全重視と「共同富裕」を習氏と党の力で両立させることを目指し、各関係部門が習氏の下で競い合うかのように様々な観点からのビジョンとプログラムを掲げ、経済より政治的観点を優先しつつ各般の取組を進めつつある構図(第8図)と言えよう。ただ、中国経済全体の先行きが不安視される中、「三農」への資金や諸リソースの十分な投入を前提とした政策方向が継続可能か不透明な面もあり(特に「横向き収入補償」の成否は将来に大きな影響を及ぼしそうだ)、対外情勢が不安定な中で、生産量や耕地面積等をどのように誘導していくことになるのか、世界の食料需給の安定の観点からも注意深く見守っていく必要があると思われる。



第8図 習近平政権「三農政策」の2024年時点の枠組み概要と主なキーワード

- 注(1)「農業現代化」の一般的な規律に基づく海外における共通する特徴として、「供給の保障が強固で、科学技術の装備が強く、経営システムが強く、産業の強靱性が強く、競争能力が強い」と総括されている(2022年12月23日「中央農村工作会議」における習近平総書記講話など)。
- (2) 第二十回党大会における習近平総書記の報告では、「産業、人材、文化、生態、組織の振興を着実に実行」とされていた。さらに、これを受けた2022年末の「中央農村工作会議」での習氏の講話では、5つの側面として「自らの力に依拠して飯碗をしっかり持つ」、「双層経営体制に依拠して農業を発展させる」、「エコロジカルで低炭素型の農業を発展させる」、「農耕文明の存続」、「共同富裕の着実な推進」の五側面があるとされ、政策方向としては、①「食糧と重要農産品の安定的で安全な供給」(筆頭の大事)、②「乡村振兴の全面的な推進」<地域資源を生かした産業振興を指す(エコツーリズムなどや農産加工も含む)>(重要任務)、③「科学技術と改革の両輪駆動」(加速化の原動力)、④「農村現代化建設の推進」<農村インフラ、公共サービス、文化振興等>(内在的要求・必要条件)、⑤「党の全面的な指導」(農業強国を強固に保証)が挙げられていた。
- (3) 中国共産党中央財經委員会弁公室・同中央農村工作領導小組弁公室・農業農村部・国家發展改革委員會 2023年6月26日付け「關於有力有序有勁推廣浙江“千万工程”經驗的指導意見」的通知, [https://www.gov.cn/lianbo/bumen/202307/content\\_6890255.htm](https://www.gov.cn/lianbo/bumen/202307/content_6890255.htm) (2025年1月31日閲覧)
- (4) 文件公表翌日の2月4日に中国共産党中央農村工作領導小組弁公室の韓文秀主任が説明。 <http://www.scio.gov.cn/live/2024/33319/index.html> (2025年1月31日閲覧)
- (5) このほか、「千万工程に何を学ぶのか」について、注(4)の韓主任は、①一枚の青写真をあくまでも堅持し、一步一步着実に、長い時間をかけて進めること、②農民大衆が待ち望んでいることの中から業務の出発点、着手点を探り、系統的に都市農村の發展・整備を統一的に計画すること、③地域の実情に応じて、施策を分類して実行し、それにより農村富民化のための産業を育成強大化すること、④「党(組織)の建設」を重視し、それがリード作用を果たして末端までしっかり掌握することによって農村の統治を強化改革すること、の四点を挙げている。

- (6) このほか、「耕地が「非食糧化」(食糧作物以外の栽培, さらには果樹園や畜産施設や水産養殖施設等への改変)された場合の整序化・改革」について、「その範囲を詳細化・明確化し, 回復の時期と手順を合理的に手配」しなければならないことがわざわざ注意事項として文件の文言中に挿入されており, この点について注(4)の韓主任も、「食糧生産と重要農産品の保障, 農民の収入増加の関係を統一的に考慮し, 整理改正の範囲を詳細に明確化し」なければならない。「単純化して一緒にたにして取り扱ってはならない」と説明しており, これまでは, 少なくない地域で, 食糧作物への闇雲な復帰が求められたり, 耕作途上で栽培中止が強制されたりするような不適切な事例がみられたことをうかがわせるとともに, また, 地域の土壌や作物栽培動向, 市場における評価等を顧みず, 「大食物観」や「糧経飼のバランス」(3.(3)参照)に反するような, 地方幹部による食糧作物一辺倒の一律的で不適切な指導も行われていたことを物語るのではないかと推察される。
- (7) 特定の「貧困県」を指定していたときのような地域全体に及ぶ広域的な「貧困」は2020年をもって消滅したとされているため, 「貧困撲滅」に代えて, 「(大規模な)貧困への逆戻り」防止のための対策として位置付けられる。
- (8) このほか, 「移転性収入」に関し, 「財政資金が投入されたプロジェクトにおいて, 資金の不正中間取得等への調査処分を強化し, 農民に給付される補助・助成がしっかり到達し, 農民に実益が届くようにすること」に文件の文言として言及するとともに, 農民への「財産権益の賦与」として, 農村の集団所有の資源資産, 特に遊休化した住宅用地・住居家屋や, 「四荒地」(荒山, 荒谷, 荒丘, 荒浜)等の資源資産を賃貸, 共同開発, 株式化経営等の方式で利活用していくことに言及している(3.(5)2)参照)。
- (9) 注(4)の韓主任は, この場合に, 都市に入った農民が都市に定着しても「完全に根を下ろす」までは農村に戻る帰路を断ってしまうことのないよう, 村における土地請負経営権や住宅用地使用权, 集団所有財産からの収益分配権の保護を継続すべきであると指摘している。また, こうした農村から都市への人口定住の状況を見極め, 村落側の住宅や公共インフラの整備が, 人が減っていく中で過剰投資とならないための見極めも重要であることを指摘しているが, 政府の目指す農村から都市への人口の移動が, より「近くの小都市へ」とシフトしていることにより, なおさら微妙なコントロールが求められるようになるものと予想される。
- (10) 農業農村部新聞弁公室「我国糧食産量首次突破 1.4 万億斤」(2024年12月16日農業農村部ホームページ掲載記事), [http://www.moa.gov.cn/xw/zwdt/202412/t20241216\\_6468042.htm](http://www.moa.gov.cn/xw/zwdt/202412/t20241216_6468042.htm) (2025年1月31日閲覧)
- (11) 2025年1月8日農業農村部常務会議での重点事項(農業農村部ホームページ掲載記事), [http://www.moa.gov.cn/xw/zwdt/202501/t20250108\\_6468980.htm](http://www.moa.gov.cn/xw/zwdt/202501/t20250108_6468980.htm) (2025年1月31日閲覧)
- (12) 2024年10月22日農業農村部種植業管理司全国油菜秋冬種暨大面積單產提昇工作推進会での強調点(農業農村部ホームページ), [http://www.moa.gov.cn/xw/zwdt/202410/t20241024\\_6465016.htm](http://www.moa.gov.cn/xw/zwdt/202410/t20241024_6465016.htm) (2025年1月31日閲覧)
- (13) 2024年9月, 中国商務部は, カナダからの菜種輸出にダンピングの疑いがあるとして調査開始を公表した。しかしながら, 9-12月のカナダからの輸出量はむしろ拡大している(1-8月前年比12%減, 9-12月112%増)。
- (14) 適正とされる全国の繁殖母豚頭数を4,100万頭から3,900万頭に引き下げるとともに, 許容される月間の頭数変動範囲を95~105%から92~105%に広げた。
- (15) 2025年1月20日に農業農村部が行った記者発表会で明らかにしたもの, <http://www.scio.gov.cn/live/2025/5431/tw/> (2025年1月31日閲覧)
- (16) 農業農村部・国家發展改革委・工業及び情報化部・財政部・中国人民銀行・市場監管総局・金融監管総局2024年9月14日付け「肉牛乳牛生産安定發展に関する通知」において, 牛の質の向上や乳用母牛の増強, 「新型経営主体」(家庭牧場(規模の拡大された家族経営)や酪農合作社等)の育成, 牧草用の耕地の確保による牧草コストの低減, 酪農業の飼育・生乳加工一体化, 資金借入対策, 貧困脱却地域の畜産業への新たなプロジェクトの導入, 消費の拡大等の対策を打ち出している。  
[http://www.moa.gov.cn/xw/zwdt/202409/t20240926\\_6463476.htm](http://www.moa.gov.cn/xw/zwdt/202409/t20240926_6463476.htm) (2025年1月31日閲覧)
- (17) 一例として2025年1月11-12日の韓俊農業農村部長の黒龍江省における活動(農業農村部ホームページ「韓俊在黑龍江調研時強調採取有力措置促進大豆産銷銜接切實鞏固大豆拓種成果」, [http://www.moa.gov.cn/xw/zwdt/202501/t20250112\\_6469062.htm](http://www.moa.gov.cn/xw/zwdt/202501/t20250112_6469062.htm) (2025年1月31日閲覧))
- (18) 2024年2月5日付け「中共中央弁公庁國務院弁公庁關於加強耕地保護提昇耕地質量完善占補平衡的意見」, [https://www.gov.cn/zhengce/202409/content\\_6976192.htm](https://www.gov.cn/zhengce/202409/content_6976192.htm) (2025年1月31日閲覧)
- (19) 2024年9月30日付け「自然資源部農業農村部關於改革完善耕地占補平衡管理的通知」, [https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202410/content\\_6979292.htm](https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202410/content_6979292.htm) (2025年1月31日閲覧)
- (20) 食糧安全保障法第二条: 国の食糧安全業務は, ……穀物の基本的な自給と食用食糧の絶対的安全保障を確保する。国家食糧安全の保障は, 大食物観を打ち建て, 多元的な食物供給体系を構築し, あらゆる方向から, 多くの道筋によって食物資源を開発し, 人民大衆の, 食物品種が豊富で多様で, 品質栄養が健全であるという消費ニーズを満たさなければならない。
- (21) 豊かになった中国の中で, かつては「食糧」が量的に充足することが最大の目標であったが, 量的には必要な食糧等が充足した今, 中国における国民の食に対するニーズは, 量から質と多様さへ, また, 栄養と健康へと移行しており, したがってそうしたニーズの変化に十分こたえていかなければならず, そのためには, 中国の限られた国土の中では食糧栽培最優先を引き続き貫かなければならず, 耕地の絶対的確保は必須課題であると同時に, 食糧と経済作物と飼料作物のバランスを重視するとともに, 農林漁業, 植物・動物・微生物を総合した供給体系を進め, それと併せて, 農産物の品質や安全, トレーサビリティ等も重視し, また, 国土の中では海洋や森林を活用するとともに施設栽培等も強力に推進することによって耕地量の制約を突破し, 多様で質の高い食物の確保を図ることを重視するという考え方。
- (22) 「大食物観」を貫徹する上で, 農業の理念についても, ①農業(狭義)だけでなく, 畜産, 林産, 水産も重要であり, ②狭義の作物の生産だけをとらえるのではなく, 科学技術, 研究開発, 種苗, 農業資材, 農業機械も重視しなければならない, ③農業「生産」だけでなく, 加工, 流通, 販売も重視しなければならない, ④生産の場(国土資源)としては, 耕地だけでなく, 草地, 林地, 海洋も活用しなければならない, ⑤農業の位置付けや役割についても, 多面的な機能を重視するとともに, 発展方式の持続性にも重きを置く必要があるとする考え方。

- (23)2024年8月12日付け 國務院弁公庁「關於踐行大食物觀構建多元化食物供給体系的意見」, [https://www.gov.cn/yaowen/liebiao/202409/content\\_6974842.htm](https://www.gov.cn/yaowen/liebiao/202409/content_6974842.htm) (2025年1月31日閲覧)
- (24)「自ら主導権を握り、国内に立脚し、生産能力を確保し、適度に輸入し、科学技術を支えとする」(以我為主、立足国内、確保産能、適度進口、科技支撐)
- (25)2024年12月18日の共産党の中央農村工作會議で、2025年の「三農」業務に向けた配備を行った際、本措置の2025年「始動」が明示された。(2024年12月18日新華社「中央農村工作會議在京召開 習近平對作好“三農”工作作出重要指示」, [https://www.gov.cn/yaowen/liebiao/202412/content\\_6993406.htm](https://www.gov.cn/yaowen/liebiao/202412/content_6993406.htm) (2025年1月31日閲覧)) (26)河北、吉林、黒龍江、遼寧、江蘇、安徽、江西、山東、河南、湖北、湖南、四川の12省と内モンゴル自治区。ただし、このうち、現在「純移出」状況にあるのは、黒龍江(移出率約75%)、吉林(約65%)、内モンゴル(約60%)、河南(約15%)、安徽(約15%)の5省(区)のみ。なお、新疆ウイグル自治区は、「生産販売均衡地域」(「生産地域」、「販売地域」以外を指す。第6図参照)に区分されるが、10%近い「純移出」状況にある。
- (27)北京、上海、天津の三つの直轄市と、浙江、福建、広東、海南の4省。
- (28)2024年2月4日 韓文秀・中国共産党中央農村工作領導小組弁公室主任(農業農村部副部長兼務)が行った一号文件に係る記者説明会
- (29)2024年9月15日新華社「学習<決定>毎日問答:為什麼要統籌建立糧食産銷区省際橫向利益補償機制」, [https://www.gov.cn/zhengce/202409/content\\_6974817.htm](https://www.gov.cn/zhengce/202409/content_6974817.htm) (2025年1月31日閲覧)
- (30)2019-2021年の野菜と食糧、果物と食糧を栽培した場合の平均コスト利潤率は、それぞれ17.3倍と5.0倍。(中国社会科学院農村發展研究所課題組「農業農村現代化:重点、難点与推進路徑」(『中国農村經濟』2024年第5号社会科学文献出版)による。)
- (31)田原は、「今後は「都市 vs.農村」二元構造から、「大・中都市 vs. 県域社会」二元構造に移行する」としている。
- (32)張照新・農業農村部農村經濟研究中心研究員の發言。2023年12月21日付け澎湃ニュース, <https://baijiahao.baidu.com/s?id=1785852231881809492&wfr=spider&for=pc> (2025年1月31日閲覧)
- (33)「生態保護補償条例」(中華人民共和國國務院令 第779号 2024年4月6日公布)は、「財政的な縦向補償」、「地域間の横向補償」、「市場メカニズムによる補償(資源環境權益の取引、生態産業の發展促進、市場的に運営される生態保護補償基金等)」の三つの柱からなっている。  
解説記事:2024年5月18日付け人民日報, [https://www.gov.cn/zhengce/202405/content\\_6952154.htm](https://www.gov.cn/zhengce/202405/content_6952154.htm)  
条文:中国政府網, [https://www.gov.cn/zhengce/content/202404/content\\_6944394.htm](https://www.gov.cn/zhengce/content/202404/content_6944394.htm) (2025年1月31日閲覧)
- (34)この点を党・政府も意識し始めた可能性があると思われ、(25)の中央農村工作會議で、2025年に向けた取組として新たに「食糧等重要農産品を合理的水準で保持することを推進」との文言が登場している。
- (35)1985年以降(1985・86年、その後2004年に「三農」(農業・農村・農民)をテーマとする「一号文件」が復活し、2024年現在継続中)は、中国共産党中央・國務院の連名となっている。
- (36)江宇(國務院發展研究中心)「詠懂農村集体經濟組織法,發展壯大集体經濟!」(2024年9月4日中華全国供銷合作總社ネット), <https://www.chinacoop.gov.cn/news.html?aid=1819512> (2025年1月31日閲覧)

## 【引用文献】

### 【日本語文献】

- 田原史起(2024)『中国農村の現在—「14億分の10億」のリアル—』中央公論新社。
- 百崎賢之(2024)「第2章 中国」農林水産政策研究所『プロジェクト研究【主要国農業政策・食料需給】研究資料』6
- 百崎賢之(2023a)「中国の食糧安全保障—「油瓶の中身」もできるだけ自力で—」『農林水産政策研究所レビュー』114:10-11.
- 百崎賢之(2023b)「第3章 中国」農林水産政策研究所『プロジェクト研究【主要国農業政策・食料需給】研究資料』2

### 【中国語文献】

- 于法穩・孫韓小雪(2023)「建立糧食産銷区省際橫向利益補償機制的重点、難点及对策建議」『魏後凱・王貴榮主編 農村綠皮書 中国農村經濟形勢分析与予測(2023~2024)』社会科学文献出版社。
- 宋洪遠・鄭兆峰(2023)「保健全糧食主産区利益補償機制:現實基礎、困難挑戰与政策優化」『農業現代化研究 2023年第44卷第2期』,中国科学院(『中国鄉村發現』2023. 5.29付けに掲載あり, <https://www.163.com/dy/article/I5TVAIOS0521E31Q.html> (2025年1月31日閲覧))。
- 杜志雄(2024)「探索建立糧食産銷区省際橫向利益補償機制」『中国農村經濟 2024年第一期』中国農村經濟問題雜誌社。
- 海關總署(2025)「2024年12月進口主要商品量值表(人民幣值)」, <http://www.customs.gov.cn/customs/index.html> (2025年1月31日閲覧)(他に、中国海關統計(各年)と同総署ホームページ)
- 国家統計局(2024)「国家統計局關於2024年糧食産量数据的公告」, [https://www.stats.gov.cn/sj/zxfb/202412/t20241213\\_1957744.html](https://www.stats.gov.cn/sj/zxfb/202412/t20241213_1957744.html) (2025年3月31日閲覧)(他に、中国農村統計年鑑(各年))。
- 国家統計局(2025)「2024年經濟運行穩中有進 主要發展目標順利實現」, [https://www.stats.gov.cn/sj/zxfb/202501/t20250117\\_1958332.html](https://www.stats.gov.cn/sj/zxfb/202501/t20250117_1958332.html) (2025年1月31日閲覧)(他に、中国統計年鑑(各年))。
- 農業農村部(2024)『中国農業展望報告』(2024年版)中国農業科学技術出版社。

## 第4章 インド

### —近年におけるコメの輸出動向—

草野 拓司

#### 1. はじめに

インドは 1960 年代後半までにたびたび大飢饉を経験し、多数の犠牲者を出してきたことから、食料の自給が政府の最大の目標であった。そして、化学肥料、電力、灌漑（特に管井戸）への農業投入財補助金が効果を示し、1970 年代後半には「緑の革命」に成功し、穀物の自給を達成した。その後も価格政策や投入財政策などを背景にしたコメや小麦の増産が続き、2010 年代半ば以降は世界一のコメ輸出国になった。

このように、インドは世界最大のコメ輸出国であることに加え、コメの貿易率が低く国際価格の変動が激しいことから、我が国にとっても無視できない状況である。加えて、インドによるコメの輸出は単一的なものではなく、品目が多く、輸出先国も品目によって大きく分かれるが、それについて詳しくは知られていない。

そこで本稿では、インドによるコメ輸出の動向を知るため、特にコメの各品目と輸出先国の関係について整理することを目的とする。以下、2 節では例年のカントリーレポート同様、主要農産物の近年の需給動向を簡単に整理する。3 節では最初にインドの貿易全般を概観する。その後、コメの輸出に焦点を当て品目別の輸出先国・地域について整理する。4 節でまとめを行う。

#### 2. 主要農産物の需給動向

##### (1) 主要穀物

###### 1) コメ

2024/25 年の生産量は、前年度より 718 万トン増収の 1 億 4,500 万トンと推測されており（第 1 表）、増産基調に変わりないといえるだろう。世界全体の 27% を占めており、依然として影響力は大きい。

同年度の消費量は前年度より 460 万トン増の 1 億 2,100 万トンと推測されている。自給率は 120% であり、消費量に対する安定した生産量が維持されていることが分かる。期首在庫も 4,200 万トンと推測されており、安定した供給量が維持されていると言える。

以上のように安定した供給量を維持しているものの、インド政府は 2022 年 9 月に碎米、2023 年 7 月にバスマティ米・パーボイルド米以外の精米の輸出を規制した。これらにより、2023/24 年の輸出量は前年度比で約 29% 減の 1,443 万トンとなった。その後、2024 年 9 月に輸出規制を解除したことにより、2024/25 年の輸出量は、前年度より 707 万トン増

加して2,150万トンになると推測されている。2023/24年の世界における輸出量の割合は25.5%であったが、2024/25年は37%まで増加すると推測される。これに伴い、ベトナム（13.4%）、タイ（13.2%）を大きく上回り、依然として国際的にも大きな影響力を持つこととなる。

第1表 コメの需給（精米ベース）

単位：1,000ヘクタール，1,000トン，単収はトン/ヘクタール

	2019/20	2022/23	2023/24	2024/25
収穫面積	43,662	47,832	47,828	50,000
期首在庫	29,500	34,000	35,000	42,000
生産量	118,870	135,755	137,825	145,000
輸入量	0	0	0	0
総供給量	148,370	169,755	172,825	187,000
輸出量	12,520	20,245	14,429	21,500
消費量	101,950	114,510	116,396	121,000
期末在庫	33,900	35,000	42,000	44,500
単収	4.1	4.3	4.3	4.4

資料：USDA PSD Online(2025年1月1日参照)。

## 2) 小麦

インドではコメに次いで重要な穀物である小麦の2024/25年の生産量は前年度から274万トン増で、1億1,329万トン超と推測されている（第2表）。2016/17年には不作だったものの、以降は安定した増産基調が続いていると言える。

2024/25年の消費量は前年度より10万トン減の1億1,224万トンと推測される。自給率は101%である。新型コロナウイルス感染症により、中央政府が無償で大量の小麦を支給したことにより、2023/24年の期首在庫は前年比で大きく減少していた。その影響を受け、2024/25年はさらに減少して750万トンとなったものと推測される。

コメと比べると小麦は気候の影響を受けやすく、生産がやや不安定なため、インドはたびたび輸入と輸出を繰り返してきた。近年では、2016/17年と2017/18年に小麦の純輸入国であったが、2018/19年以降は純輸出国となっている。ただし、2022年5月の輸出規制に伴い、2023/24年以降、ほとんど輸出はない（2023/24年は34万トンであり、2024/25年は25万トンの見込み）。国内における安定的な穀物供給を徹底してきたインド政府の方針がこの背景にある。

## 3) トウモロコシ

近年、粗粒穀物の中で最も重要な位置づけにあるのがトウモロコシである。家禽用飼料<sup>かきん</sup>や工業用への国内需要が増加しており、生産量も堅実に増加してきた。単収もより優れたハイブリッド品種により増加している。収穫面積も拡大しており、2000年代初期は660万ヘクタールであったが、近年は1,000万ヘクタールを超えている（第3表）。こうして近年

の生産量は増加基調で、2024/25年は前年度より34万トン増加し、3,800万トンと推測される。

消費量も過去20年、家禽用飼料やでんぷんとしての利用が増加したことにより増加している。2024/25年は前年度比で3.2%増の3,910万トンとなり、自給率は97.2%と推測される。総消費量に占める飼料用消費量の割合は60.9%であり、近年の高止まりの傾向が続いている。インドでは伝統的に粗飼料が利用されることが多く、より栄養価の高いトウモロコシの利用は依然として十分ではないため、トウモロコシへの潜在的な需要が大きいと考えられている。そのため、さらなる増産が求められる状況にあると言えるだろう。

第2表 小麦の需給

単位：1,000ヘクタール，1,000トン，単収はトン/ヘクタール

	2019/20	2022/23	2023/24	2024/25
収穫面積	29,319	30,459	31,401	31,833
期首在庫	16,992	19,500	9,500	7,500
生産量	103,600	104,000	110,554	113,292
輸入量	20	42	126	200
総供給量	120,612	123,542	120,180	120,992
輸出量	509	5,377	338	250
消費量	95,403	108,665	112,342	112,242
期末在庫	24,700	9,500	7,500	8,500
単収	3.5	3.4	3.5	3.6

資料：USDA PSD Online(2025年1月1日参照)。

第3表 トウモロコシの需給

単位：1,000ヘクタール，1,000トン，トン/ヘクタール

	2019/20	2022/23	2023/24	2024/25
収穫面積	9,569	10,744	11,241	10,800
期首在庫	1,344	2,395	2,658	2,823
生産量	28,766	38,085	37,665	38,000
輸入量	318	0	900	500
総供給量	30,428	40,480	41,223	41,323
輸出量	1,384	3,122	500	300
消費量	27,200	34,700	37,900	39,100
うち飼料用消費量	16,000	20,600	22,900	23,800
うち食料・種子・工業用途の消費量	11,200	14,100	15,000	15,300
期末在庫	1,844	2,658	2,823	1,923
単収	3.0	3.6	3.4	3.5

資料：USDA PSD Online(2025年1月1日参照)。

## （2）畜産業

### 1）ミルク

2024年度の生産量は、前年度比2%増の2億1,170万トンと推測される（第4表）。そのうち48%に当たる1億100万トンは牛乳、残りの52%に当たる1億1,070万トンはその他（ほとんどは水牛乳）となっている。牛乳、水牛乳いずれも増加が続いており、総生産量は、2019年度比で11%増となり、ミルクの供給量は安定している。

消費量をみると、2024年度は前年度比2.2%増の2億1,168万トンと推測される。人口増加と所得向上などにより、ミルクの消費量は右肩上がりが増加が続いている。とはいえ、自給率は依然として100%を維持している。

第4表 ミルクの需給

単位：1,000トン

	2019	2022	2023	2024
乳牛頭数(1,000頭)	54,600	59,500	61,000	61,500
生産量	191,000	202,500	207,100	211,700
うち牛乳生産量	92,000	97,000	99,000	101,000
うち他ミルク生産量	99,000	105,500	108,100	110,700
輸入量	0	0	0	0
総供給量	191,000	202,500	207,100	211,700
輸出量	14	14	16	20
消費量	190,986	202,486	207,084	211,680
うち飲料用消費量	79,000	85,000	87,050	89,000
うち工場用消費量	111,986	117,486	120,034	122,680
うち飼料用消費量	0	0	0	0

資料：USDA PSD Online(2025年1月1日参照)。

### 2）水牛肉及び牛肉

人口増加と堅調な輸出需要により、2024年度の水牛肉及び牛肉の生産量は前年度比2.1%増の457万トンと推測されることから、若干の増加傾向にあるといえる（第5表）。インドにおけるほとんどの州は、宗教的な理由で牛（水牛は含まない場合もある）のと殺を制限するか禁止しているため、生産量の大半は主に酪農部門からの廃用水牛のと殺に依存している。

水牛肉及び牛肉の消費量をみると、2024年度は前年度比2.5%増の299万トンと推測される。なお、第5表には示していないが自給率は依然として高く、前年度とほぼ変わらず、153%である。国内生産量が消費量を大きく上回っており、生産量と消費量のギャップの多くが輸出に向けられた結果、158万トンが輸出されたと推測される。これは世界の輸出量の12%に当たり、インドはブラジル、オーストラリアに次いで世界第三位の牛肉輸出国となっている。

第5表 牛肉の需給

単位：1,000 トン（枝肉ベース）

	2019	2022	2023	2024
期首在庫	0	0	0	0
生産量	4,270	4,350	4,470	4,565
輸入量	0	0	0	0
総供給量	4,270	4,350	4,470	4,565
輸出量	1,494	1,442	1,552	1,575
消費量	2,776	2,908	2,918	2,990
期末在庫	0	0	0	0

資料：USDA PSD Online(2025年1月1日参照)。

### 3. コメの輸出における品目と輸出先国の関係

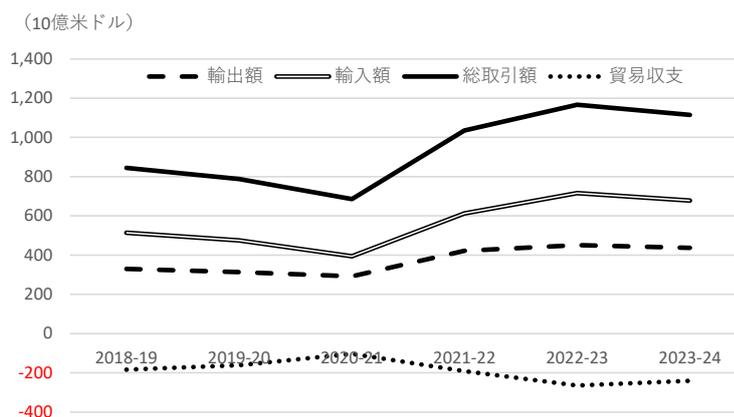
以上のように、インドは世界最大のコメ輸出国であることに加え、コメの貿易率が低く国際価格の変動が激しいことから、我が国にとっても無視できない。そこで本稿では、インドによるコメ輸出の動向を知るため、特にコメの各品目と輸出先国の関係について整理することを目的とする。

#### (1) 貿易概況

最初に、コメの輸出動向をみる前に、JETRO (2024)などを参考にしつつインドの貿易概況を整理する。

##### 1) 貿易収支等

第1図で貿易収支等をみると、2023/24年では、輸出が前年度比3.1%減の4,371億米ドル、輸入は5.3%減の6,782億米ドルとなり、いずれも過去最高額となった前年から減少した。貿易収支は2,411億ドルの赤字で、赤字幅は前年から238億ドル減少した。2018/19年以降、輸入額が輸出額を上回っており、貿易赤字が続いている。



第1図 インドの貿易収支等

資料：Government of India, Ministry of Commerce and Industry, Department of Commerce ホームページより筆者作成(2025年2月4日参照)。

## 2) 貿易先の地域・国

次に第6表で地域別の輸出額をみていこう。2018/19年以降北米が最大であり、2023/24年には全体の19.8%を占める867億ドルとなっている。そしてEU、西アジア(GCC)、アセアン、北東アジアが続く。ただし、北米、EU、西アジア(GCC)への輸出額は着実に伸びているが、アセアンや北東アジアへの輸出額の伸びは鈍化している。一方で、西アフリカや東アフリカをはじめとするアフリカ地域への輸出については、割合で見ると依然としてそれほど大きくはないが、近年は増加傾向にあるとみることができる。

第6表 インドによる地域別輸出額

単位：100万米ドル，%

地域	2018/19	2019/20	2020/21	2021/22	2022/23	2023/24	
						(割合)	
北米	59,099	59,564	57,671	84,356	87,849	86,685	19.8
EU	47,863	44,991	41,360	64,964	74,837	75,925	17.4
西アジア (GCC)	41,622	40,466	27,759	43,932	51,306	56,323	12.9
アセアン	37,474	31,547	31,486	42,328	44,000	41,208	9.4
北東アジア	41,979	38,651	42,120	49,301	39,992	38,353	8.8
南アジア	25,349	21,941	22,078	34,229	28,027	25,624	5.9
その他欧州	14,947	13,893	12,306	19,392	21,516	20,939	4.8
南米	9,741	10,059	10,104	14,934	17,705	14,503	3.3
西アフリカ	7,698	8,177	9,450	13,565	17,726	12,840	2.9
その他西アジア	10,761	10,660	7,706	10,805	16,458	11,852	2.7
東アフリカ	7,378	6,636	5,785	8,265	11,072	11,404	2.6
SACU	4,378	4,412	4,222	6,608	8,916	9,301	2.1
東アジア (オセアニア)	4,024	3,359	4,667	8,935	7,711	8,685	2.0
北アフリカ	5,889	5,441	4,808	7,133	8,347	7,211	1.6
その他CIS	3,024	3,722	3,400	4,030	3,763	4,873	1.1
その他南アフリカ	1,856	2,868	1,936	2,970	3,566	3,090	0.7
中央アフリカ	1,342	1,456	1,533	1,678	1,571	1,493	0.3
その他	5,654	5,516	3,419	4,582	6,707	6,766	1.5
総額	330,078	313,361	291,808	422,004	451,070	437,072	100.0

資料：第1図と同じ。

続いて第7表で輸出先国上位10か国をみると、米国、UAE、オランダ、中国、シンガポールと続く。米国は11年連続で最大となっている。インドは多くの国々に対して貿易赤字であるが、米国に対しては黒字である。主要な輸出品目は医薬品・精製化学品、宝石・宝飾品、機械・器具などである。第二位のUAEへの輸出では、宝石・宝飾品や輸送機器が大きく増加した。なお、輸出総額に占める上位10か国への輸出額の割合は51%となっている。

第7表 インドの輸出先国(上位10か国)

国	100万米ドル, %	
	2023/24	
	輸出額	割合
米国	77,515	17.7
UAE	35,625	8.2
オランダ	22,367	5.1
中国	16,659	3.8
シンガポール	14,414	3.3
英国	12,923	3.0
サウジアラビア	11,559	2.6
バングラデシュ	11,066	2.5
ドイツ	9,840	2.3
イタリア	8,766	2.0

資料：第1図と同じ。

次に第8表で地域別の輸入額をみると、2018/19年以降北東アジアが最大であり、2023/24年には全体の25%を占める1,693億ドルとなっている。そして西アジア(GCC)、アセアン、その他CISが続く。

第8表 インドによる地域別輸入額

地域	単位：100万米ドル, %						2023/24 (割合)
	2018/19	2019/20	2020/21	2021/22	2022/23	2023/24	
北東アジア	122,426	114,347	108,146	151,805	162,784	169,304	25.0
西アジア(GCC)	79,716	80,465	59,589	110,723	133,248	105,498	15.6
アセアン	59,321	55,370	47,421	68,081	87,577	79,664	11.7
その他CIS	8,580	9,588	8,327	13,601	47,672	61,856	9.1
EU	50,863	45,041	39,716	51,406	61,055	61,485	9.1
北米	44,642	43,997	34,420	50,695	58,899	49,853	7.4
その他西アジア	39,016	27,864	17,711	37,567	39,934	34,327	5.1
南米	20,547	17,075	12,479	21,738	21,923	21,232	3.1
東アジア(オセアニア)	13,914	10,403	8,790	17,539	20,181	16,996	2.5
その他欧州	10,021	8,906	6,447	9,061	13,198	12,229	1.8
SACU	7,555	7,749	8,111	11,775	10,900	11,244	1.7
西アフリカ	20,084	17,238	11,731	22,159	18,198	11,219	1.7
その他南アフリカ	5,643	5,341	2,644	4,731	6,315	6,135	0.9
南アジア	4,363	3,836	3,377	5,486	5,446	5,171	0.8
北アフリカ	5,728	5,552	4,300	7,554	7,374	4,253	0.6
東アフリカ	1,550	1,436	1,281	2,809	3,064	3,928	0.6
中央アフリカ	554	377	113	292	799	1,164	0.2
その他	19,555	20,125	19,833	26,030	17,400	22,658	3.3
総額	514,078	474,709	394,436	613,052	715,969	678,215	100.0

資料：第1図と同じ。

輸入元上位10か国は第9表のとおりである。最大は中国で、全体の15%を占める1,017億ドルとなっており、20年連続の首位となった。主要な輸入品目は一般機械、電子部品、コンピュータハードウェア・周辺機器などの工業品である。第二位のロシアは原油の輸入が大幅に増加したことで前年の第四位から浮上した。その影響もあり、UAE、サウジアラビアなど西アジアの産油国は順位を落とした。なお、輸出総額に占める上位10か国への輸出額の割合は59%となっている。

第9表 インドの輸入元国（上位10か国）

単位：100万米ドル，%

国	2023/24	
	輸入額	割合
中国	101,736	15.0
ロシア	61,159	9.0
UAE	48,026	7.1
米国	42,195	6.2
サウジアラビア	31,416	4.6
イラク	29,961	4.4
インドネシア	23,411	3.5
スイス	21,248	3.1
シンガポール	21,199	3.1
韓国	21,135	3.1

資料：第1図と同じ。

### 3) 貿易品目

ここでも、JETRO（2024）を中心に貿易品目を紹介する。

輸出を品目別にみると、石油製品、機械・器具、宝石・宝飾品、医薬品・精製化学品と続く（第10表）。第七位となった電子通信機器が最も大きな伸び率となっているほか、医薬品・精製化学品、機械・器具、輸送機器などの拡大があった。

一方で、石油製品、無機・有機・農業化学品は減少している。また、宝石・宝飾品も減少している。これは、ダイヤモンドの主な消費市場である中国や米国での需要が低下し、合成ダイヤモンドの普及により価格も低迷しているためだという。

第10表 インドによる主要な輸出品（上位10品目）

	(単位：100万ドル，%)			
	2022年度		2023年度	
	金額	金額	構成比	伸び率
石油製品	97,326	84,171	19.3	△13.5
機械・器具	33,147	35,432	8.1	6.9
宝石・宝飾品	37,884	32,720	7.5	△13.6
医薬品・精製化学品	25,392	27,857	6.4	9.7
輸送機器	25,010	26,717	6.1	6.8
鉄金属・非鉄金属	23,269	22,579	5.2	△3.0
電子通信機器	12,920	17,268	3.9	33.7
織物用糸・布地	15,495	16,092	3.7	3.9
無機・有機・農業化学品	18,828	15,389	3.5	△18.3
鉄・鉄鋼	13,302	11,851	2.7	△10.9
合計（その他含む）	450,554	437,165	100.0	△3.0

資料：JETRO（2024）より引用。

輸入を品目別にみると、最大である原油が減少しているのに加え、第三位の石油製品が減少したことにより、貿易赤字が縮小した（第11表）。ただしこれは、輸入量がいずれも増加していることから、2023年に原油価格が落ち着いたことに伴って、輸入額が減少したものと考えられるのである。なお、原油の輸入元国として、ロシアの割合が拡大していることも注目される。

一方で、金・銀の輸入が大きく伸びている。インドにおける内需の好調さが分かる。また、スマートフォンなど組み立ての材料となる電子部品の伸びも大きく、国内製造業からの需要が反映されたものと考えられる。

第11表 インドによる主要な輸入品（上位10品目）

	(単位：100万ドル，%)			
	2022年度		2023年度	
	金額	金額	構成比	伸び率
原油	162,069	139,901	20.7	△13.7
金・銀	40,149	51,023	7.6	27.1
石油製品	47,247	39,780	5.9	△15.8
石炭・コークス・ブリケット	49,423	38,879	5.8	△21.3
電子部品	25,121	34,380	5.1	36.9
一般機械	29,923	32,149	4.8	7.4
鉄金属・非鉄金属	25,104	27,151	4.0	8.2
真珠・貴石	30,645	23,826	3.5	△22.3
輸送機器	26,224	21,065	3.1	△19.7
人造樹脂・プラスチック材	21,984	20,688	3.1	△5.9
合計（その他含む）	715,327	675,550	100.0	△5.6

資料：第10表と同じ。

## (2) コメの輸出における品目と輸出先国の関係

### 1) 輸出総量でみるコメの主な輸出先国・地域

2021/22年には中国が163万トンで第一位となっている(第12表)。その他では、隣国バングラデシュが162万トンで続いているのに加え、インドネシアやネパールなどのアジア諸国が上位を占めている。また、ベナン、セネガルなどのアフリカ諸国が多いのも特徴的である。2022/23年もそれほど大きな変化はない。

大きく変わったのが2023/24年である。最大の輸出先国が128万トンのサウジアラビアになったほか、イラクとイランという西アジア諸国が上位を占めるようになった。また、その他ではアフリカ諸国が上位になっている。なお、2022年の碎米、2023年の一般米(バスマティ米・パーボイルド米以外の精米)の輸出規制などに伴い、2023/24年の輸出総量は前年・前々年よりも大幅に減少していることも特徴として挙げられる。

輸出総量で見れば以上のような特徴がある。以下では輸出総量をバスマティ米、パーボイルド米、一般米、碎米に分け、その特徴などを整理する。

第12表 コメの輸出総量の輸出先国(上位10か国)

単位：トン

	2021/22		2022/23		2023/24
中国	1,634,050	ベナン	1,567,500	サウジアラビア	1,283,189
バングラデシュ	1,623,916	中国	1,504,275	ベナン	1,282,333
ベナン	1,525,834	セネガル	1,337,980	ギニア	911,790
インドネシア	1,208,838	コートジボワール	1,211,100	イラク	858,807
セネガル	1,095,929	インドネシア	1,195,991	トーゴ	712,986
ベトナム	912,929	ルワンダ	972,644	イラン	685,905
コートジボワール	903,502	トーゴ	940,287	セネガル	643,935
トーゴ	844,144	ベトナム	933,982	ケニア	621,739
ネパール	764,477	ギニア	910,694	コートジボワール	618,882
ルワンダ	679,643	バングラデシュ	844,057	ソマリア	542,531
その他	9,294,851	その他	10,441,448	その他	7,554,766
計	20,488,113	計	21,859,959	計	15,716,863

資料：第1図と同じ。

### 2) バスマティ米

バスマティ米とはインドやパキスタンで古くから栽培されている長粒種の一種で、芳香が特徴の香り米のことを指す。カレーとの相性がよく、炊き込みご飯のビリヤニにも使われる。価格は他の品目に比べて高価である。

第13表でこのバスマティ米の輸出をみると、総量では2021/22年に394万トン、2022/23年に456万トン、2023/24年に524万トンとなっており、着実に増加を続けている。コメの輸出総量に占める割合では、19%、21%、33%となっている。

そのバスマティ米は、2021/22年以降、上位10か国で輸出量の81%、80%、78%を占めている。このコメを好んで輸入しているのは、3か年を通してみるとサウジアラビア、イラン、イラク、UAE、イエメン、クウェート、オマーン、カタールといった西アジアの8か国である。バスマティ米の輸出総量に占める西アジア8か国への輸出割合は74%、72%、70%であり、圧倒的に西アジアへの輸出が多いことが分かる。

第13表 インドによるバスマティ米（精米）の輸出先国（上位10か国）

単位：トン

2021/22		2022/23		2023/24	
イラン	998,045	イラン	998,879	サウジアラビア	1,098,042
サウジアラビア	674,601	サウジアラビア	954,734	イラク	824,527
イラク	486,296	イラク	364,064	イラン	670,782
UAE	257,008	UAE	315,516	UAE	308,656
イエメン	205,936	イエメン	289,605	イエメン	307,117
米国	160,895	米国	204,026	米国	234,469
クウェート	147,485	クウェート	156,440	英国	185,544
英国	129,422	英国	143,677	クウェート	179,583
オマーン	77,444	オマーン	112,256	オマーン	164,351
カタール	71,723	ヨルダン	105,737	カタール	115,404
その他	734,730	その他	916,159	その他	1,153,572
計	3,943,584	計	4,561,092	計	5,242,047

資料：第1図と同じ。

### 3) パーボイルド米

荒井（1971）によると、パーボイルド米とは、籾摺を容易にし、かつ碎米の発生を防ぐという長い間の生活の知恵から生まれた加工法によって作られるコメである。パーボイル処理の目的はインド型米の砕けやすい性質や困難な籾摺を容易にするため、貯穀害虫に対する抵抗性も増してくるといふ。さらに蒸煮処理により米粒内の酵素が破壊されるため貯蔵性を増すことができるようになる。コメは収穫後一年以上経過すると、味や触感が変化してくるが、パーボイルド米として加工したものは2～3年間、その性状は変化しないといわれている。

第14表でこのパーボイルド米の輸出をみると、総量では2021/22年に743万トン、2022/23年に785万トン、2023/24年に757万トンとなっており、堅調に推移していることが分かる。コメの輸出総量に占める割合では、36%、36%、48%となっており、輸出されるコメの中で最も多い。

パーボイルド米は、上位10か国で輸出量の77%、71%、64%を占めている。このコメを好んで輸入しているのは、いずれの年も上位に位置する隣国バングラデシュをはじめ、西部アフリカのベナン、ギニア、トーゴ、コートジボワールなどである。また、東部アフリカのソマリア、ジブチ、南部アフリカの南アフリカ共和国など、大半をアフリカ諸国が占めている。

第14表 インドによるパーボイルド米（精米）の輸出先国（上位10か国）

単位：トン

2021/22		2022/23		2023/24	
バングラデシュ	1,484,816	ベナン	969,161	ベナン	1,169,684
ベナン	1,021,589	バングラデシュ	726,299	ギニア	843,528
コートジボワール	590,734	ギニア	707,227	トーゴ	588,482
トーゴ	582,511	コートジボワール	697,704	ソマリア	507,793
ギニア	489,338	トーゴ	689,634	コートジボワール	486,298
ソマリア	455,313	ソマリア	466,001	ジブチ	286,959
リベリア	345,428	リベリア	383,927	リベリア	248,411
スリランカ	342,693	ジブチ	344,940	シエラレオネ	240,323
ジブチ	237,475	スリランカ	297,422	南アフリカ共和国	238,461
南アフリカ共和国	197,423	シエラレオネ	262,790	ベトナム	235,961
その他	1,686,763	その他	2,303,409	その他	2,724,854
計	7,434,082	計	7,848,514	計	7,570,753

資料：第1図と同じ。

## 4) 一般米（バスマティ米・パーボイルド米以外の精米）

ここでいう一般米とは、バスマティ米・パーボイルド米以外の精米を指す。

第15表で一般米の輸出をみると、総量では2021/22年に522万トン、2022/23年に640万トン、2023/24年に236万トンとなっている。コメの輸出総量に占める割合では、26%、29%、15%となっている。このように一般米は、2023年7月からの輸出規制により、2023/24年に輸出量・輸出割合が大幅に減少している。

その一般米は、上位10か国で輸出量の65%、63%、72%を占めている。輸出先は、パーボイルド米と同様、アフリカへの輸出が目立っている。ただし、パーボイルド米が西部アフリカを中心とした輸出であったのに対し、一般米はケニア、モザンビーク、マダガスカルなどの東部アフリカを中心としつつ、ベナン、トーゴ、コートジボワールなどの西部アフリカが続いている。また、カメルーンやアンゴラなどの中部アフリカへの輸出量が多いのも特徴的である。その他では、アジア諸国への輸出も多く、ネパール、ベトナム、マレーシアへの輸出量は、2021/22年には一般米の輸出総量の24%を占めている。

第15表 インドによる一般米(バスマティ米・パーボイルド米以外の精米)の輸出先国  
(上位10か国)

単位：トン

2021/22		2022/23		2023/24	
ネパール	625,954	ベナン	582,833	ケニア	415,206
マダガスカル	536,660	マダガスカル	555,867	モザンビーク	257,559
ベナン	474,314	ケニア	546,700	カメルーン	172,207
ベトナム	322,833	カメルーン	426,874	ベトナム	159,923
マレーシア	287,308	コートジボワール	422,648	マレーシア	135,854
カメルーン	271,864	モザンビーク	351,177	マダガスカル	121,179
トーゴ	244,660	ベトナム	335,311	トーゴ	119,975
モザンビーク	227,154	アンゴラ	317,492	コートジボワール	114,177
コートジボワール	208,431	トーゴ	245,358	ベナン	105,452
ギニア	173,002	ネパール	218,429	エジプト	85,008
その他	1,847,399	その他	2,398,467	その他	672,551
計	5,219,580	計	6,401,158	計	2,359,090

資料：第1図と同じ。

### 5) 砕米

砕米の用途はさまざまであり、飼料用やエタノール用に利用されることもあれば、食用として利用されることもあり、地域による差異が大きい。

第16表でその砕米の輸出をみると、総量では2021/22年に389万トン、2022/23年に305万トン、2023/24年に55万トンとなっている。コメの輸出総量に占める割合では、19%、14%、3.5%となっており、全体に占める割合は低下している。これは、2022年9月に砕米の輸出規制が行われたことによるものと考えられる。

この砕米は、上位10か国で輸出量の92%、97%、97%を占めている。輸出先は、2021/22年と2022/23年は中国が多く、砕米輸出の40%を超えていた。それ以外では、セネガル、コートジボワール、ガンビアなどの西アフリカ諸国、ベトナム、インドネシアといった東南アジア諸国、ジブチ、エチオピアといった東アフリカ諸国となっている。2023/24年で見ると中国は上位10か国に入らず、セネガルを筆頭とする西アフリカ諸国が大半を占めるようになっている。

第16表 インドによる碎米の輸出先国（上位10か国）

単位：トン

2021/22		2022/23		2023/24	
中国	1,585,946	中国	1,280,097	セネガル	379,263
セネガル	921,891	セネガル	1,026,109	ガンビア	82,942
ベトナム	344,881	インドネシア	194,124	ベトナム	23,402
ジブチ	244,814	ベトナム	150,526	インドネシア	18,208
インドネシア	208,544	ジブチ	116,541	コートジボワール	15,000
コートジボワール	103,784	コートジボワール	90,133	ジブチ	14,179
ガンビア	75,034	ガンビア	62,765	オランダ	3,282
カメルーン	33,090	エチオピア	15,704	マリ	2,756
ネパール	31,498	ネパール	13,826	ベナン	2,598
ベラルーシ	30,375	アンゴラ	12,089	イタリア	1,318
その他	311,009	その他	87,281	その他	2,296
計	3,890,866	計	3,049,195	計	545,242

資料：第1図と同じ。

#### 4. まとめ

以上、インドからのコメの輸出は、バスマティ米が西アジア諸国中心であり、非バスマティ米がアフリカ諸国中心となっていることが分かった。ただし、非バスマティ米については、アフリカの各地域（特に西部アフリカと東部アフリカ）により求められるコメの品目が異なっていた。

高価な香り米であるバスマティ米は西アジア諸国の富裕層に好まれ、安価で保存期間が長いパーボイルド米は経済成長に伴い需要が増す西部アフリカ諸国に好まれるなど、品目により需要の背景が異なると考えられる。主な輸出先国であるサウジアラビア、ベナン、ケニア、セネガルなどに焦点を絞りつつ、その背景やインドとの二国間関係等を明らかにすることが今後の課題となる。また、本稿では輸出規制について簡単に触れたが、コメの輸出における輸出規制の影響力は大きいだけに、これについてもより掘り下げた分析が求められる。

#### [引用文献]

- [1] 荒井克祐(1971)「インドのパーボイルドライスの技術」『熱帯農研集報』20:22-26.
- [2] Government of India(2024) Pathways for Shared Progress: India-Africa Economic Cooperation.
- [3] Jayan Jose Thomas, B. Satheesha(2024) India's Rice Exports: World's Food Security Challenges.
- [4] JETRO(2024)「インドの貿易投資年報」. <https://www.jetro.go.jp/world/asia/in/gtir/> (2025年2月24日参照) .
- [5] USDA (2024) Grain and Feed Annual-2024, Gain Report.
- [6] USDA (2024) Dairy and Products Annual, Gain Report.
- [7] USDA (2024) Livestock and Products Annual, Gain Report.

---

2025（令和7）年 3月31日 発行

プロジェクト研究〔主要国農業政策・食料需給〕研究資料 第9号

令和6年度カントリーレポート タイ、ベトナム、中国、インド

編集発行 農林水産省 農林水産政策研究所

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-1-1

電話 (03)6737-9000

FAX (03)6737-9600

---